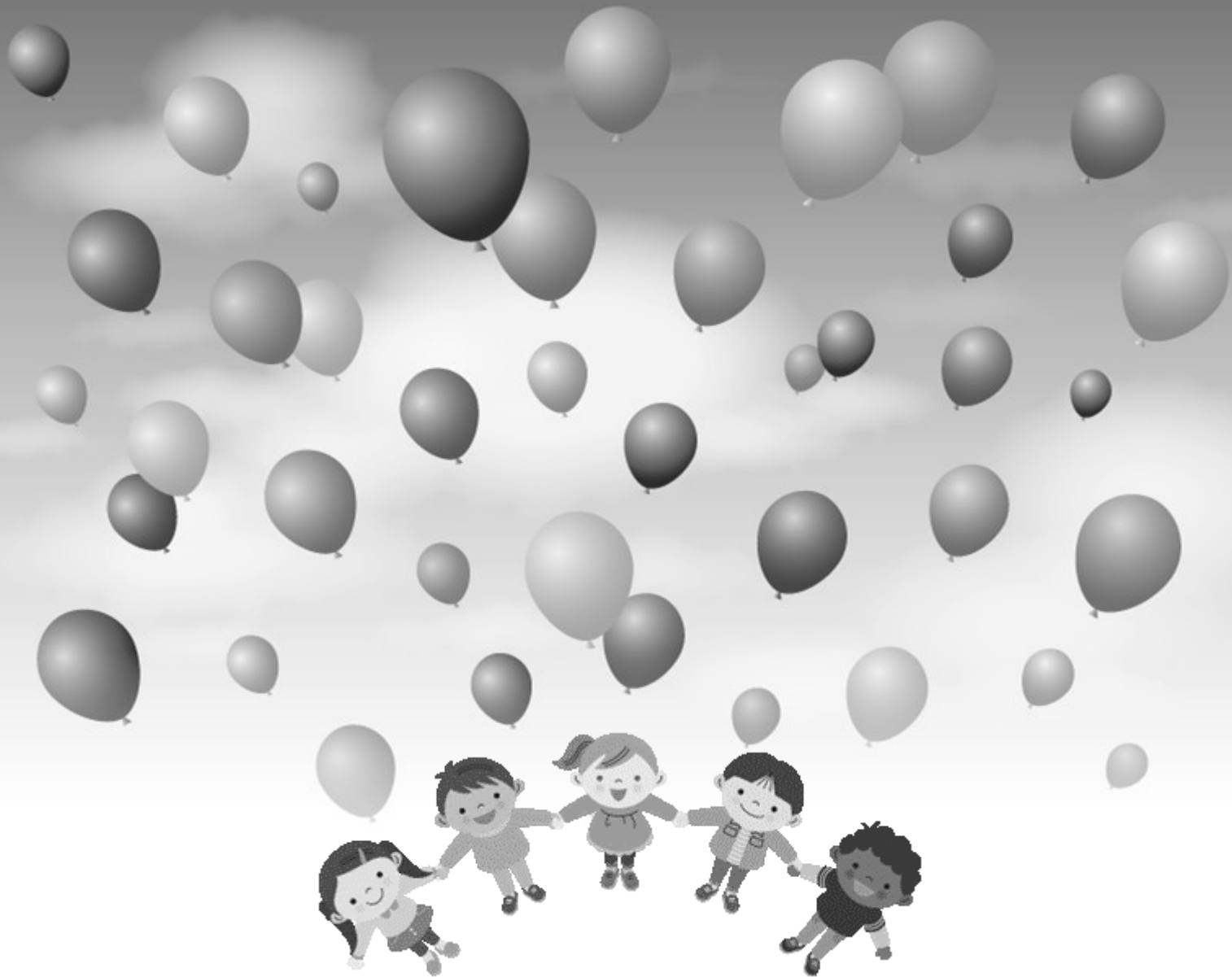


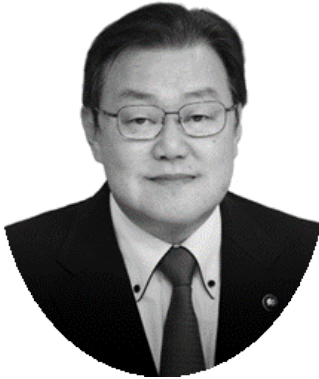


神栖市 子ども・子育て支援事業計画 (第3期)

令和7年3月

神 栖 市

ごあいさつ



子どもや家庭を取り巻く環境は、急速な少子化、共働き世帯の増加や核家族化、また働き方改革に伴う生活様式の多様化等により変化し続けています。

神栖市では、このような状況を受け、子育て家庭の様々なニーズに対応するため、子ども・子育て支援事業計画（第2期）を策定し、安心して子育てができる教育・保育環境の整備や子育て支援を推進してきました。

その結果、小規模保育事業への参入を促進したことにより安定的な保育の提供体制が整い、待機児童が解消いたしました。また、ファミリーサポートセンター事業につきましては、児童館においてサービスを開始したことで、多くの方にとって、身近で利用しやすい事業となりました。

一方、全国的に少子化のスピードは加速し、コロナ禍の影響により深刻化した子育て家庭の孤立や貧困、虐待など多くの課題が複雑に絡み合うようになり、神栖市においても例外ではない状況です。

こうした課題に対応するため、第2期の計画を踏襲するとともに、子ども・若者の健やかな成長と子育てを支援する取り組みを総合的に推進し、さらなる充実を図るため、「神栖市子ども・子育て支援事業計画（第3期）」を策定いたしました。

今後も、次代を担うすべての子ども・若者が将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」と、安心して出産・子育てができる環境の実現に向け、各施策に取り組んでまいりますので、皆様の一層のご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心なご審議をいただきました神栖市子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、貴重なご意見ご提案をいただきました多くの市民、関係団体の皆様に心から感謝申し上げます。

令和7年3月

神栖市長 石田 進

目 次

第1章	計画策定にあたって	1
第1	計画策定の趣旨	1
第2	子どもに関する近年の法律・制度等の動向	1
第3	計画の位置づけ	2
第4	計画の期間	3
第5	計画の策定体制	3
第6	第2期計画期間の評価	4
	(1) 評価の基準	4
	(2) 実績と評価	4
	(3) 振り返り	14
第2章	子ども・子育てを取り巻く本市の現状	15
第1	統計からみる本市の現状	15
	(1) 人口構成	15
	(2) 出生数・合計特殊出生率	16
	(3) 子ども人口や保育の必要性に影響する社会動向	17
第2	教育・保育施設（幼稚園・保育所等）の状況	20
	(1) 第2期計画の量の見込みと確保の内容、実績	20
	(2) 待機児童数の推移	22
	(3) 区域別の教育・保育施設一覧	23
第3	ニーズ（アンケート）調査の概要	24
	(1) 調査の実施概要	24
	(2) 小学校就学前児童の保護者調査	25
	(3) 小・中学生の保護者調査	34
	(4) 小学5年生・中学2年生・高校2年生調査	38
	(5) 18歳から29歳調査	42
	(6) ひとり親世帯調査	46
第4	関係団体等意向調査の概要	49
	(1) 調査の実施概要	49
	(2) 主な調査結果	50
第5	子ども・子育て支援事業の課題	54
第3章	計画の基本的な考え方	57
第1	計画の基本理念	57
第2	計画の構成	57
第4章	教育・保育提供区域の設定	59
第1	教育・保育提供区域の考え方	59
第2	教育・保育事業の提供区域	59

第3 地域子ども・子育て支援事業の提供区域	62
第5章 教育・保育の量の見込みと提供体制	63
第1 教育・保育提供区域別の推計人口	63
(1) 神栖区域	63
(2) 波崎区域	64
第2 教育・保育提供区域別の量の見込みと確保量	65
(1) 神栖区域	65
(2) 波崎区域	65
(3) 市全体	66
第3 教育・保育事業の確保方策の考え方	66
第6章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	67
第1 利用者支援事業	68
(1) 基本型	68
(2) 特定型	68
(3) こども家庭センター型	68
(4) 地域子育て相談機関	68
第2 時間外保育事業（延長保育事業）	69
第3 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	69
第4 子育て短期支援事業（ショートステイ）	71
第5 乳児家庭全戸訪問事業	71
第6 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	71
第7 地域子育て支援拠点事業	71
第8 一時預かり事業	72
(1) 一時預かり事業（幼稚園型）	72
(2) 一時預かり事業（幼稚園型を除く）	72
第9 病児保育事業	73
(1) 病児対応型	73
(2) 病後児対応型	73
(3) 体調不良児対応型	73
第10 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）	74
第11 妊婦健康診査助成事業	74
第12 実費徴収に係る補足給付を行う事業	74
第13 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	74
第14 子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）【新設】	75
第15 児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）【新設】	75
第16 親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）【新設】	75
第17 妊婦等包括相談支援事業【新設】	76
第18 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新設】	76
第19 産後ケアに関する事業【新設】	76

第7章 子ども・子育て支援関連施策の推進.....	77
第1 子ども・若者を権利の主体として、健やかな成長と希望ある未来への支援.....	78
(1) 児童虐待の未然防止・早期対応の体制強化.....	78
(2) 個性と生きる力を育む教育の推進.....	78
(3) 子ども・若者が安心して過ごせる環境づくり.....	79
(4) 若者の選択が広がり、希望が実現するための支援.....	79
第2 きめ細かな支援が必要な子ども・若者と家庭への支援.....	80
(1) 障がいのある子ども・若者と家庭への支援.....	80
(2) 貧困・困難な状況にある子ども・若者と家庭への支援.....	80
(3) 様々な支援が必要な子ども・若者と家庭への支援.....	81
第3 安心して子どもを産み育てられる環境づくりと支援の充実.....	81
(1) 妊娠期から子育て期にわたる伴走型相談支援.....	81
(2) 母子保健の充実.....	81
(3) 子育て家庭への経済的支援.....	82
(4) 医療体制の強化.....	82
第4 安心して子育てと仕事を両立できる環境づくり.....	83
(1) 子どもを安心して預けられる環境づくり.....	83
(2) ワーク・ライフ・バランスと男女共同参画の推進.....	83
第5 地域で子育てと子どもを支える環境づくり.....	84
(1) 子育て世代間および地域との交流促進.....	84
(2) 地域で育て・育つ、お互いに支え合う環境づくり.....	84
第8章 計画の推進.....	85
資料編.....	87
第1 策定経過.....	87
第2 神栖市子ども・子育て会議設置条例.....	88
第3 神栖市子ども・子育て会議委員名簿.....	89
第4 用語説明.....	90

第1章 計画策定にあたって

第1 計画策定の趣旨

平成27年度に子ども・子育て支援新制度が開始されて以来、市町村は、子ども・子育て支援法に規定された子ども・子育て支援事業計画を策定し、教育・保育並びに地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等からなる子育て支援の体制整備を進めてきました。

また、国では令和5年4月にこども家庭庁を発足させるとともに、こども政策を総合的に推進するため「こども基本法」を施行し、同年12月に「こども大綱」を閣議決定しました。

「こども大綱」は、子ども・若者を権利の主体として認識し、多様な人格・個性を尊重するとともに、従来から取り組まれてきた少子化対策、子ども・若者の育成支援、こどもの貧困対策をも包含し、すべての子ども・若者が健やかに成長できる「こどもまんなか社会」の実現を目指すものであり、子どもや若者の視点に立ってその成長のための環境を作り上げ、最善の利益を図ることがうたわれています。

子どもは次代の地域社会を担うかけがえのない存在です。子どもや若者を守り育ていくことは、現役世代を生きる人々の責務であり、子どもや若者の声を取り入れ、差別なく公平に、心身共に健康に成長して行ける社会を実現していかなければなりません。

本市においては、子ども・子育て支援新制度の趣旨に則った「神栖市子ども・子育て支援事業計画（第2期）」を令和2年に策定し、総合的な子育て支援施策を推進してきました。この度、令和6年度に期間満了となる第2期計画の後継計画を策定するにあたり、子育てに関する環境変化を正しく捉えるとともに、こども基本法の理念やこども大綱の示すこども施策に関する基本的な方針を踏まえ、さらに幅広く若者までを含む本市の子どもたちの健全な成長のため、より良い環境を確保する新たな後継計画「神栖市子ども・子育て支援事業計画（第3期）」を策定します。

第2 子どもに関する近年の法律・制度等の動向

令和5（2023）年 4 月	「こども家庭庁」設立 こども基本法施行
令和5（2023）年 12 月	「こども大綱」閣議決定 「こども未来戦略」閣議決定
令和6（2024）年 6 月	子ども・子育て支援法改正 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律改正

第3 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として「次世代育成支援行動計画」を含む「神栖市子ども・子育て支援事業計画（第2期）」を踏襲するとともに、こども基本法第9条に基づく「子ども施策に関する大綱（こども大綱）」を踏まえ、「子ども・若者計画」、「子どもの貧困対策に関する計画」を一体化した、本市のこども施策に関する包括的計画です。

また、本市の最上位計画である「第3次神栖市総合計画」を上位計画とし、本市における児童福祉、母子保健、医療、教育関係などの子ども・子育てに関する諸施策を総合的に進めるための計画として、また、市の「地域福祉計画」を始めとする関連個別計画との連携や整合をとった計画として策定したものです。

本計画は、子育て支援に関する施策の基本的方向を示すものであり、住民をはじめ、保育所、幼稚園、事業者、関係団体、行政がそれぞれの立場において、子どもの育ちと子育て家庭の支援に取り組むための指針となるものです。

■子ども・子育て支援法第61条 ※抜粋

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

■こども基本法第9条 ※抜粋

（こども施策に関する大綱）

第9条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下、「こども大綱」という。）を定めなければならない。

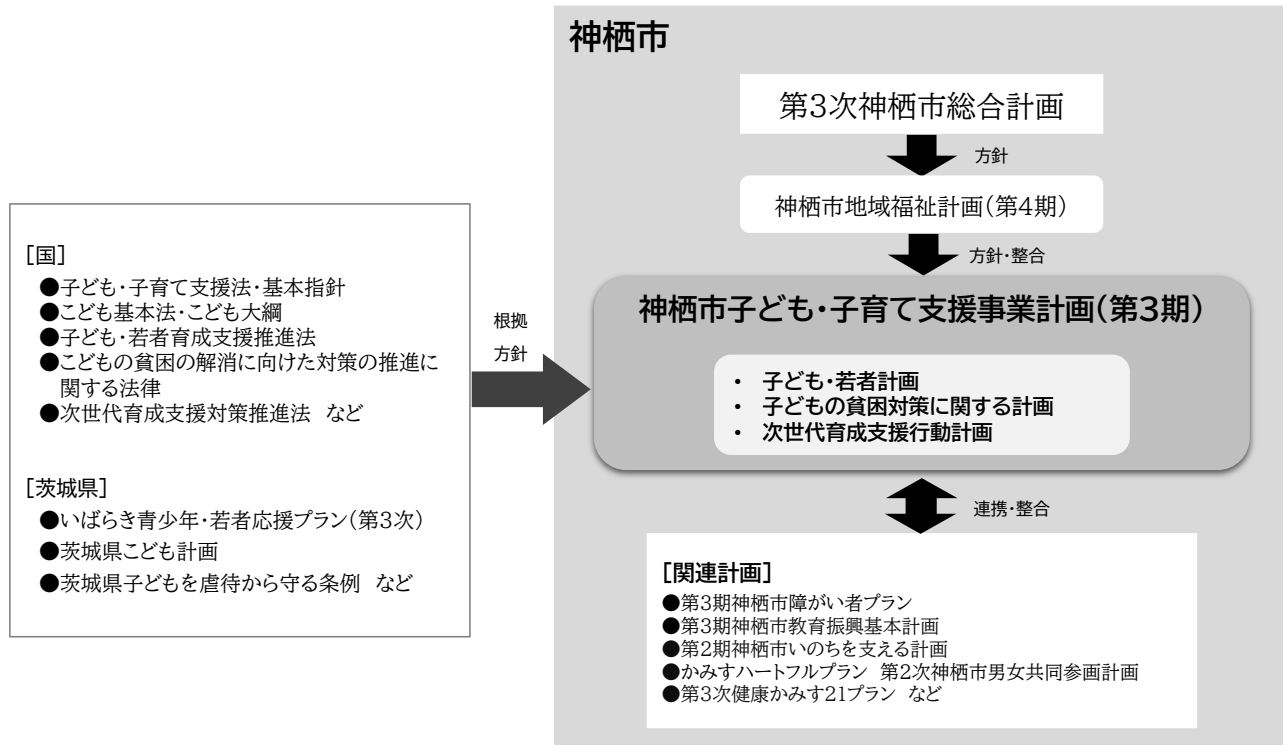
2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 こども施策に関する基本的な方針
- 二 こども施策に関する重要事項

3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- 一 少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- 二 子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項
- 三 子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項各号に掲げる事項

■関連する計画等との関係



第4 計画の期間

本計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間を計画期間とします。ただし、社会情勢の変化などに応じて、適宜見直しができるものとします。

年 度	令和2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年
	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
神栖市 総合計画	第2次計画（～令和4年度）			第3次計画（令和5年度～令和8年度）				次期計画（令和9年度～）		
神栖市 子ども・子育て 支援事業計画	第2期計画（令和2年度～令和6年度）					第3期計画（令和7年度～令和11年度）				
					3期計画 策定					次期計画 策定

第5 計画の策定体制

本計画は、市民の子育て関連事業に関する利用希望を把握し、それらを計画に反映させていくことが必要であるため、就学前児童の保護者、小・中学生の保護者、小学5年生、中学2年生、高校2年生、18～29歳の方、ひとり親世帯を対象に、ニーズ（アンケート）調査を実施し、その他、本市の子育てに関連する団体等、保育士・保育教諭を対象とした意向調査を実施しました。

また、計画に多くの市民の意見を反映させるため、パブリックコメントを実施するとともに、子ども・子育て支援に関する学識経験者や関係団体の代表者、教育関係者、保育関係者等で構成される「神栖市子ども・子育て会議」において計画の内容について検討を行いました。

第6 第2期計画期間の評価

(1) 評価の基準

第2期計画期間（令和2（2020）年度～令和6（2024）年度）の評価は、以下の表中の基準を示し、各担当において評価を行いました。

A	計画通り遂行した/計画通りの成果を得た。（ほぼ100%実施した）
B	計画通り遂行した/一部成果の得られないものがあった。（75%程度実施した）
C	現在、施策・事業の達成に向けて動いている。（半分程度実施した）
D	計画通り遂行できなかった/一部事業の着手ができなかった。（施策・事業に着手し、動き始めることはできた）
E	現在、ほとんど手をつけていない。（施策・事業に着手することができなかった）

(2) 実績と評価

①第2期計画期間の事業別実績および評価等

主な事業の第2期計画期間の実績および評価等は次のとおりです。

事業名	事業概要	実績	第2期計画の評価・ 現在抱えている課題	評価																					
利用者支援事業	一人一人の子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子どもおよびその保護者等、または妊娠している方が教育・保育・保健その他の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、身近な場所、相談や情報提供、助言など必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。	令和4年度から、子育てコンシェルジュが1人増え3人配置。令和5年度には、新しく開設されたはさき保健・交流センターに子育てコンシェルジュを1人配置することで、計画を上回る3か所で事業を実施しました。 <table><thead><tr><th>年度</th><th>実施か所</th><th>子育てコンシェルジュ（人）</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>R2</td><td>2</td><td rowspan="2">2</td><td></td></tr><tr><td>R3</td><td>2</td><td></td></tr><tr><td>R4</td><td>2</td><td rowspan="3">3</td><td>子育て世代包括支援センターへ1人増員</td></tr><tr><td>R5</td><td>3</td><td>はさき保健・交流センター内に子育て世代包括支援センターを開設</td></tr><tr><td>R6</td><td>3</td><td>こども家庭センター開設</td></tr></tbody></table> ※R6 年度 事業実施か所 こども家庭センター、児童館、はさき保健・交流センター ※R6 年度 子育てコンシェルジュ配置状況 こども家庭センター1人、児童館1人、はさき保健・交流センター1人	年度	実施か所	子育てコンシェルジュ（人）	備考	R2	2	2		R3	2		R4	2	3	子育て世代包括支援センターへ1人増員	R5	3	はさき保健・交流センター内に子育て世代包括支援センターを開設	R6	3	こども家庭センター開設	こども家庭センター（旧子育て世代包括支援センター）、はさき保健・交流センターおよび児童館で子育てに関する相談を行い、計画を上回る3か所で実施しました。 また、電話相談の実施や中央図書館の赤ちゃんタイム、矢田部公民館図書室のらっこちゃんタイム、地域子育て支援センター等で出張相談を行ったことで、相談件数が増加しました。 今後子どもおよびその保護者等、または妊娠している方がより気軽に相談ができるように、事前の周知に努めます。	A
年度	実施か所	子育てコンシェルジュ（人）	備考																						
R2	2	2																							
R3	2																								
R4	2	3	子育て世代包括支援センターへ1人増員																						
R5	3		はさき保健・交流センター内に子育て世代包括支援センターを開設																						
R6	3		こども家庭センター開設																						

事業名	事業概要	実績	第2期計画の評価・ 現在抱えている課題	評価																				
延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日および利用時間以外の日および時間において、保育所や認定こども園等において保育を実施します。	市内のすべての保育所、認定こども園等（分園除く）で実施しています。 <table><tr><th>年度</th><th>実施施設数</th><th>利用者数（実人数）</th></tr><tr><td>R2</td><td>28</td><td>531</td></tr><tr><td>R3</td><td>32</td><td>443</td></tr><tr><td>R4</td><td>33</td><td>457</td></tr><tr><td>R5</td><td>34</td><td>377</td></tr></table>	年度	実施施設数	利用者数（実人数）	R2	28	531	R3	32	443	R4	33	457	R5	34	377	保護者の就労形態の多様化に対応できています。延長保育は仕事と子育てを両立するうえで欠かせない子育て支援策であり、その一方で「保育の長時間化」、「生活の夜型化」を助長します。また延長保育時間に対応する保育士の負担増にならないよう職員体制を確保する必要があります。	A					
年度	実施施設数	利用者数（実人数）																						
R2	28	531																						
R3	32	443																						
R4	33	457																						
R5	34	377																						
放課後児童健全育成事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊びおよび生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。	<table><tr><th>年度</th><th>支援単位数（クラス数）</th><th>定員数</th><th>利用者数（登録児童数）</th></tr><tr><td>R2</td><td>42</td><td>1,550</td><td>416</td></tr><tr><td>R3</td><td>42</td><td>1,550</td><td>1,501</td></tr><tr><td>R4</td><td>42</td><td>1,550</td><td>1,494</td></tr><tr><td>R5</td><td>42</td><td>1,625</td><td>1,498</td></tr></table>	年度	支援単位数（クラス数）	定員数	利用者数（登録児童数）	R2	42	1,550	416	R3	42	1,550	1,501	R4	42	1,550	1,494	R5	42	1,625	1,498	保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に対処するため、令和5年度に定員数を見直し、待機児童なしで実施することができました。年々保護者の就労等による利用希望者が増加しており、1クラスの人数が増加傾向にあるため、クラス（支援単位）の増設を検討する必要がありますが、小学校内の空き教室の不足等の問題があるため、実施場所の確保が課題となっています。	A
年度	支援単位数（クラス数）	定員数	利用者数（登録児童数）																					
R2	42	1,550	416																					
R3	42	1,550	1,501																					
R4	42	1,550	1,494																					
R5	42	1,625	1,498																					
子育て短期支援事業	保護者の疾病等により家庭での児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童福祉施設および里親との連携により保護を行います。	計画を上回る利用がありましたが、受け入れはできています。 <table><tr><th>年度</th><th>延べ利用人数</th><th>延べ利用日数</th></tr><tr><td>R2</td><td>13</td><td>47</td></tr><tr><td>R3</td><td>10</td><td>36</td></tr><tr><td>R4</td><td>12</td><td>41</td></tr><tr><td>R5</td><td>10</td><td>39</td></tr></table>	年度	延べ利用人数	延べ利用日数	R2	13	47	R3	10	36	R4	12	41	R5	10	39	保護者の疾病等、社会的な事由で一時的に家庭養育が困難になった児童を、児童福祉施設および里親において養育または保護をし、市民が安心して子育てできる環境づくりに寄与することができました。当サービスへのニーズはイレギュラーであるため、受け入れ先となる児童福祉施設および里親の確保は不可欠となっています。今後も1件でも多く里親を確保していくことが課題です。	A					
年度	延べ利用人数	延べ利用日数																						
R2	13	47																						
R3	10	36																						
R4	12	41																						
R5	10	39																						
乳児家庭全戸訪問事業	生後2か月頃までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、養育等の支援が必要な家庭に対して適切なサービスを行う事業です。	保健師等が家庭訪問し、健康相談、発達の確認、予防接種の受け方、子育て支援事業の説明等を行っています。 <table><tr><th>年度</th><th>訪問対象者数</th><th>訪問実人数</th><th>訪問率（%）</th></tr><tr><td>R2</td><td>766</td><td>764</td><td>99.7</td></tr><tr><td>R3</td><td>655</td><td>655</td><td>100</td></tr><tr><td>R4</td><td>667</td><td>667</td><td>100</td></tr><tr><td>R5</td><td>627</td><td>625</td><td>99.7</td></tr></table>	年度	訪問対象者数	訪問実人数	訪問率（%）	R2	766	764	99.7	R3	655	655	100	R4	667	667	100	R5	627	625	99.7	乳児がいる家庭を訪問し、育児相談や乳児、その保護者の心身の様子および養育環境を把握し、子育て支援に関する情報提供をするとともに、支援が必要な家庭に対しては関係機関と連携して実施することができました。転入が多いことや、核家族化する中、子育ての孤立化を防ぐため、子育てについての不安や悩みを聞き、継続して支援することが重要です。	A
年度	訪問対象者数	訪問実人数	訪問率（%）																					
R2	766	764	99.7																					
R3	655	655	100																					
R4	667	667	100																					
R5	627	625	99.7																					

第1章 計画策定にあたって

事業名	事業概要	実績	第2期計画の評価・ 現在抱えている課題	評価															
養育支援訪問事業・子どもを守る 地域ネットワーク機能強化事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。 子どもを守る地域ネットワーク強化事業は、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員や関係機関構成員の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施します。	令和2年度および令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、児童虐待防止研修会等を開催することができませんでしたが、令和4年度から地域ネットワーク構成員を対象とした研修会を開催しています。 <table><tr><th>年度</th><th>養育支援訪問 実人数</th><th>児童虐待対応についての 研修会・講習会（回）</th></tr><tr><td>R2</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>R3</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>R4</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>R5</td><td>1</td><td>1</td></tr></table>	年度	養育支援訪問 実人数	児童虐待対応についての 研修会・講習会（回）	R2	0	0	R3	0	0	R4	1	1	R5	1	1	地域ネットワーク構成員（要保護児童対策地域協議会の要保護児童対策調整機関の職員や関係機関等）を対象とした研修会の開催による専門性強化や、乳児家庭全戸訪問事業で把握した支援対象者への支援の実施、児童虐待防止に関する情報を「神栖市 子育てガイドブック」へ掲載し市民へ周知するなど、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に寄与することができました。 感染症などの影響で招集が困難な場合、オンラインでの研修会等が開催できるかが課題です。	B
年度	養育支援訪問 実人数	児童虐待対応についての 研修会・講習会（回）																	
R2	0	0																	
R3	0	0																	
R4	1	1																	
R5	1	1																	
地域子育て支援拠点事業	乳幼児およびその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言等を行います。	令和5年度実施施設（一般型）の内訳は、保育所6園、認定こども園5園、うち公立2園となっています。 令和2年度および令和3年度の利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け減少しました。 <table><tr><th>年度</th><th>実施施設数 （一般型）</th><th>延べ利用人数</th></tr><tr><td>R2</td><td>11</td><td>5,516</td></tr><tr><td>R3</td><td>11</td><td>5,442</td></tr><tr><td>R4</td><td>11</td><td>9,809</td></tr><tr><td>R5</td><td>11</td><td>13,038</td></tr></table>	年度	実施施設数 （一般型）	延べ利用人数	R2	11	5,516	R3	11	5,442	R4	11	9,809	R5	11	13,038	保育所や認定こども園の一般型および児童館の連携型（子育て広場）において、親子交流の場を提供するとともに子育て相談や地域の子育て支援情報の提供を行うなど、子育て支援の役割を果たしています。一般型の課題として、施設により利用者数の差が大きい現状があります。	A
年度	実施施設数 （一般型）	延べ利用人数																	
R2	11	5,516																	
R3	11	5,442																	
R4	11	9,809																	
R5	11	13,038																	

事業名	事業概要	実績	第2期計画の評価・ 現在抱えている課題	評価																							
一時預かり事業	一時的に家庭での保育が困難となる場合や育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担となる場合等、一時的にこどもを預かり、保護者を支援します。	【幼稚園型】	令和4年度から預かり保育時間と定員数の拡大により、利用数の増加につながりました。保育ニーズの新たな受け皿となり、就労する保護者の保育ニーズに対応しています。しかし、全体的な園児数の減少に伴い、令和5年度は若干数減少しましたが、一部の幼稚園では申込者数が増加傾向にあるため、定員数の拡充を検討しています。	A																							
		<table><tr><th rowspan="2">年度</th><th colspan="3">延べ利用人数（人）</th></tr><tr><th>幼稚園</th><th>認定こども園</th><th>合計</th></tr><tr><td>R2</td><td>3,523</td><td>5,227</td><td>8,750</td></tr><tr><td>R3</td><td>5,718</td><td>5,863</td><td>11,581</td></tr><tr><td>R4</td><td>8,181</td><td>5,728</td><td>13,909</td></tr><tr><td>R5</td><td>8,053</td><td>5,695</td><td>13,748</td></tr></table>			年度	延べ利用人数（人）			幼稚園	認定こども園	合計	R2	3,523	5,227	8,750	R3	5,718	5,863	11,581	R4	8,181	5,728	13,909	R5	8,053	5,695	13,748
		年度				延べ利用人数（人）																					
					幼稚園	認定こども園	合計																				
		R2			3,523	5,227	8,750																				
		R3			5,718	5,863	11,581																				
		R4			8,181	5,728	13,909																				
		R5			8,053	5,695	13,748																				
		【幼稚園型を除く】																									
		<table><tr><th rowspan="2">年度</th><th colspan="3">延べ利用人数（人）</th></tr><tr><th>一時預かり（一般型）</th><th>ファミリーサポートセンター（未就学児）</th><th>合計</th></tr><tr><td>R2</td><td>248</td><td>437</td><td>685</td></tr><tr><td>R3</td><td>503</td><td>431</td><td>934</td></tr><tr><td>R4</td><td>394</td><td>942</td><td>1,336</td></tr><tr><td>R5</td><td>325</td><td>1,156</td><td>1,481</td></tr></table>			年度	延べ利用人数（人）			一時預かり（一般型）	ファミリーサポートセンター（未就学児）	合計	R2	248	437	685	R3	503	431	934	R4	394	942	1,336	R5	325	1,156	1,481
年度	延べ利用人数（人）																										
	一時預かり（一般型）	ファミリーサポートセンター（未就学児）	合計																								
R2	248	437	685																								
R3	503	431	934																								
R4	394	942	1,336																								
R5	325	1,156	1,481																								
一時預かり（一般型）は、1日あたり5施設で合計13人、年間合計3,120人受け入れが可能です。一般型を実施していない施設においても、利用児童数が利用定員総数に満たない場合、余裕活用型として、さらなるこどもの受け入れが可能であり、十分な体制が整っています。																											
ファミリーサポートセンターにおいては、令和2年度から4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により利用者数が減少しましたが、令和5年度は計画値を上回る利用人数となりました。また、令和4年度より、児童館においてサービスを実施しており、子育て世代により身近なサービスとなったことも利用者の増加につながったと思われます。また、令和5年度から協会員に対する助成金の交付を開始し、協会の確保を図っています。																											

第1章 計画策定にあたって

事業名	事業概要	実績	第2期計画の評価・ 現在抱えている課題	評価																																													
病児保育事業	保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合、病院・保育所等において病気のこどもを一時的に保育します。また、保育所等において、保育中に体調不良となった子どもへの緊急対応、保育を実施します。	令和5年度実施施設の内訳は、病児対応型（病院1）、病後児対応型（保育所1）、体調不良児対応型（保育所2）となっています。 <table><tr><th>年度</th><th>病児対応型施設数</th><th>病後児対応型施設数</th><th>体調不良児対応型施設数</th></tr><tr><td>R2</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td></tr><tr><td>R3</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td></tr><tr><td>R4</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td></tr><tr><td>R5</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td></tr></table> <table><tr><th>年度</th><th>病児対応型延べ利用者数</th><th>病後児対応型延べ利用者数</th><th>体調不良児対応型延べ利用者数</th><th>合計</th></tr><tr><td>R2</td><td>143</td><td>83</td><td>56</td><td>282</td></tr><tr><td>R3</td><td>159</td><td>104</td><td>65</td><td>328</td></tr><tr><td>R4</td><td>186</td><td>113</td><td>96</td><td>395</td></tr><tr><td>R5</td><td>231</td><td>71</td><td>93</td><td>395</td></tr></table>	年度	病児対応型施設数	病後児対応型施設数	体調不良児対応型施設数	R2	1	1	2	R3	1	1	2	R4	1	1	2	R5	1	1	2	年度	病児対応型延べ利用者数	病後児対応型延べ利用者数	体調不良児対応型延べ利用者数	合計	R2	143	83	56	282	R3	159	104	65	328	R4	186	113	96	395	R5	231	71	93	395	利用者数は、病児対応型で年間（20日/月）約1,200人、病後児対応型で年間（20日/月）約720人の受け入れが可能であり、十分な体制が整っている一方、実施施設が波崎地区にない状況が課題となっています。	B
年度	病児対応型施設数	病後児対応型施設数	体調不良児対応型施設数																																														
R2	1	1	2																																														
R3	1	1	2																																														
R4	1	1	2																																														
R5	1	1	2																																														
年度	病児対応型延べ利用者数	病後児対応型延べ利用者数	体調不良児対応型延べ利用者数	合計																																													
R2	143	83	56	282																																													
R3	159	104	65	328																																													
R4	186	113	96	395																																													
R5	231	71	93	395																																													
子育て援助活動支援事業 （ファミリーサポートセンター事業）	預かりなど育児の援助を受けたい人（利用会員）と、援助を行いたい人（子育てサポーター＝協力会員）がそれぞれ会員登録し、相互援助活動を行う会員組織（ファミリーサポートセンター）を設け、利用希望に応じ会員間の連絡・調整を行います。	ファミリーサポートセンターは令和4年度より社会福祉協議会から児童館の指定管理者に事業を移管し運営しています。本部1か所（平泉児童センター内）、支部1か所（女性・子どもセンター内）で実施しています。 <table><tr><th>年度</th><th>延べ利用人数（人）</th></tr><tr><td>R2</td><td>876</td></tr><tr><td>R3</td><td>923</td></tr><tr><td>R4</td><td>1,717</td></tr><tr><td>R5</td><td>2,504</td></tr></table>	年度	延べ利用人数（人）	R2	876	R3	923	R4	1,717	R5	2,504	令和4年度よりファミリーサポートセンター事業は児童館の指定管理者が実施する事業となり、子育て世代により身近なサービスとなったことから、利用者数は増加し計画値を上回りました。また、令和5年度から協力会員に対する助成金の交付を開始し、協力会員の確保を図っています。	A																																			
年度	延べ利用人数（人）																																																
R2	876																																																
R3	923																																																
R4	1,717																																																
R5	2,504																																																
妊婦健康診査助成事業	妊婦の健康の保持および増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。妊婦健康診査費用の一部を14回分助成します。	妊娠届出または他市町村から転入した際に妊婦健康診査の受診票を交付し、受診勧奨をしました。 <table><tr><th>年度</th><th>妊娠届出人数</th><th>受診票交付枚数</th><th>延べ受診人数</th><th>受診率（％）</th></tr><tr><td>R2</td><td>702</td><td>10,202</td><td>8,143</td><td>80</td></tr><tr><td>R3</td><td>704</td><td>10,442</td><td>7,979</td><td>76</td></tr><tr><td>R4</td><td>653</td><td>9,565</td><td>8,085</td><td>85</td></tr><tr><td>R5</td><td>695</td><td>10,159</td><td>7,354</td><td>72</td></tr></table> ※妊婦健康診査は妊娠週に合わせて実施すること、および妊婦健康診査第14回目は妊娠39週頃に実施しますが、それまでに出産される方が多く（約7割）受診を要しない分も「未受診」扱いとなり、その数値が延べ受診者数および受診率に反映しています。	年度	妊娠届出人数	受診票交付枚数	延べ受診人数	受診率（％）	R2	702	10,202	8,143	80	R3	704	10,442	7,979	76	R4	653	9,565	8,085	85	R5	695	10,159	7,354	72	妊婦健康診査にかかる費用を一部助成することにより、経済的負担の軽減および受診勧奨が図れました。経済的支援のほか、妊娠・出産にかかる不安の軽減および育児知識を習得するマタニティセミナーやニューファミリーセミナーの開催事業等と併せ、安全・安心に出産が迎えられるよう多角的に支援を継続していく必要があります。	A																				
年度	妊娠届出人数	受診票交付枚数	延べ受診人数	受診率（％）																																													
R2	702	10,202	8,143	80																																													
R3	704	10,442	7,979	76																																													
R4	653	9,565	8,085	85																																													
R5	695	10,159	7,354	72																																													

事業名	事業概要	実績	第2期計画の評価・ 現在抱えている課題	評価										
補足 実費徴収に係る 給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき副食費を助成する事業です。	<table><tr><th>年度</th><th>対象人数</th></tr><tr><td>R2</td><td>1</td></tr><tr><td>R3</td><td>2</td></tr><tr><td>R4</td><td>1</td></tr><tr><td>R5</td><td>0</td></tr></table>	年度	対象人数	R2	1	R3	2	R4	1	R5	0	新制度に移行していない幼稚園において、低所得世帯や多子世帯を対象に費用の一部を補助しました。	B
年度	対象人数													
R2	1													
R3	2													
R4	1													
R5	0													
参入する 多様な主体が本制度に ことを促進するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進します。	令和2年度に1施設((株)1)、令和3年度に3施設((株)2、(有)1)の小規模保育事業認可施設が開設しました。 <table><tr><th>年度</th><th>開設施設数</th></tr><tr><td>R2</td><td>1</td></tr><tr><td>R3</td><td>3</td></tr><tr><td>R4</td><td>0</td></tr><tr><td>R5</td><td>0</td></tr></table>	年度	開設施設数	R2	1	R3	3	R4	0	R5	0	新たに整備した施設等が安定的、かつ継続的に事業を運営していくため、また、新規事業者が利用者との信頼関係を築いていくために、支援・相談・助言を行う必要があります。 小規模保育事業は、0歳児～2歳児までの施設であり、3歳児以降は連携施設への転園となります。新たに施設を開設する場合、連携施設の設定が必須であり、課題となります。	A
年度	開設施設数													
R2	1													
R3	3													
R4	0													
R5	0													

②第2期計画期間の推進計画別実績および評価等

第2期計画の推進計画別に、実績および評価等をまとめると次のとおりです。

推進計画内容	取り組みの内容	課名	取り組みの状況	第2期計画の評価・現在抱えている課題	評価
幼稚園および保育所の認定こども園への移行促進・普及	認定こども園は、幼稚園および保育所の機能を併せ持ち、仮に保護者の就労状況が変わったとしても（2号認定から1号認定に変更になった場合など）、継続して同一の施設に在籍できることがメリットの一つであるほか、子育て支援の機能を有することで、地域の子育て家庭への支援の充実も期待されることから、幼稚園および保育所から認定こども園への移行に努めるとともに、認定こども園の普及を図ります。 なお、公立幼稚園については、地域や施設の実情等を踏まえ、既存の施設を活用した認定こども園への移行を検討します。	こども政策課	令和2年度において、私立保育所1施設を幼保連携型認定こども園に移行しています。	公立幼稚園の認定こども園への移行は設備の改修等が困難のため、認定こども園に近い保育ニーズに対応すべく、令和元年10月より預かり保育の実施、令和4年度には預かり時間と利用定員数の拡充を行いました。 また、令和4年度より、市内小中学校と同様に、学校給食調理場から幼稚園給食の提供も開始しました。	B
		学務課	認定こども園移行については検討を重ねた結果、設備の改修等が困難のため、このまま幼稚園を運営することとなりました。		B
子ども関連施設の整備	子ども関連施設において、神栖市公共施設等総合管理計画や各施設の長寿命化計画に基づき、適切な時期に修繕や改修、改築工事の実施を検討し、地域の実情に応じた良好な教育・保育環境の整備に努めます。	こども政策課	【全域】 令和3年3月、保育所等を対象に、中長期的な維持管理等にかかるトータルコストの縮減および予算の平準化を図りつつ、公共施設に求められる機能・性能を確保するため、「神栖市保育施設長寿命化計画」を策定しています。 【神栖区域】 大野原保育所新園舎の改修工事完了に伴い、令和2年、旧園舎の解体撤去工事、園庭および駐車場等の外構工事を実施しています。	保育施設は、比較的新しい施設のため、構造部、部位、設備等に目立った劣化はありませんが、雨漏りや空調機の不調、防犯カメラの故障など、多少の不具合が生じています。不具合を発見次第、適宜、修繕等を行っています。	A
		こども家庭課	【児童館】 令和2年度 女性・子どもセンター改修工事 令和3年度 平泉児童センター内部改修工事 令和3・4年度 うずも児童館新築工事 令和4年度 軽野児童館改修工事 令和5年度 波崎西児童館屋根外壁防水等改修工事など 【放課後児童クラブ】 令和5年度 須田小児童クラブ屋根外壁改修工事など	老朽化の状況により、平泉児童センターと波崎西児童館の改修工事は実施年度を前倒して実施しました。うずも児童館は令和3年度から令和4年度に継続して実施し、おおむね計画に基づいた内容で工事が実施できました。 今後も施設の長寿命化を進めていくにあたり、厳しい財政状況の下、限られた予算で安全面や機能面の改善を図ることが課題になっています。	A

推進計画内容	取り組みの内容	課名	取り組みの状況	第2期計画の評価・現在抱えている課題	評価
質の高い教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の推進	乳幼児期の発達は連続性を有し、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業者等との相互の連携を図ります。 また、認定こども園、幼稚園および保育所等と小学校などとの連携を図ります。	こども政策課	公立、私立を問わず、市内の認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業および小学校が連携し、相互理解を深めるとともに、保幼小連絡協議会を設置し、小学校への円滑な接続を図っています。 研修会の案内を周知し、教育・保育の質の向上を図っています。 施設に対し、施設長および事務担当者説明会を開催し、制度改正や問題事を提示することで、教育・保育の質の向上に取り組んでいます。	施設では、日常の保育業務において、職員配置を遵守していかなければならず、相互の連携に必要となる研修会への参加が必要となりますが、一部の施設において困難な状況となっています。	B
外国につながる幼児への支援・配慮	国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加に対し、特別な支援が必要な子どもが円滑に教育・保育を利用できるように支援を充実させます。	こども政策課	令和6年度に公立施設に対し、翻訳機を配備し、円滑に保育が可能となるように支援しています。 令和2年度と令和5年度に私立施設に対し、保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進等事業）の通訳や翻訳のための機器の導入として、補助金を交付しています。	外国人幼児の入所が増加傾向にある中で、翻訳機の導入はしているものの、機械のみのコミュニケーションが困難なケースもあります。	B
育児休業後等における特定教育・保育施設の円滑な利用支援	産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて特定教育・保育施設等を利用できるようにするため、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行うとともに、計画的な特定教育・保育施設等の整備に努めます。	こども政策課	育児休業中の上の子の入所継続の取り扱いや育児休業明けの利用申し込みなどについて、市ホームページなどを通じて周知しているほか、窓口や電話での問い合わせに対し、積極的な情報提供に取り組んでいます。 待機児童の解消を図るため、新規施設として、令和5年度に保育所を1施設開設しています。小規模保育事業所を令和2年度に1施設、令和3年度に3施設、令和4年度に1施設、家庭的保育事業所を令和3年度に1施設開設しています。	地域により、潜在的待機児童が発生しています。 一斉募集ではなく、育児休業明け前に申込みをすると希望施設の空きが無く、潜在的待機児童が発生しており、入所の調整が課題となっています。	B
子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援 1 児童虐待防止対策の充実	子どもの権利擁護に関して、体罰によらない子育てを推進するとともに、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、虐待の早期発見、早期対応等を行うための体制の充実に努めるとともに、児童相談所などの関係機関と連携強化を図ります。	いづも家庭課	虐待を受けている子どもを始めとする支援対象児童、出産後の養育について出産前から支援することが特に必要な妊婦の早期発見および適切な保護を図るため、児童相談所や警察、医療機関、教育委員会、児童福祉担当などで構成される要保護児童対策地域協議会を組織し、代表者会議や実務者会議、個別ケース検討会議を通して、関係機関の情報共有と役割分担による連携した支援を実施しています。	虐待ケースの増加と複雑化、多様化に対応し、多方面からの支援を実施するため、専門職の確保と支援方針の明確化、ケース進行管理のための相談体制の強化が課題となっています。	A
2 ひとり親家庭の自立支援の推進	母子家庭および父子家庭に対しては、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策および経済的支援策など、総合的な自立支援に努めます。	いづも家庭課	母子、父子家庭および両親のいない家庭を対象に、児童を養育している方に手当を支給するとともに、ひとり親家庭の生活の安定に資する資格取得を促進し、児童の健全育成と生活面での負担軽減を図っています。	ひとり親家庭の平均就労収入は低い傾向にあるため、各種施策による制度等の周知、情報提供をしていく必要があります。	A

第1章 計画策定にあたって

推進計画内容	取り組みの内容	課名	取り組みの状況	第2期計画の評価・現在抱えている課題	評価
3 障がい児施策の充実等	妊婦健診費用助成、乳幼児集団健診、乳児健診費用助成、育児相談、訪問指導等を実施し、疾病の早期発見および早期支援を図ります。 また、保健、医療、福祉、教育等の連携により、在宅生活や就学支援の体制整備に努めるとともに、児童発達支援センターの整備を図ります。 さらに、職員の資質や専門性の向上を図るとともに、幼児一人一人に必要な支援に努めます。人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（医療的ケア児）が、必要な支援が受けられるよう、総合的な支援体制の構築に向け、医療的ケア児コーディネーター等の配置を推進します。	障がい福祉課	サービス担当者会議の開催や特別支援教育連絡会議に参加し、関係機関と障がい児の支援について協議を実施しています。 児童発達支援事業所（つくしんぼ・なのはな）において早期療育の実施や保護者への指導・助言等を行っています。 医療的ケア児支援体制会議を開催し、保健、医療、福祉、教育等の担当者等が相互に連携を図り、支援体制の充実に向けた検討を行っています。また、医療的ケア児支援のためのコーディネーターを配置しています。	医療的ケア児への支援については、医療的ケア児コーディネーターを障がい福祉課に配置し相談体制を整備するとともに、医療的ケア児支援体制会議を開催し、支援体制の充実に向け検討を行いました。また、令和5年度より神栖市医療的ケア児通所施設訪問看護事業を開始し、令和6年6月1日現在1名が利用しています。児童発達支援センターの整備については、設置要件が厳しく開設が困難な状況が課題となっています。	B
		学務課・教育指導課	各幼児教育施設に特別支援教育コーディネーターを配置しました。 個別的教育支援計画と個別の指導計画の作成を促し、全職員が共通理解のもと支援する体制を整えました。 特別支援連携協議会において、市内の各機関との連携体制を図りました。	障がいのある子どもの個人差が大きいことから、関係各機関と連携し、一人一人に必要な支援を行う必要があります。	B
		健康増進課	妊婦健診費用助成、乳幼児集団健診、乳児健診費用助成、育児相談、訪問指導等を実施し、疾病の早期発見および早期支援を図っています。	乳幼児集団健診を実施するに当たり、医師を始め保健師、看護師、歯科衛生士、管理栄養士等の専門職の確保が課題です。	A
		こども政策課	茨城県保育協議会等が主催する研修会等に積極的に参加し、障がい児保育を始め、様々なテーマに関する専門的な研修を受講することにより、保育士、保育教諭の資質向上に努めています。	教育・保育施設の受入れ体制に子どもの障がいの状況や保護者の状況が合致せず、入所したくてもできない状況がみられます。	B
子育てと仕事の両立支援 1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及	仕事と生活の調和の実現に向け、労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成が図られるよう、普及・啓発に努めます。	市民協働課	男女共同参画推進事業者表彰として、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指して取り組みを行っている事業者等を表彰し、市ホームページ等へ掲載し啓発に努めました。 また、「ありがとう day（思いやりを持って身近な人に感謝する日）」を設置し、市役所職員に定時退庁を促すことで、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指す取り組みを行いました。	事業者の表彰については、毎年1件程度の応募または推薦があり、令和5年度は3件の応募がありました。男女共同参画審議会では表彰者を決定後、男女共同参画情報誌「ハートフルかみす」や市ホームページ等で、表彰者の取り組みについて紹介しました。また、「ありがとう day」については、茨城県の男女共同参画推進月間や勤労感謝の日に合わせて、定時退庁率80%以上を目標に実施し、令和6年度は目標の退庁率を達成できました。	B

推進計画内容	取り組みの内容	課名	取り組みの状況	第2期計画の評価・現在抱えている課題	評価
2 仕事と子育ての両立のための基礎整備	保育事業、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、一時預かり事業、病児・病後児保育事業の充実、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）の促進等により、多様な働き方に対応した子育てを支援します。	こども政策課	待機児童の解消を図るため、新規施設として、令和5年度に保育所を1施設開設しています。小規模保育事業所を令和2年度に1施設、令和3年度に3施設、令和4年度に1施設、家庭的保育事業所を令和3年度に1施設開設しています。この取り組みにより、令和3年度に待機児童0人を達成し、令和6年度まで維持しています。 また、私立施設に対し、地域子ども・子育て支援事業の補助金を交付し、事業の継続を支援しています。	一時預かり事業や病児・病後児保育事業を継続し、多様な働き方に対応しています。また、保育所等の新規開設により、待機児童0人を達成しています。課題として、波崎地区における児童数の減少により、利用定員数を減少する施設が多くなっています。	A
		いづも家庭課	就労等により、保護者が日中家庭にいない児童に、放課後の居場所を提供したうえで、児童の健全育成を図る、放課後児童クラブを実施しています。また、地域の子育て支援の充実を図るため、児童館管理運営業務の1つとしてファミリーサポートセンター事業を実施しています。	ファミリーサポートセンター事業は、令和4年度から、児童館の指定管理者が実施しており、子育て世代により身近なサービスとなったことから、利用者数は増加傾向です。 一方で、協力会員が集まりにくいという課題があり、令和5年度から協力会員に対する助成金の交付を開始し、会員の確保に努めています。	A
施設等利用給付の円滑な実施の確保	子ども・子育て支援法に基づき、認可外保育施設や預かり保育などを利用する子どもの保護者の負担軽減のため、子育てのための施設等利用給付をおこないます。	こども政策課・学務課	ホームページにより周知している他、公立認定こども園の1号認定の新入園児に対して、利用方法の案内文を配付し、情報提供に努めています。 給付件数は、延べ人数で令和2年度が9,724件、令和3年度が1,287件、令和4年度が1,574件、令和5年度が1,480件となっています。	保護者の就労形態の多様化に対応できています。	B
放課後児童対策の強化	国による「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブおよび放課後子供教室を一体的に行うための整備等に取り組み、放課後児童対策の強化を図ります。	こども家庭課	放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業連携による一体型運営の構築については、連携型も含め実施しています。（一体型は14校中11校で実施、3校は連携型として実施）	児童と家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、すべての学校において連携型も含めた運営を行っていますが、すべての小学校区で全学年を対象とした一体型運営を実施することは、場所や時間の確保など難しい課題があります。	B
		教育指導課	小学校3年生から6年生までの児童が、放課後に多様な学びの機会を得る場として、令和3年度から「放課後子供教室」を開設し、令和5年度は2校について、令和6年度からは全小学校の全学年での開設を実施するなど拡充しています。	自主学習や体験活動など、放課後児童クラブとの連携を図りながら実施することができましたが、小学校の余裕教室の調整などの実施場所の確保および教職員退勤後の施錠等管理面に課題があります。	B

(3) 振り返り

本市では市民のニーズ調査および関係団体等の意向調査を基に計画を策定し、より充実した子ども・子育て支援事業を推進してきました。また、計画の取り組み状況については、毎年度、神栖市子ども・子育て会議において実績報告・評価をし、次年度に向けたフィードバックを行いました。

第2期中は、新型コロナウイルス感染症の流行により、生活や経済活動に大きな影響が生じ、中止や縮小を余儀なくされる事業もある中、子ども・子育て支援事業においては事業手法の見直しを行い、支援拡充・継続に取り組みました。その結果、事業並びに推進計画は、ほぼすべての事業で計画どおり遂行し、ニーズに応じた事業の拡大・推進ができました。

特に大きな取り組みとしては、3歳児未満の低年齢児を少人数で預かる小規模保育事業などの新たな保育施設の開園等により、保育の受け皿を増やすことができた結果、待機児童が解消されました。また、お子さんを一時預かりするファミリーサポートセンター事業につきましては、より身近に利用していただけるよう、令和4年度から児童館においてサービスを開始いたしました。この結果、令和5年度の延べ利用者は前年度より40%以上増え、約2,500人となり、仕事と子育てが両立する環境整備を図りました。

さらに、これまでにあった「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の機能を引き続き活かしながら一体化した「こども家庭センター」を令和6年度に開設いたしました。こども家庭センターでは、妊娠・出産・子育てに困難を抱える家庭を早期発見し、保健師、社会福祉士、子育てコンシェルジュなどの専門的な知識を持つ職員が様々な相談に対応し、家庭に寄り添った、きめ細かい支援を行なっております。

現在、全国的に子どもを取り巻く課題として、少子化をはじめ、児童虐待、貧困、ヤングケアラー等、深刻な問題が顕在化しています。本市としても今後さらなる対策を行い、すべての子ども・若者が健やかで幸せに成長できるよう、子ども・子育て支援事業の新たな展開や拡充が必要となっています。

第2章 子ども・子育てを取り巻く本市の現状

第1 統計からみる本市の現状

(1) 人口構成

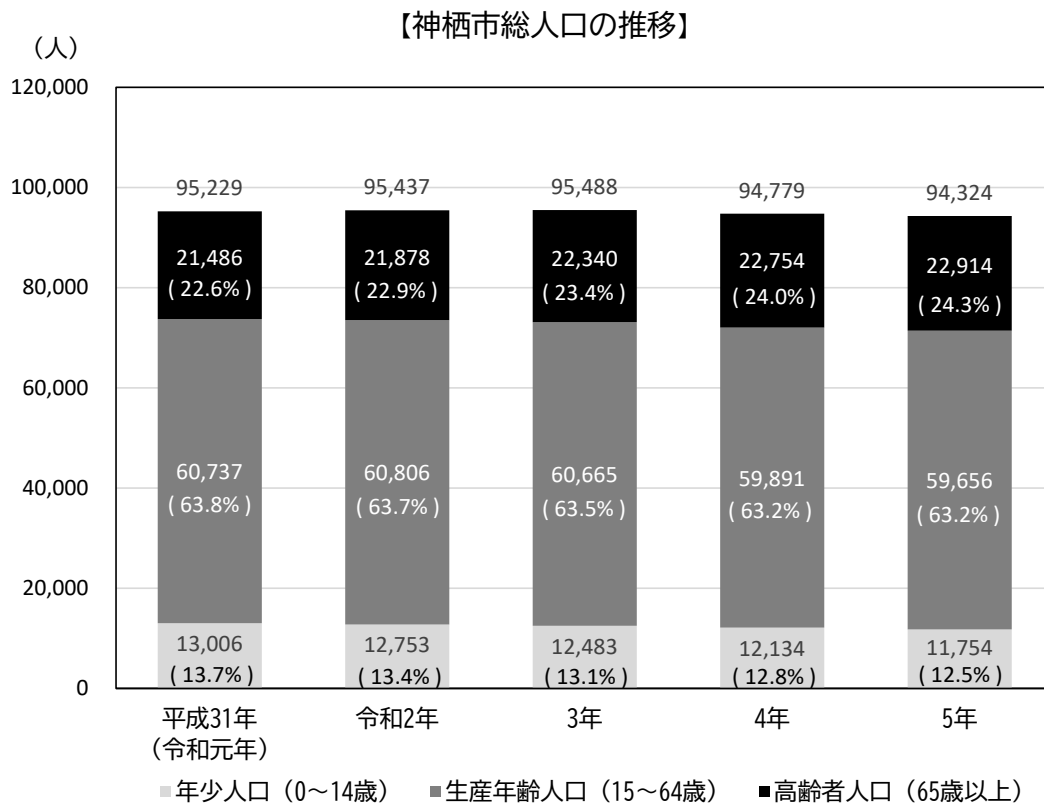
総人口は、令和4年から減少に転じ、令和元年の95,229人と比べると令和5年は94,324人と905人の減少となっています。

0歳から14歳の年少人口は、令和元年の13,006人から令和5年の11,754人へと1,252人減少し、総人口に占める割合は令和5年で12.5%です。

15歳から64歳の生産年齢人口は、令和元年の60,737人から令和5年の59,656人へと1,081人減少し、総人口に占める割合は令和5年で63.2%です。

一方、65歳以上の高齢人口は、令和元年の21,486人から令和5年の22,914人へと1,428人増加し、総人口に占める割合は令和5年で24.3%です。

全国に比べると緩やかではあるものの、本市においても少子高齢化が進行しています。



(2) 出生数・合計特殊出生率

年間の出生数は、平成27年から令和2年まで横ばいで推移していましたが、令和3年は640人と前年から121人減少し、令和4年も655人と15人の増加に留まっています。

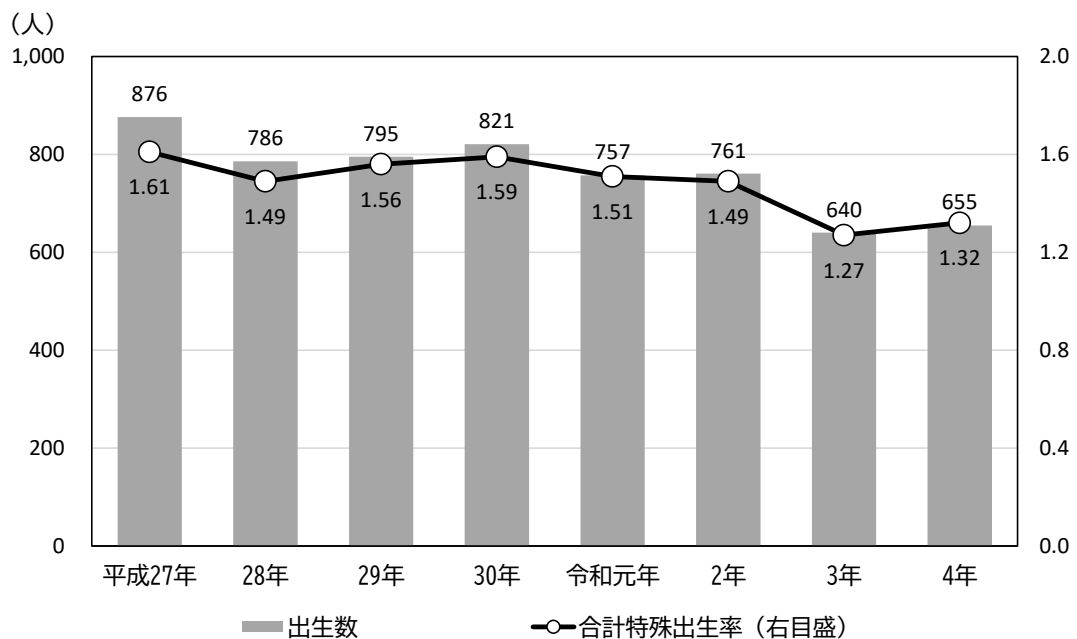
合計特殊出生率については、令和3年を除き、全国や茨城県を上回り、県内上位を保っているものの、減少傾向が続いています。

【合計特殊出生率の比較】

区分	平成 27年	28年	29年	30年	令和 元年	2年	3年	4年
全国	1.45	1.44	1.43	1.42	1.36	1.33	1.30	1.26
茨城県	1.48	1.47	1.48	1.44	1.39	1.34	1.30	1.27
神栖市	1.61	1.49	1.56	1.59	1.51	1.49	1.27	1.32

資料：厚生労働省・茨城県人口動態統計、神栖市

【出生数と合計特殊出生率の推移】



(3) 子ども人口や保育の必要性に影響する社会動向

①子ども人口の推移と推計値

令和6年の0歳から5歳の人口は3,961人で、令和2年から866人減少し、今後の5年間においても371人の減少が予測されます。

令和6年の6歳から11歳の人口は4,707人で、令和2年から544人減少し、今後の5年間においても795人の減少が予測されます。

【人口の推移・推計値】

単位：人

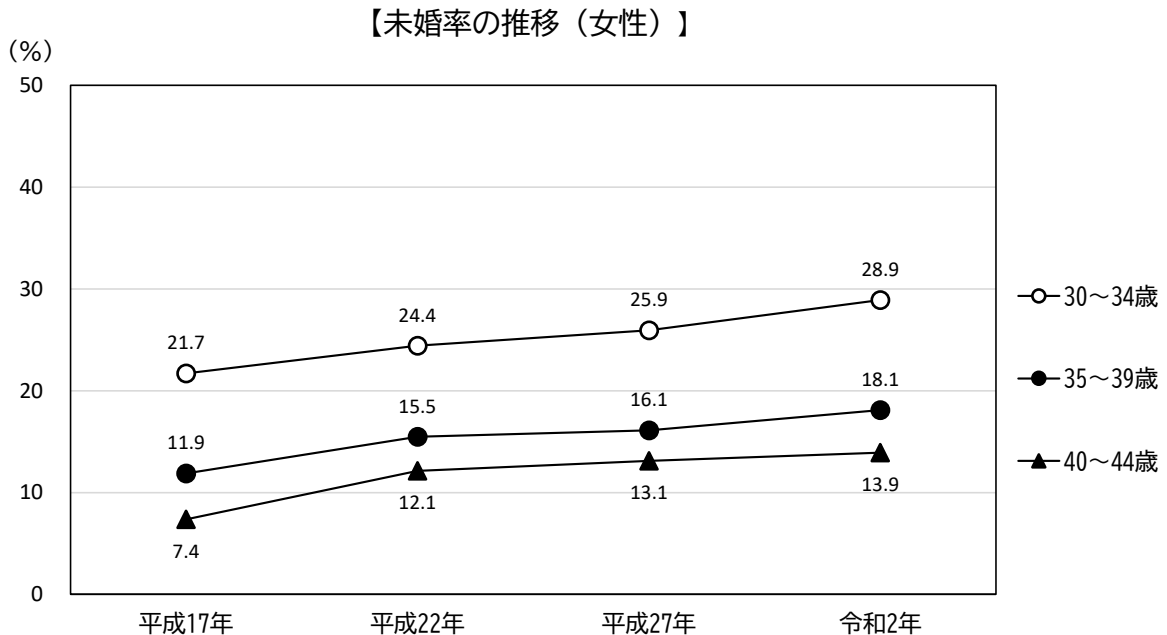
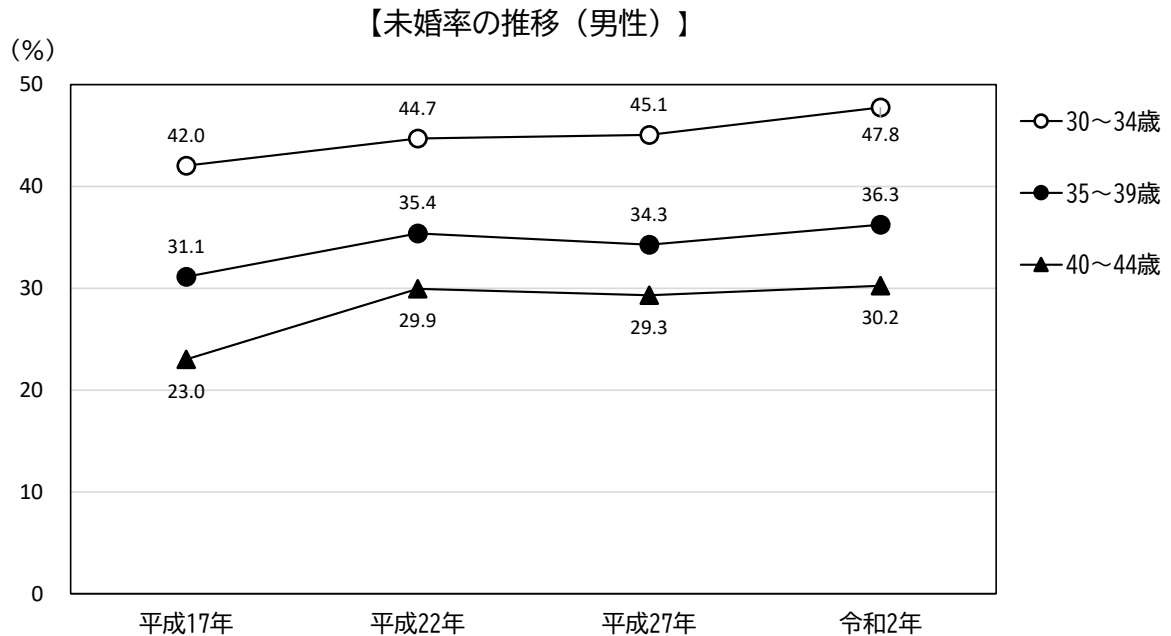
区 分	実 績 値					推 計 値				
	令和 2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年
0歳	752	712	627	636	621	627	618	612	604	596
1歳	795	763	708	640	629	642	633	624	618	610
2歳	789	773	733	699	611	625	625	616	607	601
3歳	780	783	747	721	685	611	612	612	603	594
4歳	836	777	772	722	712	673	600	602	602	593
5歳	875	838	763	765	703	702	667	594	596	596
0歳～5歳 計	4,827	4,646	4,350	4,183	3,961	3,880	3,755	3,660	3,630	3,590
6歳	779	872	819	755	750	708	694	659	587	589
7歳	831	770	863	815	745	750	702	688	653	581
8歳	884	829	769	853	805	745	746	698	684	649
9歳	893	861	831	762	832	802	737	738	690	676
10歳	915	888	861	826	760	841	799	734	735	687
11歳	949	901	887	862	815	754	836	794	729	730
6歳～11歳 計	5,251	5,121	5,030	4,873	4,707	4,600	4,514	4,311	4,078	3,912
0歳～11歳 計	10,078	9,767	9,380	9,056	8,668	8,480	8,269	7,971	7,708	7,502

資料：「住民基本台帳人口（外国人住民を含む。）」各年3月末時点

推計方法：コーホート変化率法

②未婚率

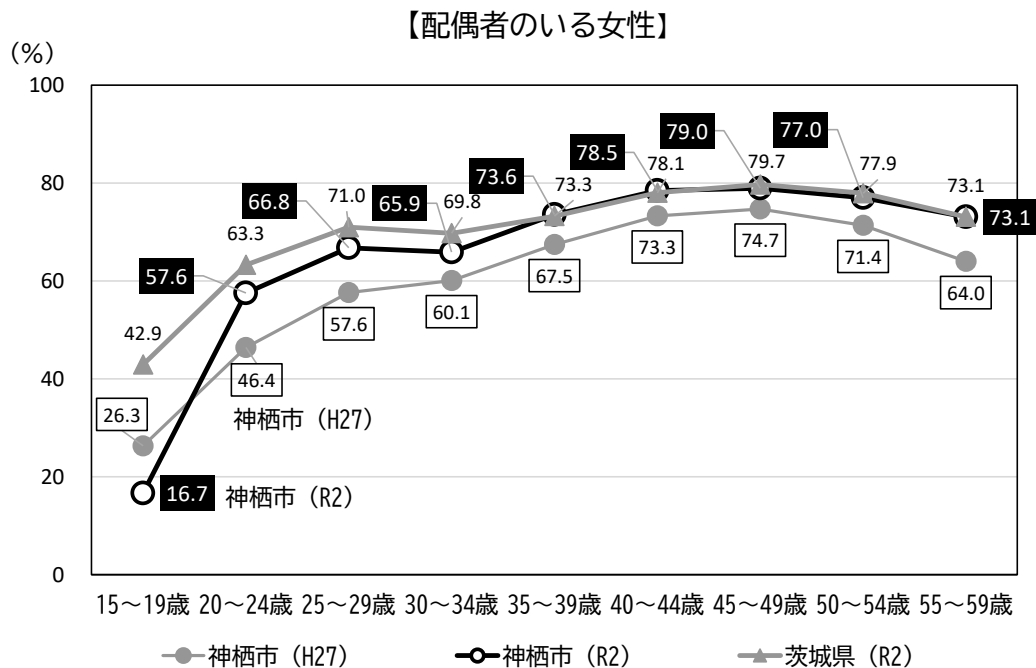
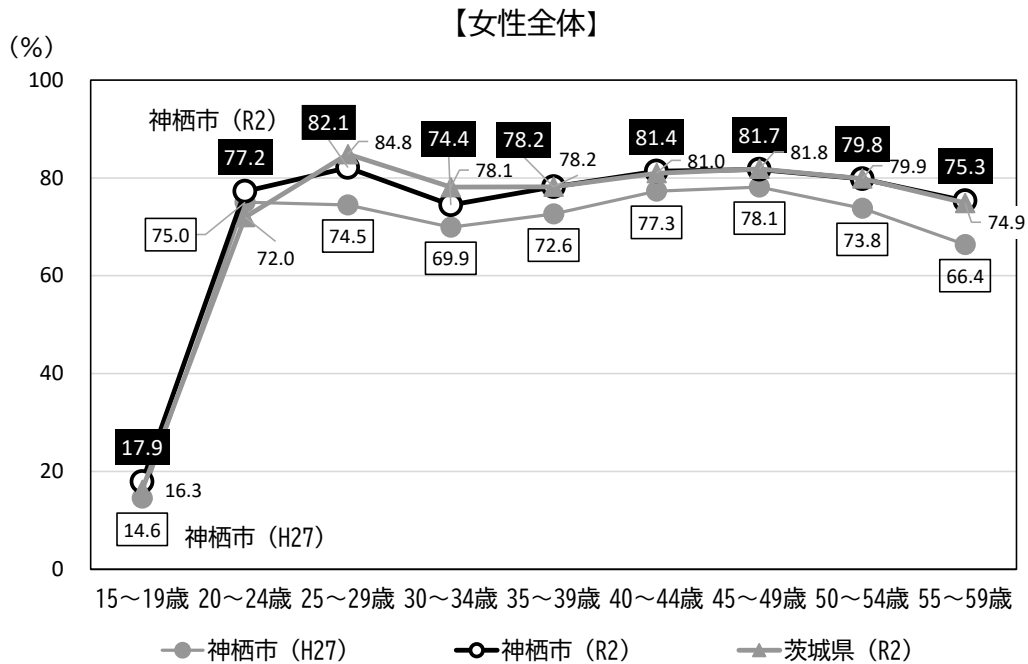
令和2年における市民の未婚率をみると、30～34歳の男性は47.8%、女性は28.9%、35～39歳の男性は36.3%、女性は18.1%、40～44歳の男性は30.2%、女性は13.9%で、平成17年以降上昇傾向です。



資料:国勢調査

③女性の年齢階層別労働力率

本市の15～59歳の女性の労働力率を年齢5歳区分でみると、平成27年から令和2年にかけて全体的に上昇していることが分かります。従来、結婚や出産を機にいったん離職し、育児が一段落したら再び職に就く、いわゆる「M字カーブ」の凹みが顕著であった25～39歳の年代について、平成27年と令和2年の労働力率を比較すると、女性全体では5.9ポイント、配偶者のいる女性に限ると7.0ポイント高くなっています。とくに子どものいる可能性の高い配偶者のいる女性の就労が増加していることがうかがえます。



資料:国勢調査

第2 教育・保育施設（幼稚園・保育所等）の状況

(1) 第2期計画の量の見込みと確保の内容、実績

① 1号認定（幼稚園・認定こども園）

第2期計画期間の1号認定について、神栖区域では令和5年度以降、利用者数が量の見込みを下回る結果に、波崎区域ではいずれの年度においても利用者数が量の見込みを下回る結果となっており、定員数は両区域で利用者数を上回る量を確保できています。

■ 1号認定の第2期計画の量の見込みと確保の内容、実績

区 分		令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	
幼稚園（認定こども園含む）	神栖区域	量の見込み	539 人	518 人	498 人	487 人	478 人
		定員数（確保量）	905 人 (0)	875 人 (-30)	875 人 (-30)	845 人 (-60)	815 人 (-90)
		利用者数	584 人	535 人	502 人	465 人	414 人
		3 歳	167 人	171 人	168 人	128 人	123 人
		4 歳	182 人	172 人	169 人	161 人	145 人
		5 歳	235 人	192 人	165 人	176 人	146 人
	波崎区域	量の見込み	135 人	129 人	124 人	122 人	119 人
		定員数（確保量）	205 人 (0)	205 人 (0)	205 人 (0)	205 人 (0)	205 人 (0)
		利用者数	125 人	119 人	102 人	101 人	85 人
		3 歳	26 人	42 人	23 人	26 人	27 人
		4 歳	45 人	32 人	49 人	31 人	27 人
		5 歳	54 人	45 人	30 人	44 人	31 人

（各年度の（）内は計画値との差。利用者数は各年度4月1日時点。）

②2・3号認定（保育所、認定こども園、認可外保育施設）

第2期計画期間の2・3号認定について、市内全域における保育所、認定こども園および認可外保育施設（企業主導型保育事業）の利用者数は、令和2年度は2,607人、令和3年度は2,632人、令和4年度は2,555人、令和5年度は2,496人、令和6年度は2,422人となっています。令和3年度以降、減少傾向となっており、特に波崎区域では、保育所（園）および認定こども園の減少率が令和2年度から6年度にかけて、△15.90%と神栖区域の△2.42%に比べて減少幅が大きくなっています。

保育所（園）および認定こども園は、両区域において、令和3年度以降、量の見込みを定員数（確保量）が上回る結果になっており、定員数は市内全域で利用者数を上回る量を確保できています。

3歳児未満の低年齢児を少人数で預かる小規模保育事業などの新たな保育施設の開園等により待機児童が解消されました。（「第2（2）待機児童数の推移」に詳細を記載しています。）

■2・3号認定の第2期計画の量の見込みと確保の内容、実績

【保育所（園）、認定こども園】

区 分			令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
保育所（認定こども園含む）	神栖区域	量の見込み	1,867 人	1,831 人	1,797 人	1,789 人	1,780 人
		0 歳	94 人	94 人	93 人	92 人	91 人
		1 歳・2 歳	636 人	634 人	628 人	627 人	625 人
		3 歳～5 歳	1,137 人	1,103 人	1,076 人	1,070 人	1,064 人
		定員数（確保量）	1,840 人 （-14）	1,876 人 （7）	1,876 人 （4）	1,876 人 （53）	1,876 人 （27）
		利用者数	1,696 人	1,735 人	1,715 人	1,707 人	1,655 人
		0 歳	52 人	78 人	73 人	73 人	72 人
		1 歳・2 歳	588 人	596 人	612 人	607 人	565 人
		3 歳～5 歳	1,056 人	1,061 人	1,030 人	1,027 人	1,018 人
	波崎区域	量の見込み	987 人	965 人	947 人	943 人	939 人
		0 歳	36 人	35 人	35 人	35 人	35 人
		1 歳・2 歳	302 人	301 人	299 人	298 人	298 人
		3 歳～5 歳	649 人	629 人	613 人	610 人	606 人
		定員数（確保量）	1,060 人 （0）	1,060 人 （-40）	1,060 人 （-60）	1,060 人 （-60）	1,060 人 （-150）
		利用者数	887 人	872 人	813 人	766 人	746 人
		0 歳	30 人	31 人	28 人	16 人	27 人
		1 歳・2 歳	272 人	282 人	264 人	248 人	223 人
		3 歳～5 歳	585 人	559 人	521 人	502 人	496 人

（各年度の（）内は計画値との差。利用者数は各年度4月1日時点。）

【認可外保育施設（企業主導型保育事業）】

区分		年 度	令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
認可外保育施設（企業主導型保育事業）	神栖区域	施設数（確保量）	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所
		利用者数	24 人	25 人	27 人	23 人	21 人
		0 歳	9 人	5 人	9 人	3 人	7 人
		1 歳・2 歳	15 人	19 人	18 人	20 人	14 人
		3 歳～5 歳	0 人	1 人	0 人	0 人	0 人
	波崎区域	施設数（確保量）	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
		利用者数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
		0 歳	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
		1 歳・2 歳	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
		3 歳～5 歳	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

（2）待機児童数の推移

第2期計画期間において、3歳児未満の低年齢児を少人数で預かる小規模保育事業などの新たな保育施設の開園等により、確保量を増やすことができた結果、令和3年度以降、待機児童が解消されました。

区 分		令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
2号	3歳～5歳	2人	0人	0人	0人	0人
3号	0歳	0人	0人	0人	0人	0人
	1歳	0人	0人	0人	0人	0人
	2歳	0人	0人	0人	0人	0人

(3) 区域別の教育・保育施設一覧

令和6年4月時点での区域別の教育・保育施設は以下のとおりです。

【神栖区域】

区 分		施設名
幼稚園	公立	うずも幼稚園
		石神幼稚園
		大野原幼稚園
認定 こども園	私立	萬徳寺保育園
		深芝保育園
		平泉幼稚園
		神栖第二あおぞら園
保育所	公立	大野原保育所
	私立	白十字保育園
		軽野保育園
		神栖あおぞら園
		ぴよぴよ保育園
		きさき保育園
		こばと保育園
		まゆ保育園
		神栖ベビーランド
		すずの丘保育園
		うずも保育園
		第二こばと保育園
		Coco・nursery
		ライフガーデン ・神栖ベビールーム
		おひさま保育園
		ベビールームみどり園
		Dear・nursery
		ベビールーム第二みどり園
		日川保育園
		オークビレッジベビールーム
家庭的保育施設		あおぞらベビーハウス
認可外保育施設 (企業主導型 保育事業)		みつはこどもえん
		みつはこどもえん (ひだまり広場)
		Craft kid's 神栖店

【波崎区域】

区 分		施設名
幼稚園	公立	須田幼稚園
認定 こども園	公立	波崎こども園
		土合こども園
保育所	私立	柳川保育園
		波崎ひかり保育園
		太田保育園
		矢田部保育園
		舎利保育園
		みだ保育園
		あすなろ保育園
		土合舎利保育園

第3 ニーズ（アンケート）調査の概要

（1）調査の実施概要

「神栖市子ども・子育て支援事業計画（第3期）」の策定にあたり、計画づくりの基礎資料を得るため、子育て世帯のみに限らず、18歳から29歳の若い世代など幅広くアンケート調査を実施しました。

また、第2期計画策定時に実施した調査のうち同じ設問については、比較の表を掲載しています。ここでは調査結果の一部を掲載していますが、詳細は神栖市ホームページで公開しています。

■調査期間：令和6年2月27日(火)～令和6年3月20日(水) ※一部4月10日(水)

■調査対象および調査方法：

調査対象（市内在住）		調査方法
1	小学校就学前児童の保護者	各年齢で無作為抽出した対象者へ、郵送配布 ①郵送回収、②WEB 回答
2	小・中学生の保護者	各学校へ配布、WEB 回答
3	小学5年生	
4	中学2年生	
5	高校2年生	
6	18歳から29歳	無作為抽出した対象者へ、郵送配布 ①郵送回収、②WEB 回答
7	ひとり親世帯	児童扶養手当受給世帯から抽出した対象者へ郵送配布 ① 郵送回収、②WEB 回答

■回収結果：

調査対象		配布数	有効回収票数	有効回収率
1	小学校就学前児童の保護者	1,800	1,074（内WEB 640）	59.7%
2	小・中学生の保護者	7,222	1,518	21.0%
3	小学5年生	803	580	72.2%
4	中学2年生	801	526	65.7%
5	高校2年生	348	232	66.7%
6	18歳から29歳	1,800	423（内WEB 290）	23.5%
7	ひとり親世帯	860	357（内WEB 199）	41.5%

■留意事項

- ・各数値は、小数点以下第二位を四捨五入して算出しているため、比率の合計は100%にならない場合があります。

(2) 小学校就学前児童の保護者調査

①保護者の就労状況

【母親の就労状況】

「就労中」の合計が75.4%となり、前回調査と比較すると、9.3ポイント上昇していることから、就労している母親が増えており、特にフルタイムが増加しています。

項 目	今回調査(%)	前回調査(%)
就労中／フルタイム	32.6	28.7
就労中／フルタイムで産休・育休・介護休業中	9.6	6.2
就労中／パート・アルバイト等	28.7	28.5
就労中／パート・アルバイトで産休・育休・介護休業中	4.5	2.7
以前は就労していたが現在はしていない	22.9	30.5
今までに就労したことがない	1.1	2.4
無回答	0.5	1.2

【パート等で就労している母親のフルタイムへの転換希望】

「転換希望はあるが実現できる見込みはない」が前回より5.1ポイント増加、また「パート等の就労を続けることを希望」が前回より4.4ポイント減少していることから、フルタイムへの転換を希望する母親が増えていることがうかがえます。

項 目	今回調査(%)	前回調査(%)
転換希望があり実現できる見込みがある	10.1	10.4
転換希望はあるが実現できる見込みはない	30.1	25.0
パート等の就労を続けることを希望	49.9	54.3
就労をやめて子育てや家事に専念したい	3.7	2.7
無回答	6.2	7.6

【就労していない母親の就労希望】

項 目	今回調査(%)	前回調査(%)
子育てや家事などに専念したい	23.0	21.7
1年より先で末子の成長後に就労したい	46.7	43.6
すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい	26.8	28.0
無回答	3.5	6.6

【就労していない母親の就労希望時期】

項 目	今回調査(%)	前回調査(%)
1 歳	6.7	7.3
2 歳	5.0	6.6
3 歳	24.2	27.2
4 歳	15.8	11.9
5 歳	4.2	3.3
6 歳	6.7	9.9
7 歳以上	36.7	33.8

【就労していない母親が希望する就労形態】

就労していない母親の就労希望で「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」と答えた人の希望する就労形態については、「パート・アルバイト等」が76.8%、「フルタイム」が21.7%で、8割近く人がパート・アルバイト等を希望しています。

前回調査と比較すると、「フルタイム」が4.2ポイントの増加、「パート・アルバイト等」が5.7ポイントの減少となっており、フルタイムの就労希望が増えています。

項 目	今回調査(%)	前回調査(%)
フルタイム	21.7	17.5
パート・アルバイト等	76.8	82.5
無回答	1.4	0.0

②平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

【利用状況】

認定こども園については、平成26年度に1園のみでしたが、令和6年度時点で6園（公立2園、私立4園）に増えたことにより、前回調査と比較すると、「保育所・園」が減少し、認定こども園が増加しています。

項 目	今回調査(%)	前回調査(%)
幼稚園	15.7	14.0
幼稚園の預かり保育	2.7	1.0
保育所・園(公立保育所、私立保育園)	53.7	62.7
認定こども園	28.3	20.1
小規模保育施設	1.9	1.5
家庭的保育	1.5	0.0
事業所内保育施設	0.5	0.7
企業主導型保育事業所	0.3	(選択肢なし)
その他の認可外の保育施設	0.7	1.0
居宅訪問型保育	0.0	0.0
ファミリーサポートセンター	0.3	0.1
その他	1.0	1.2
無回答	0.1	0.1

【今後利用したい教育・保育事業】

今回選択項目に入れた「こども誰でも通園制度」が10.9%となり、関心が高まっていることがうかがえます。

項 目	今回調査(%)	前回調査(%)
幼稚園	30.2	22.3
幼稚園の預かり保育	12.3	12.0
保育所・園(公立保育所、私立保育園)	60.1	63.6
認定こども園	35.6	34.4
小規模保育施設	5.2	3.6
家庭的保育	3.9	0.8
事業所内保育施設	3.4	3.9
企業主導型保育事業所	3.4	(選択肢なし)
その他の認可外の保育施設	1.2	1.4
居宅訪問型保育	3.4	1.7
ファミリーサポートセンター	7.1	4.4
こども誰でも通園制度(仮称)※1	10.9	(選択肢なし)
その他	0.8	1.5
無回答	3.2	1.9

※1 こども誰でも通園制度

保護者の就労の有無に関わらず、月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位で柔軟に保育園等を利用できる制度

③土曜・休日や長期休暇中の日の定期的な教育・保育事業の利用希望

【土曜日の定期的な教育・保育事業の利用希望】

項 目	今回調査(%)	前回調査(%)
利用する必要はない	63.2	65.6
ほぼ毎週利用したい	7.8	7.5
月に1～2回は利用したい	26.9	24.5
無回答	2.0	2.5

【日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望】

項 目	今回調査(%)	前回調査(%)
利用する必要はない	81.2	82.4
ほぼ毎週利用したい	2.0	1.4
月に1～2回は利用したい	14.3	13.7
無回答	2.4	2.5

④地域の子育て支援事業の利用状況について

【地域子育て支援センター等の利用状況】

前回調査と比較すると、各センター等の利用が増えていることが分かります。

項 目	今回調査(%)	前回調査(%)
地域子育て支援センター	10.1	8.0
児童センター、児童館、女性・子どもセンター	44.9	39.0
利用していない	52.4	57.9
無回答	1.1	1.7

【地域子育て支援センター等の今後の利用意向】

項 目	今回調査(%)	前回調査(%)
利用していないが今後利用したい	25.2	23.5
利用しているが今後利用日数を増やしたい	19.6	17.2
新たな利用や日数を増やしたいとは思わない	44.9	52.3
無回答	10.3	7.0

⑤病気の際の対応について（平日の教育・保育事業利用者のみ）

【病気やケガ等で通常の事業が利用できなかった際の対処方法】

平日の定期的な教育・保育事業を利用している人が病気等で事業を利用できなかった際の対処方法は、前回調査と同様「母親が休んだ」が約8割と最も多い状況ですが、「父親が休んだ」が17.4ポイント増加し、4割を越えています。

項 目	今回調査(%)	前回調査(%)
父親が休んだ	43.1	25.7
母親が休んだ	81.2	79.3
親族・知人に子どもをみてもらった	34.0	36.6
父母のうち就労していない方が子どもをみた	17.0	15.7
病児・病後児の保育を利用した	3.2	6.3
ベビーシッターを利用した	0.1	0.0
ファミリーサポートセンターを利用した	0.4	0.0
仕方なく子どもだけで留守番をさせた	1.0	0.4
その他	2.2	1.8
無回答	0.7	0.9

【病児・病後児の保育施設の利用意向】

項 目	今回調査(%)	前回調査(%)
病児・病後児保育施設等を利用したい	39.5	36.9
利用したいとは思わない	59.3	60.8
無回答	1.2	2.3

【病児・病後児の保育施設の利用希望日数】

項 目	今回調査(%)	前回調査(%)
1～3日	15.8	29.3
4～6日	27.6	28.7
7～10日	24.1	21.3
11～20日	14.5	8.5
21～30日	6.1	1.2
31日以上	5.3	1.2

⑥不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について

【私用や親の通院、不定期の就労等のため、一時預かり等を利用する状況】

項 目	今回調査(%)	前回調査(%)
一時預かり	1.9	2.6
幼稚園の預かり保育	3.1	4.1
幼稚園の2歳児の4月からの通園	0.0	0.0
ファミリーサポートセンター	1.6	1.6
夜間養護等事業:トワイライトステイ	0.0	0.0
ベビーシッター	0.1	0.0
その他	0.7	1.4
利用していない	88.4	85.0
無回答	4.8	5.6

【一時預かり等の利用意向】

項 目	今回調査(%)	前回調査(%)
利用したい	37.8	39.7
利用する必要はない	56.2	55.9
無回答	6.0	4.5

【一時預かり等の利用を希望する目的】

項 目	今回調査(%)	前回調査(%)
私用、リフレッシュ目的	77.8	63.9
冠婚葬祭、学校行事、通院等	79.8	71.3
不定期の就労	28.3	22.7
その他	3.4	5.0
無回答	1.2	1.4

⑦育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について

【母親の育児休業の取得状況】

前回調査と比較すると、「取得した(取得中である)」が増加していることから、育児休業を取得し、子育てと仕事の両立を希望する母親が増加傾向にあることがうかがえます。

項 目	今回調査(%)	前回調査(%)
働いていなかった	35.0	49.5
取得した(取得中である)	47.1	34.2
取得中に離職した	2.4	2.3
取得していない	13.9	11.7
無回答	1.6	2.4

【母親の短時間勤務の利用状況】

前回調査と比較すると、利用率（利用予定を含む）は増加しています。

項 目	今回調査(%)	前回調査(%)
利用する必要がなかった	25.1	27.5
利用した（利用したい）	52.6	42.5
利用したかったが利用しなかった	19.2	28.9
無回答	3.2	1.1

【父親の短時間勤務の利用状況】

前回調査と比較すると、利用率（利用予定を含む）は減少し、「利用したかったが利用しなかった」が7.6ポイント増加しています。利用希望がありながらも利用が困難な様子がうかがえます。

項 目	今回調査(%)	前回調査(%)
利用する必要がなかった	57.5	56.3
利用した（利用したい）	11.1	20.8
利用したかったが利用しなかった	22.2	14.6
無回答	9.2	8.3

⑧教育・保育環境の充実など子育ての環境や支援について

【子育ての環境や支援の満足度】

前回調査と比較すると、満足度1・2の合計が減少（前回19.9%→今回15.1%）し、満足度4・5の合計が増加（前回38.4%→今回40.3%）しており、この5年間で子育て環境・支援に対する市民の満足度が高まったことがうかがえます。

項 目	今回調査(%)	前回調査(%)
満足度1	4.3	5.0
満足度2	10.8	14.9
満足度3	36.5	38.9
満足度4	30.6	30.2
満足度5	9.7	8.2
無回答	8.1	2.8

※満足度1（低い）～満足度5（高い）

【各事業等の満足度】

今回調査の上位3位は「子どもの医療費助成」、「妊娠・出産時の医療費助成」、「予防接種」で、下位3位は「家庭的保育事業所の利用」、「居宅訪問型事業の利用」、「休日保育の利用」でした。このことから、経済的支援は満足度が高く、特定のニーズや状況に対応する保育の利用については低い結果が得られましたが、現在、特定の保育の利用がごく一部であるためと推測され、今後、そのニーズや利用後の状況等に精査が必要です。

単位：評価点

事業等	今回の満足度	前回の満足度
妊娠・出産時の医療費助成（マル福・神福制度）	◎2位 1.11	◎1位 1.36
ニューファミリーセミナー・マタニティセミナー	0.63	0.74
こんにちは赤ちゃん（保健師等による2か月児訪問事業）	0.94	◎3位 1.04
保健センターでの相談（育児栄養相談・母乳相談）	0.69	0.70
乳幼児健診 （4か月児、6～7か月児、9～11か月児、1歳6か月児、3歳児）	0.75	0.96
離乳食教室	0.66	0.80
食育 （乳幼児健診時や幼稚園、児童館等での栄養士などによる食育指導）	0.68	0.67
予防接種	◎3位 1.05	1.03
子どもの医療費助成（マル福・神福制度）	◎1位 1.15	◎2位 1.33
夜間の診療所（鹿嶋市夜間小児救急診療所）	0.23	▲3位 0.34
かみす健康ダイヤル24（24時間の電話医療相談）	0.46	0.69
保育所・園の利用	0.98	0.96
幼稚園の利用	1.01	0.74
認定こども園の利用	0.98	0.83
小規模保育事業所の利用	0.53	（選択肢なし）
家庭的保育事業所の利用	▲1位 0.08	（選択肢なし）
事業所内保育施設の利用	0.29	（選択肢なし）
企業主導型保育事業所の利用	0.39	（選択肢なし）
その他の認可外保育施設の利用	0.26	（選択肢なし）
居宅訪問型事業の利用	▲2位 0.16	（選択肢なし）
休日保育（日曜・祝日）の利用	▲3位 0.17	▲1位 -0.06
病児・病後児保育の利用	0.19	▲2位 0.27
地域子育て支援センターの利用（私立保育園8園で実施）	0.90	0.84
児童館、児童センター、女性・子どもセンターの施設・設備	0.96	0.85
児童館、児童センター、女性・子どもセンターの事業内容	0.94	0.85
ファミリーサポートセンター	0.65	0.53
地域の子育て情報の得やすさ （子育てタウンアプリ、ママフレWEB、子育てガイドブックなど）	0.33	0.47
子育ての相談窓口、相談機会 （子育てコンシェルジュ相談、幼児の相談教室おはなしひろば、子育てカウンセラー相談、家庭児童相談室など）	0.77	0.66
公園・広場など子どもの遊び場	0.66	0.46

注1）評価点（加重平均値）は、（「満足」の回答者数×2点＋「やや満足」の回答者数×1点＋「どちらでもない」の回答者数×0点＋「やや不満」の回答者数×－1点＋「不満」の回答者数×－2点）÷（それぞれの回答者数の合計）により算出。最高点は2.00点、最低点は－2.00点、中間点は0.00点となる。

注2）満足度上位3位の事業には「◎」、下位3位の事業には「▲」を、評価点前に付けている。

⑨市の子育て支援策として期待すること

今回調査、前回調査ともに上位3位は「子どもが安心して遊べる公園等の整備」、「子育てに関する経済的支援の充実」、「事業所等に対する職場環境整備への働きかけ」でした。

また、前回調査と比較して増加率が高かった上位3位は「子育てに関する経済的支援の充実」（12.0ポイント）、「妊娠・出産への支援」（8.8ポイント）、「道路、公共施設等のバリアフリー化」（6.9ポイント）でした。

子育てに関する経済的支援、子育てしやすい環境整備の充実が特に重視されています。

項 目	今回調査(%)	前回調査(%)
子育てに関する情報提供の充実	34.8	30.3
子育てに関する相談体制の充実	7.2	13.4
子育てに関する学習機会の充実	18.1	14.7
子育てに関する経済的支援の充実	◎2位 56.9	◎2位 44.9
子育てグループなどの自主的な活動への支援	3.7	2.1
子育てを支援するボランティアの育成	7.5	7.7
子どもを一時的に預かってくれる事業の充実	34.2	28.8
病児・病後児保育事業の充実	30.5	27.2
乳児保育の充実	10.1	8.1
延長保育の充実	11.2	19.1
障がい児保育の充実	10.6	6.2
放課後児童クラブなど放課後対策の充実	35.9	32.7
ファミリーサポートセンターの充実	2.8	3.7
妊娠・出産への支援	24.3	15.5
母子の健康づくりに向けた保健事業の充実	8.8	4.8
児童虐待防止に関する取り組みの充実	14.3	16.8
地域住民による見守りや声かけ、パトロール	26.8	30.3
子どもが安心して遊べる公園等の整備	◎1位 59.6	◎1位 53.6
事業所等に対する職場環境整備への働きかけ	◎3位 43.2	◎3位 37.9
道路、公共施設等のバリアフリー化	22.4	15.5
その他	3.4	3.0

(3) 小・中学生の保護者調査

①保護者の就労状況

【就労状況】

項 目	今回調査(%)	前回調査(%)
就労中／フルタイム	38.0	36.3
就労中／フルタイムで産休・育休・介護休業中	0.8	0.2
就労中／パート・アルバイト等	42.5	43.7
就労中／パート・アルバイトで産休・育休・介護休業中	1.3	0.3
以前は就労していたが現在はしていない	15.6	15.3
今までに就労したことがない	1.5	1.6
無回答	0.3	2.6

【パート等で就労している母親のフルタイムへの転換希望】

「転換希望はあるが実現できる見込みはない」が前回より6.1ポイント増加し、フルタイムへの転換を希望する母親が増えていますが、実現困難な様子が見えます。

項 目	今回調査(%)	前回調査(%)
転換希望があり実現できる見込みがある	5.5	7.4
転換希望はあるが実現できる見込みはない	26.0	19.9
パート等の就労を続けることを希望	64.1	64.2
就労をやめ子育てや家事などに専念したい	4.1	2.5
無回答	0.3	6.0

【就労していない母親の就労希望】

「就労したい」という人の合計は、今回調査は63.3%、前回調査は50.3%で13.0ポイント増加しています。

項 目	今回調査(%)	前回調査(%)
子育てや家事などに専念したい	35.5	41.2
1年より先で末子の成長後に就労したい	26.6	14.1
すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい	36.7	36.2
無回答	1.2	8.5

【就労していない母親が希望する就労形態】

前回調査と比較して、「フルタイム」が7.2ポイント増加、「パート・アルバイト等」が7.2ポイント減少し、フルタイムを希望する人が増えています。

項 目	今回調査(%)	前回調査(%)
フルタイム	12.8	5.6
パート・アルバイト等	87.2	94.4
無回答	0.0	0.0

②放課後等の過ごし方について

【現在の放課後の過ごし方】

前回調査とは選択肢が一部異なるため正確な比較は困難ですが、「塾や習い事」、「祖父母宅や友人・知人宅」が減少し、「放課後児童クラブ」や「放課後子ども教室」がやや増加しており、市の放課後対策に関する事業を利用する人が増えている様子がうかがえます。

項 目	今回調査(%)	前回調査(%)
自宅	73.4	75.8
祖父母宅や友人・知人宅	6.8	13.6
友人や知人の家	6.7	(選択肢なし)
塾や習い事	30.0	48.2
児童館、児童センター、女性・子どもセンター	4.3	3.6
放課後子ども教室	7.3	6.1
放課後児童クラブ	26.4	23.1
ファミリーサポートセンター	0.7	0.2
学校(部活動、クラブ活動など)	9.9	(選択肢なし)
スポーツクラブの活動の場(野球場、サッカー場等)	10.2	(選択肢なし)
公園	9.7	(選択肢なし)
公民館、図書館等の公共の施設	2.9	(選択肢なし)
その他	2.7	10.8
無回答	0.5	0.7

③教育・保育環境の充実など子育ての環境や支援について

【子育ての環境や支援の満足度】

満足度1・2の合計は20.3%、満足度4・5の合計は34.3%となっており、子育て環境・支援に対する満足度は比較的高いといえます。ただし、就学前児童の保護者調査(満足度1・2の合計15.1%、満足度4・5の合計(40.3%))と比べると、満足度は低くなっています。

項 目	今回調査(%)	前回調査(%)
満足度1	5.4	3.9
満足度2	14.9	12.5
満足度3	45.1	37.8
満足度4	25.8	21.8
満足度5	8.5	6.6
無回答	0.3	17.3

※満足度1(低い)～満足度5(高い)

【各事業等の満足度】

今回調査の上位3位は「子どもの医療費助成」、「予防接種」、「児童館、児童センター、女性・子どもセンターの事業内容」で、下位3位は「PTA活動」、「子ども会活動」、「通学路の安全確保」となっています。

単位：評価点

事業等	今回の満足度	前回の満足度
子どもの医療費助成（マル福・神福制度）	◎1位 1.03	◎1位 1.35
予防接種	◎2位 0.88	◎2位 0.78
夜間の診療所（鹿嶋市夜間小児救急診療所）	0.10	▲2位 -0.26
かみす健康ダイヤル24（24時間の電話医療相談）	0.33	0.45
放課後児童クラブ	0.48	0.58
放課後子ども教室（※前回は地域子ども教室）	0.73	0.41
子ども会活動	▲2位 -0.25	-0.01
児童館、児童センター、女性・子どもセンターの施設・設備	0.67	◎3位 0.59
児童館、児童センター、女性・子どもセンターの事業内容	◎3位 0.75	0.52
家庭教育学級（講演会や子育て講座など）	0.29	0.31
PTA活動	▲1位 -0.36	-0.05
ファミリーサポートセンター	0.68	0.25
地域の子育て情報の得やすさ （子育てタウンアプリ、ママフレWEB、子育てガイドブックなど）	0.30	0.16
子育ての相談窓口、相談機会 （子育てコンシェルジュ相談、子育てカウンセラー相談、家庭児童相談室、教育相談など）	0.73	0.20
公園・広場など子どもの遊び場	0.42	▲3位 -0.07
通学路の安全確保	▲3位 -0.11	▲1位 -0.44
交通安全教育	0.55	0.17

注1）評価点（加重平均値）は、（「満足」の回答者数×2点＋「やや満足」の回答者数×1点＋「どちらでもない」の回答者数×0点＋「やや不満」の回答者数×-1点＋「不満」の回答者数×-2点）÷（それぞれの回答者数の合計）により算出。最高点は2.00点、最低点は-2.00点、中間点は0.00点となる。

注2）満足度上位3位の事業には「◎」、下位3位の事業には「▲」を、評価点前に付けている。

④市の子育て支援策として期待すること

今回調査、前回調査ともに上位3位は「子育てに関する経済的支援の充実」、「子どもが安心して遊べる公園等の整備」、「事業所等に対する職場環境整備への働きかけ」でした。就学前児童の保護者調査の結果と同様、子育てに関する経済的支援、子育てしやすい環境整備の充実が特に重視されています。

項 目	今回調査(%)	前回調査(%)
子育てに関する情報提供の充実	23.0	17.5
子育てに関する相談体制の充実	14.2	15.2
子育てに関する学習機会の充実	17.5	15.2
子育てに関する経済的支援の充実	◎1位 54.4	◎2位 43.8
子育てグループなどの自主的な活動への支援	3.1	1.6
子育てを支援するボランティアの育成	5.9	6.7
子どもを一時的に預かってくれる事業の充実	25.4	25.3
病児・病後児保育事業の充実	26.7	32.5
乳児保育の充実	4.3	4.9
延長保育の充実	8.4	10.6
障がい児保育の充実	7.4	9.0
放課後児童クラブなど放課後対策の充実	22.9	30.9
ファミリーサポートセンターの充実	5.2	3.7
妊娠・出産への支援	14.6	19.7
母子の健康づくりに向けた保健事業の充実	2.4	4.9
児童虐待防止に関する取り組みの充実	9.8	19.8
地域住民による見守りや声かけ、パトロール	24.9	32.5
子どもが安心して遊べる公園等の整備	◎2位 46.2	◎1位 52.6
事業所等に対する職場環境整備への働きかけ	◎3位 41.2	◎3位 47.4
道路、公共施設等のバリアフリー化	13.2	18.3
その他	6.7	5.3

(4) 小学5年生・中学2年生・高校2年生調査

①生活について

【平日の放課後（夕方）どこで過ごすことが多いですか】

小学5年生、中学2年生、高校2年生のいずれも「自分の家」が9割前後を占め、第1位となっています。次いで多いのは、小学5年生では「塾や習い事」、中学2年生と高校2年生では「学校（部活動、クラブ活動など）」となっています。

項 目	小学5年生 (%)	中学2年生 (%)	高校2年生 (%)
自分の家	92.1	94.5	88.4
祖父母の家や親戚の家	18.6	6.5	4.3
友達の家	18.6	20.0	10.8
塾や習い事	34.5	27.4	2.2
児童館、児童センター、女性・子どもセンター	4.7	(選択肢なし)	(選択肢なし)
放課後児童クラブ	9.1	(選択肢なし)	(選択肢なし)
放課後子ども教室	4.3	(選択肢なし)	(選択肢なし)
ファミリーサポートセンター	0.0	(選択肢なし)	(選択肢なし)
学校（部活動、クラブ活動など）	(選択肢なし)	44.9	21.1
スポーツクラブの活動の場	9.7	12.5	3.4
公園	19.1	16.7	2.2
公民館、図書館等の公共の施設	4.7	6.5	0.0
ショッピングセンター	(選択肢なし)	(選択肢なし)	3.0
お金を払って遊ぶ施設 (ゲームセンター、カラオケなど)	(選択肢なし)	(選択肢なし)	12.5
飲食店（カフェやファーストフード店など）	(選択肢なし)	(選択肢なし)	7.8
その他	5.5	2.7	4.7
無回答	1.2	0.8	0.0

【平日の放課後（夕方）に過ごす場所としてどのような場所があると良いですか】

小学5年生、中学2年生、高校2年生のいずれも「のんびりできる場所」が5～6割台で第1位、次いで「ゲームができる場所」、「友達と集まっておしゃべりできる場所」、「インターネットができる場所」などが学年を問わず多くなっています。

項 目	小学5年生 (%)	中学2年生 (%)	高校2年生 (%)
勉強ができる場所	50.3	43.9	19.8
本が読める場所	31.9	22.1	12.9
運動ができる場所	50.9	46.6	30.2
のんびりできる場所	66.6	62.0	53.9
音楽の練習ができる場所	18.6	20.0	15.1
ゲームができる場所	62.4	47.1	35.3
インターネットができる場所	54.1	54.6	37.1
自分と同じくらいの年齢の人と交流できる場所	27.8	19.6	0.0
自分と違う年齢の人と交流できる場所	8.4	6.7	7.3
友達と集まっておしゃべりできる場所	53.4	58.9	34.5
特になし	3.8	4.6	11.2
その他	3.3	2.1	0.0
無回答	1.0	0.8	0.0

【生活の満足度】

小学5年生は「満足度9～10」、中学2年生と高校2年生は「満足度6～8」が5割前後を占め、それぞれ第1位となっています。「満足度9～10」は年代が進むと、急速に減ることが分かります。

項 目	小学5年生 (%)	中学2年生 (%)	高校2年生 (%)
満足度0～1	2.1	1.1	4.3
満足度2～4	5.7	7.0	8.2
満足度5	8.4	10.1	16.4
満足度6～8	35.5	48.7	50.9
満足度9～10	47.6	32.3	19.4
無回答	0.7	0.8	0.9

※満足度1（低い）～満足度10（高い）

②悩み事について

【悩みや心配事がありますか】

小学5年生は「勉強のこと」、中学2年生と高校2年生は「進学・進路のこと」がそれぞれ第1位となっています。

「悩み事や心配事はない」の回答は中学2年生が小学5年生、高校2年生よりも少なく、「友達との関係」、「勉強のこと」、「進学・進路のこと」、「部活動、クラブ活動のこと」、「自分の性格や容姿（顔や体型）のこと」など、多くの項目で中学2年生の回答が最も多くなっています。

項 目	小学5年生 (%)	中学2年生 (%)	高校2年生 (%)
友達との関係	23.3	24.9	16.8
勉強のこと	27.9	53.6	27.6
進学・進路のこと	21.6	54.4	43.1
部活動、クラブ活動のこと	6.6	23.2	9.5
自分の性格や容姿（顔や体型）のこと	20.0	23.4	17.2
家族のこと	10.3	10.1	6.9
性のこと	3.3	2.7	1.3
親や祖父母、兄弟などの世話が大変なこと	5.2	1.3	1.7
恋愛	8.1	9.9	12.9
お金のこと	11.6	12.2	19.0
いじめのこと	3.6	3.0	0.0
インターネット（SNS）でのトラブル	3.3	2.7	2.2
大人から心や体が傷つくことを言われたり、されたりすること	2.2	1.1	1.3
悩み事や心配事はない	33.8	19.2	29.7
その他	4.1	1.9	1.3
無回答	10.9	6.7	3.0

【悩み事は誰に相談しますか】

項 目	小学5年生 (%)	中学2年生 (%)	高校2年生 (%)
母親	68.4	53.4	44.8
父親	39.5	24.9	17.7
兄弟姉妹	19.8	15.4	9.1
祖父母	12.1	7.6	3.9
学校の友達	58.4	61.2	56.0
学校以外の友達	12.4	12.7	20.7
インターネット上の友達	2.8	6.1	9.5
学校の先生（担任や保健の先生など）	14.8	14.6	9.1
塾や習い事の先生	5.0	5.1	1.7
職場やアルバイト先の人	（選択肢なし）	（選択肢なし）	4.7
誰にも相談しない	9.8	16.3	19.8
誰に（どこに）相談すればよいかわからない	4.0	3.8	2.2
その他	2.8	2.1	2.6
無回答	1.4	2.1	0.4

③家族の世話について

【あなたがお世話をしている家族の人】

項 目	小学5年生 (%)	中学2年生 (%)	高校2年生 (%)
お父さん	5.9	0.8	2.2
お母さん	9.3	1.7	2.6
おじいちゃん・おばあちゃん	7.4	1.7	3.9
きょうだい	23.3	9.9	9.5
その他	7.9	2.3	3.0
お世話はしていない	57.9	79.7	81.0
無回答	5.5	6.3	3.0

【お世話の内容】

どの年代も「見守り」が5割前後で最も多く、次いで「家事」が4割前後となっています。また、「入浴やトイレのお世話」は年代が進むにつれて多くなっています。

項 目	小学5年生 (%)	中学2年生 (%)	高校2年生 (%)
家事（食事の準備、掃除、洗濯など）	44.8	40.5	37.8
きょうだいのお世話や送り迎え	17.5	29.7	24.3
入浴やトイレのお世話	14.6	18.9	24.3
買い物や散歩に一緒に行く	31.6	28.4	24.3
病院に一緒に行く	10.4	5.4	2.7
話を聞く	34.0	31.1	35.1
見守り	47.2	58.1	48.6
通訳（日本語や手話など）	2.8	4.1	0.0
お金の管理	7.1	4.1	2.7
薬の管理	6.1	4.1	8.1
その他	8.5	2.7	10.8
無回答	9.0	8.1	2.7

④こどもの権利について

【こども基本法の認知度】

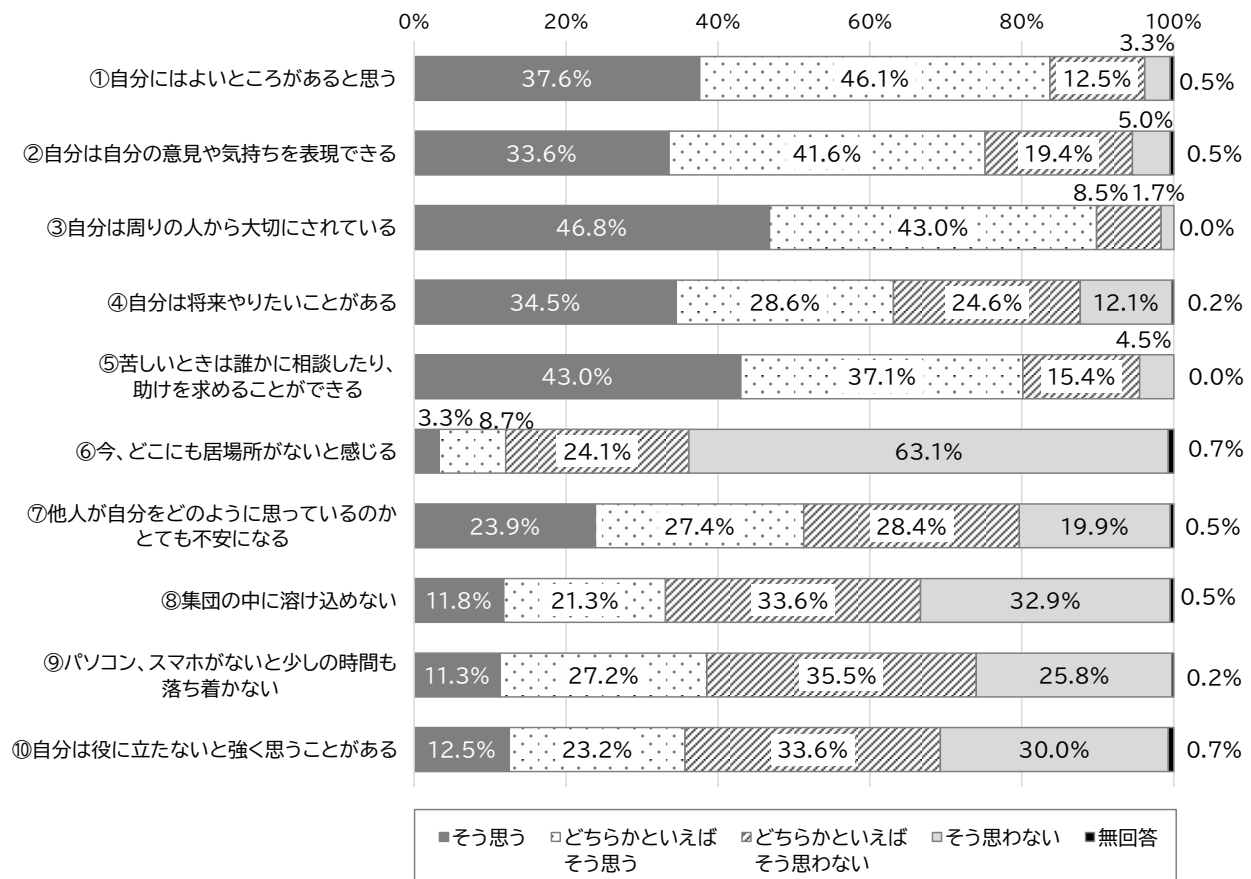
項 目	小学5年生 (%)	中学2年生 (%)	高校2年生 (%)
内容まで詳しく知っている	5.5	2.1	7.8
内容について少し知っている	9.8	8.9	10.8
名前だけ聞いたことがある	28.1	29.3	53.0
聞いたことがない、知らない	54.5	58.2	26.7
無回答	2.1	1.5	1.7

(5) 18歳から29歳調査

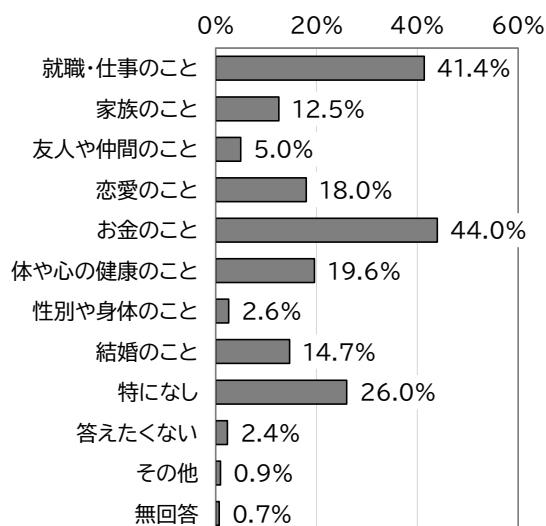
①自分自身について思うこと

「自分にはよいところがあると思う」、「自分は周りの人から大切にされている」、「苦しいときは誰かに相談したり、助けを求めることができる」の質問で、“そう思う”と“どちらかといえばそう思う”を合わせると、いずれも8割を越えています。

一方、「今、どこにも居場所がないと感じる」について、“そう思う”と“どちらかといえばそう思う”を合わせると1割強、また「集団の中に溶け込めない」、「自分は役に立たないと強く思うことがある」の質問では3割を越えています。



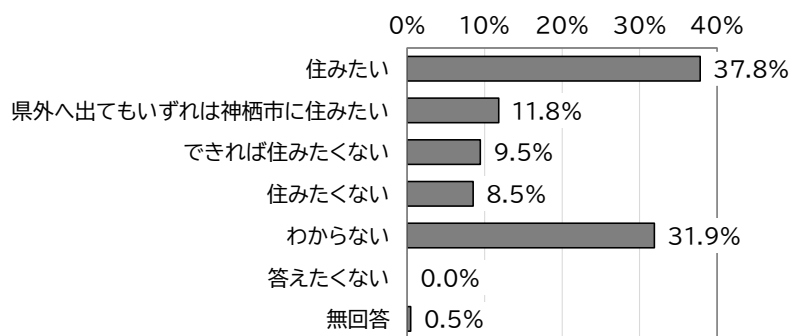
②現在困っていることや悩んでいること



③将来のこと、結婚や子育てについて

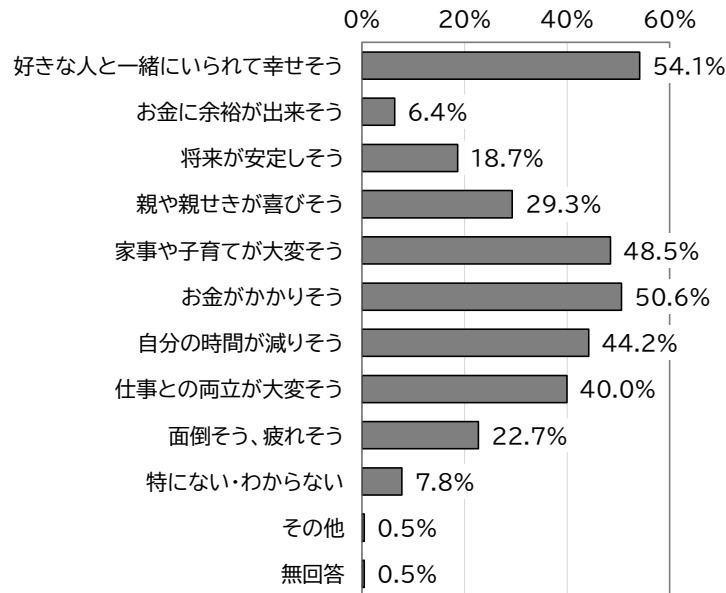
【将来も神栖市に住みたいか】

「住みたい」が37.8%、「県外へ出てもしずれは神栖市に住みたい」が11.8%で、合わせるとほぼ5割の人は将来神栖市に住みたいと回答しています。一方、「住みたくない」、「できれば住みたくない」と回答した人は合わせて2割弱となっています。



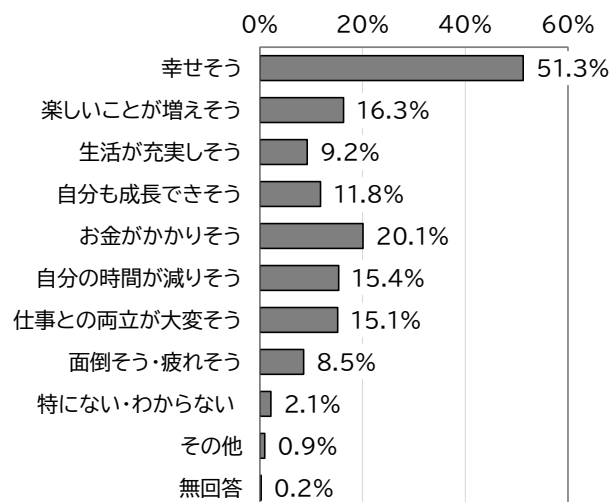
【結婚に対するイメージ】

結婚に対しては「好きな人と一緒にいられて幸せそう」が54.1%となっていますが、「お金がかかりそう」が5割、「家事や子育てが大変そう」、「自分の時間が減りそう」、「仕事との両立が大変そう」がいずれも4割台であるなど、マイナスのイメージを持つ人も多くなっています。



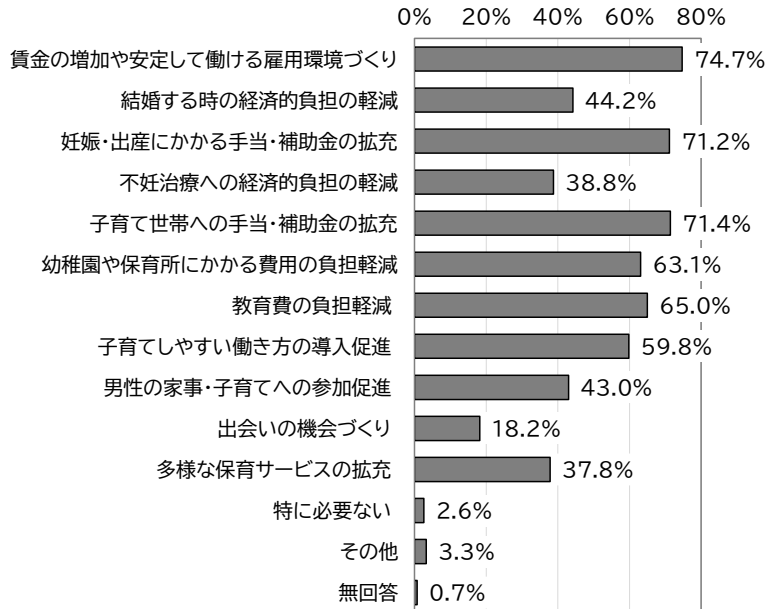
【子育てに対するイメージ】

子育てに対しては「幸せそう」が51.3%となっています。「お金がかかりそう」、「自分の時間が減りそう」、「仕事との両立が大変そう」などマイナスのイメージを回答した人は2割以下に留まっています。



④少子化対策について

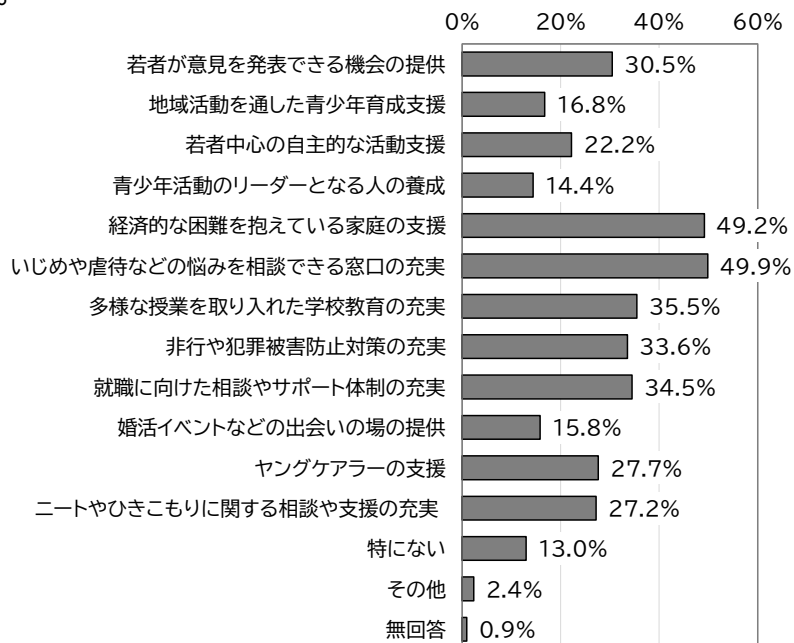
「賃金の増加や安定して働ける雇用環境づくり」、「妊娠・出産にかかる手当・補助金の拡充」、「子育て世帯への手当・補助金の拡充」が7割台、「教育費の負担軽減」、「幼稚園や保育所にかかる費用の負担軽減」が6割台と、経済的な安定につながる支援が必要であると考える人が多くなっています。



⑤市が取り組む青少年や若者の政策について

「経済的な問題を抱えている家庭の支援」、「いじめや虐待などの悩みを相談できる窓口の充実」がほぼ5割、「多様な授業を取り入れた学校教育の充実」、「非行や犯罪被害防止対策の充実」、「就職に向けた相談やサポート体制の充実」が3割強となっており、貧困対策や防犯対策、各種の相談窓口の充実などを求める人が多いことが分かります。

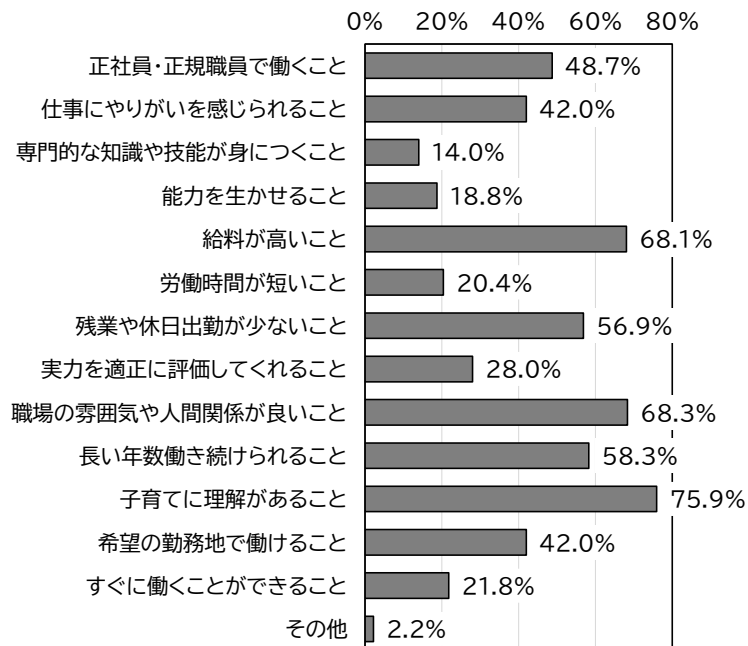
また、「ヤングケアラーの支援」、「ニートやひきこもりに関する相談や支援の充実」との回答はいずれも3割近くに上っており、近年の社会問題に対して関心が高いことがうかがえます。



(6) ひとり親世帯調査

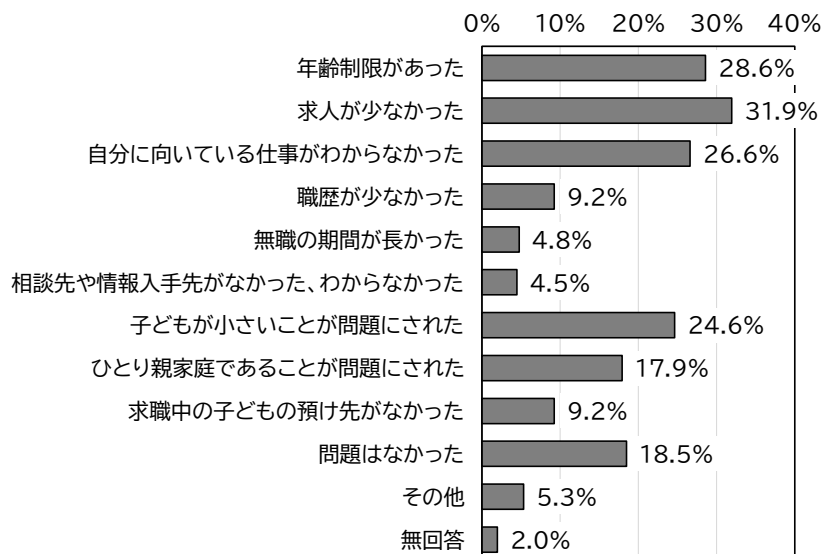
①仕事について

【求職の際に重視すること】

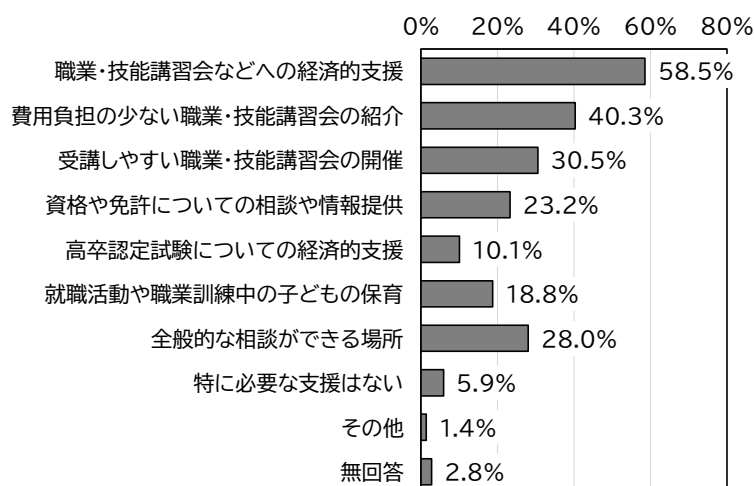


【求職の際にあった問題】

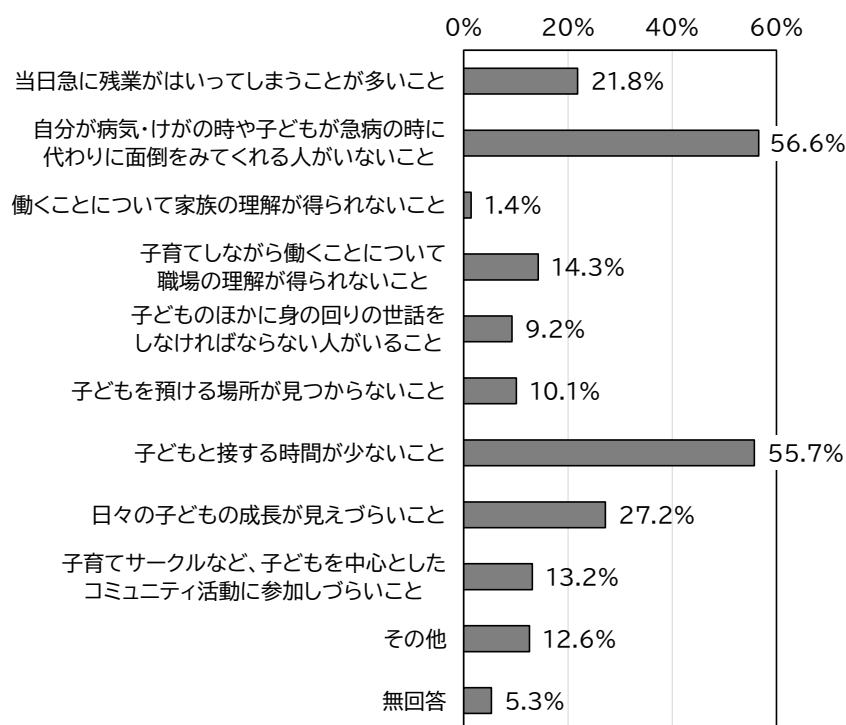
「子どもが小さいことが問題にされた」が24.6%、「ひとり親家庭であることが問題にされた」が17.9%、「求職中の子どもの預け先がなかった」が9.2%など家庭の事情が影響したケースもあるようです。



【新しく仕事を始める際にあったらよいと思うこと】



【仕事と子育ての両立で大変と思うこと】



②最近の生活の満足度

“満足度4・5”は14.3%、“満足度1・2”は45.7%となっており、ひとり親世帯では、半数近くの人が最近の生活について満足度が低いと回答しています。

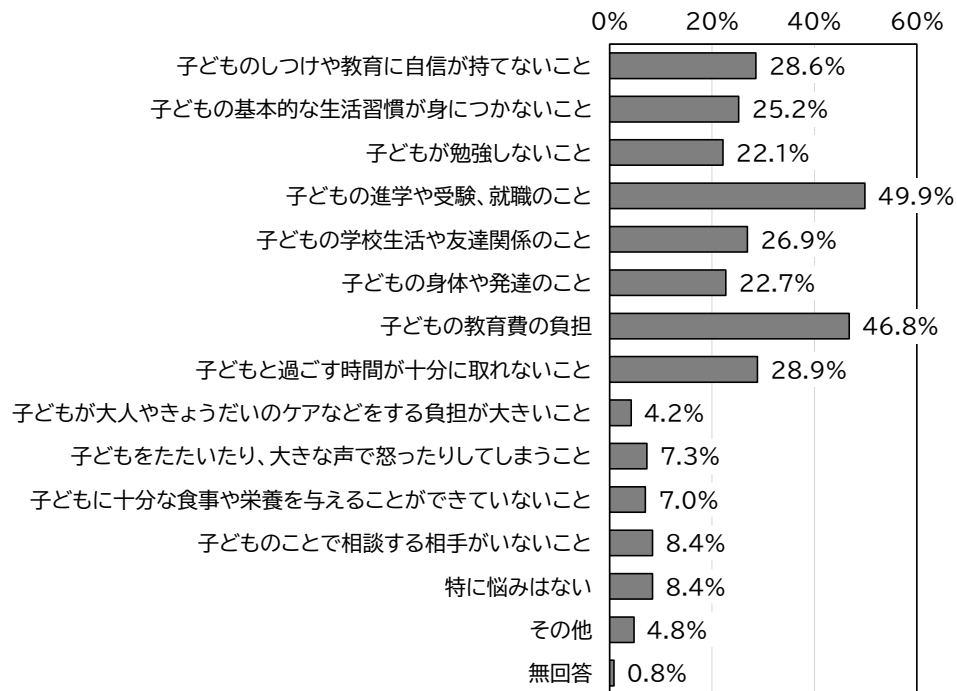
項目	今回調査(%)
満足度1	23.0
満足度2	22.7
満足度3	38.9
満足度4	11.8
満足度5	2.5
無回答	1.1

※満足度1（低い）～満足度5（高い）

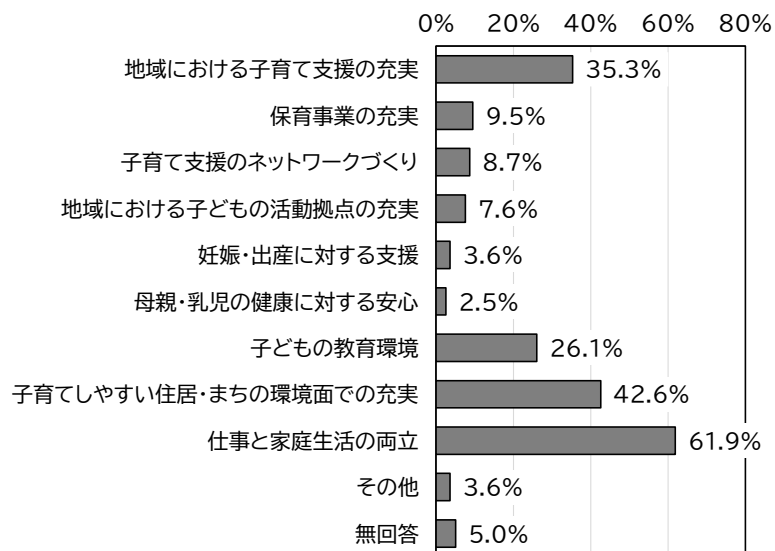
③育児について

【子どものことで現在悩んでいること】

子どもに関する現在の悩みや心配ごとについては、「子どもの進学や受験、就職のこと」、「子どもの教育費の負担」など教育や進路への悩みや、「子どものしつけや教育に自信がもてないこと」などの回答が多かったです。



【子育ての不安解消のために有効と思う支援・対策】



第4 関係団体等意向調査の概要

(1) 調査の実施概要

この調査は、令和7年度からの「神栖市子ども・子育て支援事業計画（第3期）」の策定に当たり、保育人材の確保や定着化が全国的に大きな課題となっている中、今後の子育て支援施策を進めていくために実施しました。

■調査期間：令和6年6月24日（月）～令和6年7月1日（月）

■調査対象および調査方法：

調査対象		抽出方法	調査方法
1	保育関係施設・幼稚園	市内の保育関係施設（保育所、認定こども園、小規模保育事業所・家庭的保育事業所）、幼稚園	各施設等で配布・回収による回答
2	子育て支援関係団体・機関	市内の子育て支援関係団体・機関	
3	保育士	市内の保育士	

■回収結果：

調査対象		配布数	有効回収票数	有効回収率
1	保育関係施設・幼稚園	37	37	100.0%
2	子育て支援関係団体・機関	42	42	100.0%
3	保育士	514	492	95.7%

■留意事項

- ・各数値は、小数点以下第二位を四捨五入して算出しているため、比率の合計は100%にならない場合があります。

(2) 主な調査結果

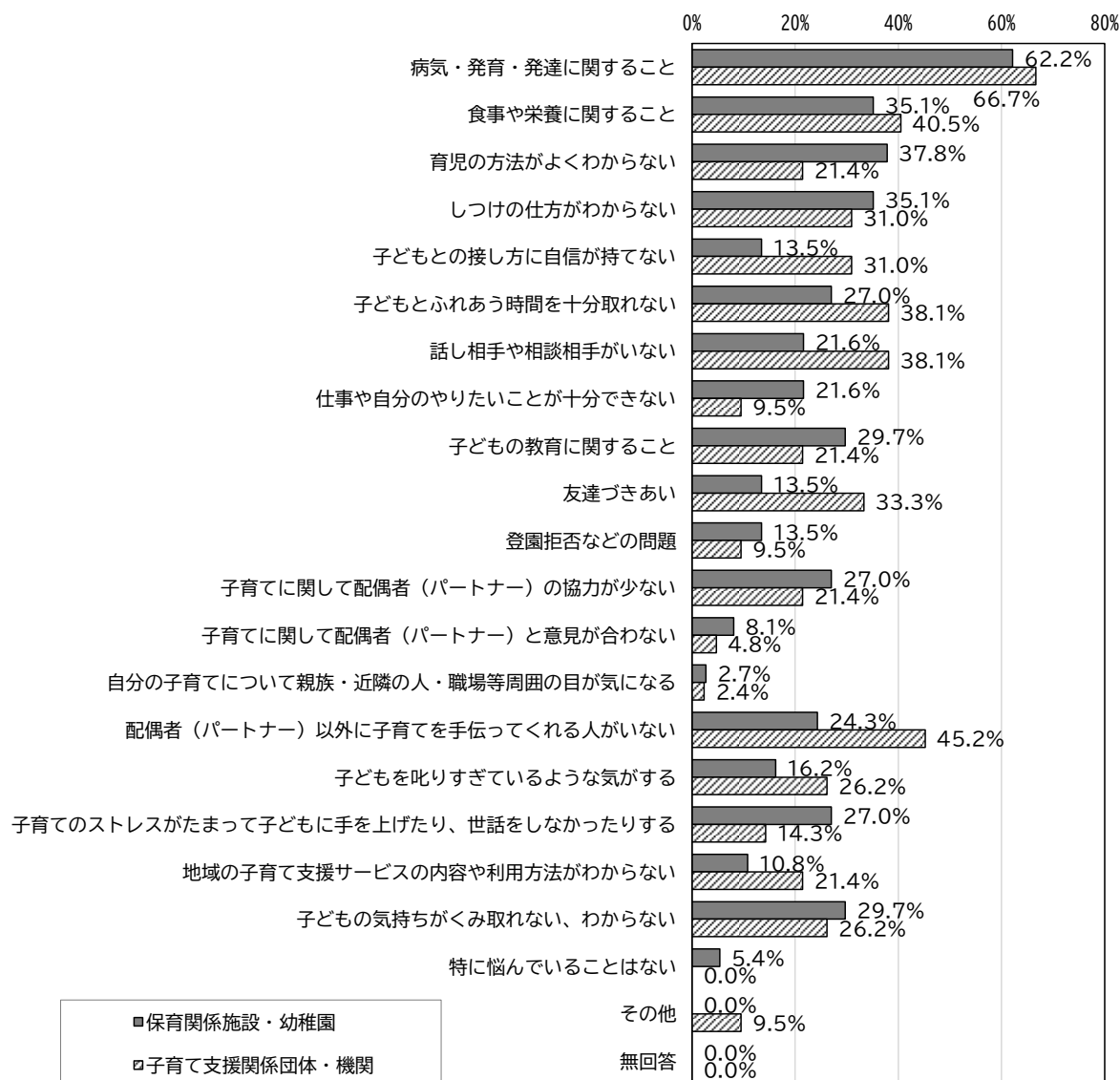
①保護者が抱えている悩みや問題

施設を利用している子どもやその保護者たちと接する中で、保護者は子育てに関してどのような悩みや問題を抱えていると感じるか保育関係施設・幼稚園、子育て支援団体・機関を対象に調査しました。

保育関係施設・幼稚園調査では、最も多かった回答が「病気・発育・発達に関すること」で62.2%（前回調査83.9%）、2番目に多かった回答は「育児の方法がよくわからない」で37.8%（前回調査61.3%）となりました。

また、子育て支援団体・機関調査では、最も多かった回答が「病気・発育・発達に関すること」で66.7%（前回調査66.7%）、2番目に多かった回答は「配偶者（パートナー）以外に子育てを手伝ってくれる人がいない」が45.2%（前回調査51.3%）となりました。

どちらの調査でも最も多かった回答は「病気・発育・発達に関すること」との結果となり、異なる施設を利用していることから予測できる各家庭の子育て環境の違いに関係なく、多くの保護者にとって「病気・発育・発達に関すること」に悩みや問題を抱えていると各施設が感じているという結果となりました。

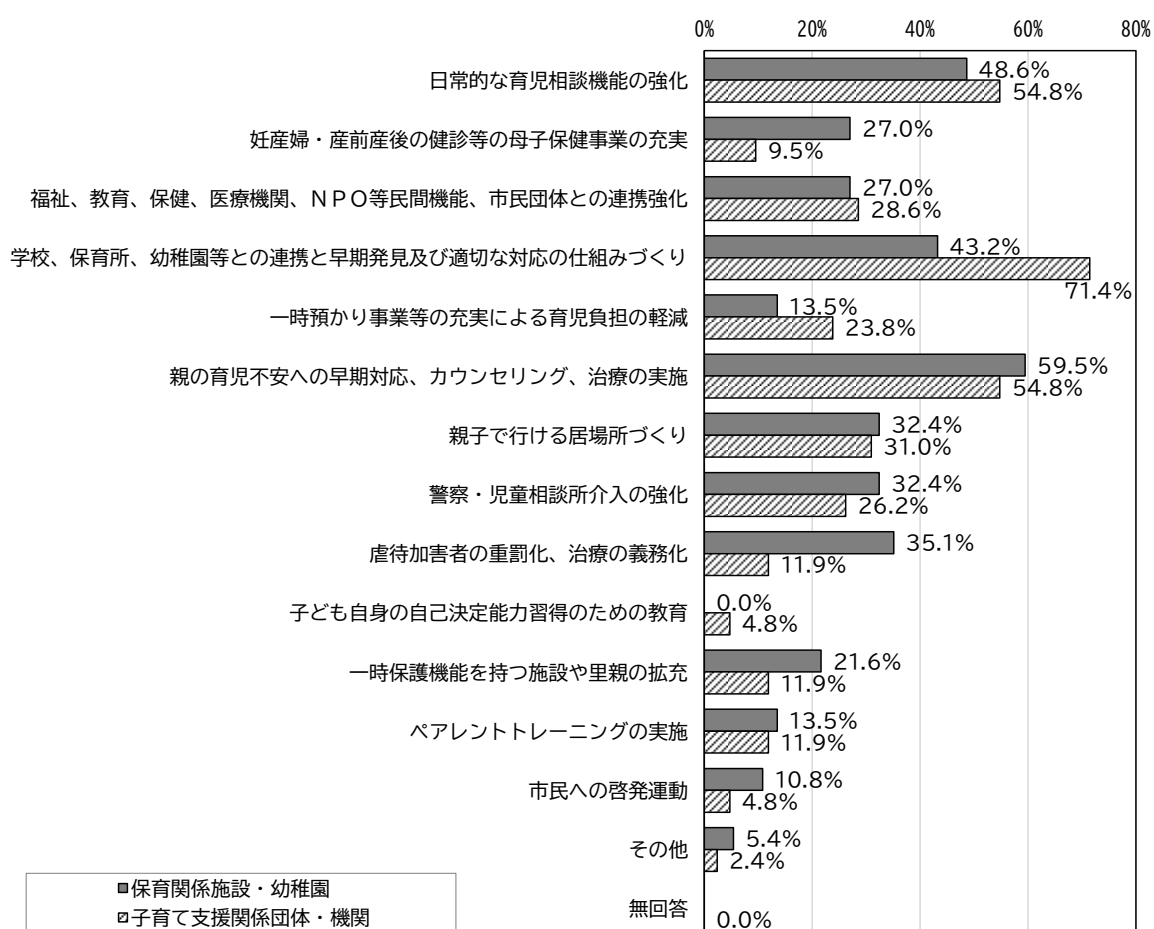


②児童虐待を防止するために必要な取り組み

児童虐待を防止するにはどのような取り組みが必要だと思うか、保育関係施設・幼稚園、子育て支援団体・機関を対象に調査しました。

保育関係施設・幼稚園調査では、最も多かった回答が「親の育児不安への早期対応、カウンセリング、治療の実施」が59.5%（前回調査54.8%）、2番目に多かった回答は「日常的な育児相談機能の強化」で48.6%（前回調査58.1%）となりました。

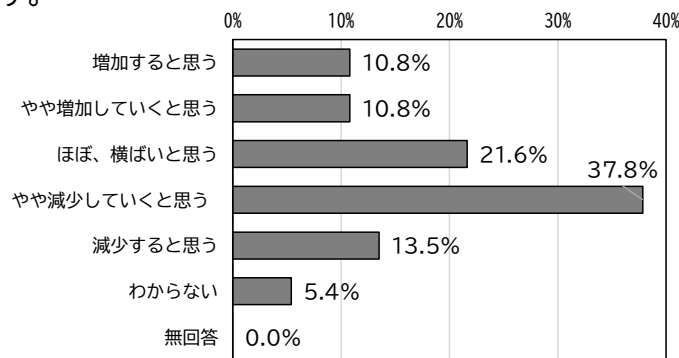
子育て支援団体・機関調査では、最も多かった回答が「学校、保育所、幼稚園等との連携と発見および適切な対応の仕組みづくり」で71.4%（前回調査59.0%）、2番目に多かった回答は「日常的な育児相談機能の強化」54.8%（前回調査56.4%）と、「親の育児不安への早期対応、カウンセリング、治療の実施」54.8%（前回調査41.0%）となりました。



③今後の保育サービスの需要の見通し

今後の教育・保育サービスの需要について保育関係施設・幼稚園を対象に調査しました。

「増加すると思う」が10.8%（前回調査45.2%）で、「やや増加していくと思う」10.8%（前回調査0%）と合わせた増加傾向にあると思うは21.6%（前回調査45.2%）でした。一方で「やや減少していくと思う」37.8%（前回調査9.7%）、「減少すると思う」13.5%（前回調査19.4%）と合わせた減少傾向にあると思うは51.3%（前回調査29.1%）となっており、減少傾向の予測が前回調査から増加し約半数を占める結果となっています。

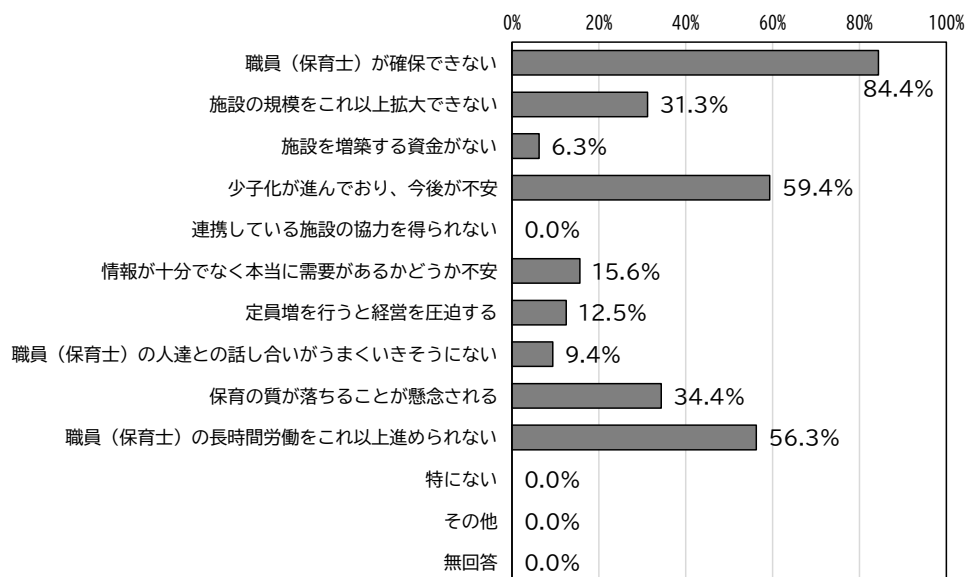


④維持・拡大の場合に障害となる要素

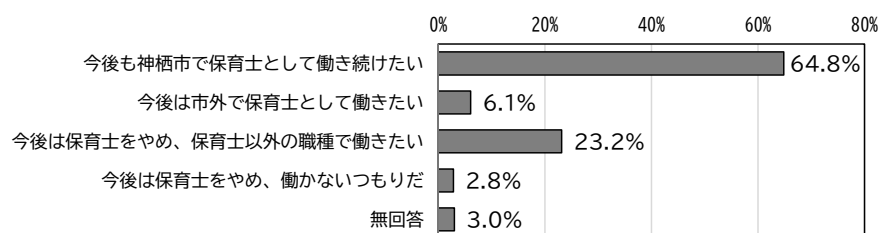
保育所、認定こども園（保育所部分）、小規模保育事業所に対し、入所・利用定員を維持あるいは拡大する場合に障害となる要素について調査しました。

最も多かった回答が「職員（保育士）が確保できない」で84.4%（前回調査69.2%）、次いで「少子化が進んでおり今後が不安」59.4%（前回調査61.5%）、「職員（保育士）の長時間労働をこれ以上進められない」で56.3%（前回調査38.5%）となりました。

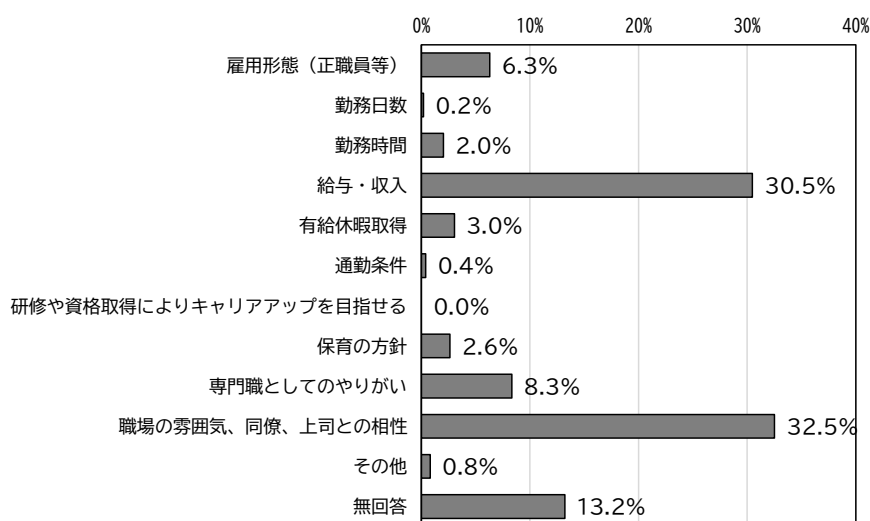
人員の確保難が5年前からさらに進み、深刻化している様子がうかがえます。



⑤保育士としての就労希望



⑥保育士として働くために最も重視すること



第5 子ども・子育て支援事業の課題

社会情勢の変化、神栖市の現状、市民ニーズ調査および関係団体等意向調査によって浮かび上がった本市の子育て支援事業の課題は以下のとおりです。

【子育て家庭への経済的支援】

ニーズ調査では、就学前児童の保護者、小・中学生の保護者、ひとり親世帯すべての子育て世帯で経済的支援を必要としていることが分かりました。

新型コロナウイルス感染症の流行以後、経済不安定と物価高騰が長引き、子育てや教育、家庭生活にかかる経済的負担はますます大きくなってきています。経済的な理由で教育や医療に格差が生じたり、子どもたちにとって貴重な体験や学習をあきらめることがないよう、継続した経済的支援が必要です。

神栖市では、小学校入学準備品を購入していただくため「子育て応援券」の支給、若年子育て世帯への住宅取得費支援、小・中学校の校外学習費助成、また、県制度の医療費助成制度「マル福」に加え、市独自の「神福」により、妊産婦および小児から高校生相当の医療費助成などを実施していますが、今後も経済的支援の充実が必要です。

【子どもが安全安心に暮らせる環境整備】

ニーズ調査では、「通学路の安全確保」、「子どもが安心して遊べる公園等の整備」を求める声が多くありました。

通学路の安全確保についての自由記載の意見としては、「街頭や道路の整備」、「スピード違反の取締り」、「雨天時の道路の冠水対策」、「通学路のガードレールの設置」などが多く寄せられました。子どもたちが事件、事故に巻き込まれることなく安心して暮らせるよう、関係機関や地域と連携強化し、引き続き整備、対策していく必要があります。

また、公園等整備については、「遊具を増やしてほしい」、「ボール遊びがしたい」、「雨天でも遊べる屋内施設がほしい」、「駐車場の整備」、「トイレをきれいにしてほしい」などが多く寄せられました。引き続き利用者の安全を確保し、適正に公園整備・管理を進める必要があります。

【すべての子どもが健やかに成長できる支援】

ニーズ調査や関係団体等意向調査から、支援を必要とする子どもや家庭が増えていることがうかがえます。神栖市では、令和6年4月に「こども家庭センター」を立ち上げ、専門的な知識を持つ職員が様々な相談に対応し、きめ細かい支援を行っていますが、各家庭が抱える問題は多様化、複雑化していることから、各部署、関係機関等との連携を強化しながら対応し、また早期支援を進めるため、市民へ相談先の周知をしていく必要があります。

また、障がいのある子どもが地域の中で共に育ち、暮らせるように、成長段階に寄り添った療育・保育・教育、および相談体制の充実を図る必要があります。各部署および関係機関と包括的に取り組んでいます。専門的な支援が提供できる人材育成・確保が課題となっています。

神栖市は以前から外国につながる子どもが多く、日本語教育支援や多文化共生の考えに基づく地域づくりが課題となっています。生活習慣や文化の違い等から疎外感を持つことなく、すべての子どもが共に学び暮らす環境づくりが必要です。

また、小・中・高校生の調査において約4～22%の子どもが父母や祖父母の「お世話をしている」と回答していることから、今後、過度な負担となっていないか等状況把握をし、必要な支援につなぐ必要があります。

【安心して子育てと仕事が両立できる環境整備】

ニーズ調査の保護者の就労状況をみると、パート等を含めると約8割の母親が就労し、多くの方が子どもを預けるため、保育施設や放課後児童クラブ等を利用しています。神栖市の保育施設は、十分な受け入れを確保していますが、保護者が希望する施設を利用できるよう調整を図る必要があります。また、放課後児童クラブは、利用希望者が年々増加しており、実施場所の確保が課題となっています。

様々な勤務時間の下で就労する保護者が、平日の時間延長、土曜・休日等も教育・保育事業を利用希望する方がおり、また、保護者の就労有無に関わらず保育園等が利用できる「こども誰でも通園制度」の関心が高まっていることから、ニーズに応えていく必要がある一方、保育士等の人材不足は全国的な問題であり、保育士が働きやすい環境整備や支援を進め、人材確保をすることが課題となっています。

また、子どもの病気等で教育・保育事業を利用できなかった場合、病児・病後児の保育施設を利用したいと回答した保護者は約4割いました。神栖市の受け入れ体制は十分に確保しているものの、波崎地区に実施施設が無く、地域に偏りがあることが課題です。

ニーズ調査では、短時間勤務制度を「利用したかったが利用しなかった」と回答した保護者が約2割おり、また、期待する市の支援策として、「事業所等に対する職場環境整備への働きかけ」と回答する方が、前回調査、今回調査ともに約4割にのぼりました。

神栖市では、「ワーク・ライフ・バランスが実現できる働き方の促進」を重点課題として、「かみすハートフルプラン～第2次神栖市男女共同参画計画～」を策定しています。市内の企業に向けたワーク・ライフ・バランスの推進や育児休業・介護休業等に関する情報提供を行うとともに、男女共同参画に積極的に取り組んでいる事業者（個人・企業・団体等）の表彰などを行っていますが、企業への働きかけを引き続き推進することが必要です。

【子ども・若者が進学、就職、家庭をもつことに希望がもてる環境づくり】

ニーズ調査では、保護者・子どもともに悩み事として勉強、進学、進路を挙げている人が多く、また若者調査において、「将来も神栖に住みたい」と回答した方が5割近くいた一方、「住みたくない」、「できれば住みたくない」と回答した人は合わせて2割弱おり、理由としては「生活が不便」、「都会に出たい」、「つきたい仕事がない」などが挙げられました。

神栖市では、学力向上のための教育のほか、英語、情報、キャリア教育等、急速に変化する時代を生き抜く力を育むための教育を推進しています。また、市と市内県立高校3校は、未来を担う人材を地域で育むことを目的に、県内初の取り組みとなる「包括連携協定」

を締結しました。今後も学力や学校のレベルアップに努めるほか、通学バス等移動手段の確保支援策や、就学・進学支援策に取り組む必要があります。

また、学生の就労を支援するため、地元企業と協力し就職イベント等実施している他、各種団体等との連携により求人情報の提供をしています。今後はさらに、国や県などと連携しながら、技術習得の機会の提供や働きやすい労働環境の充実に努める必要があります。

若者調査では、結婚や子どもについての質問では、6割近くが「結婚したい」と回答し、7割近くの人が「将来、子どもがほしい」と回答しました。神栖市では、結婚を希望する方に対し、出会いの場を提供するイベント等を開催しています。今後も継続してイベント等を開催するほか、県と連携し多様な結婚活動のサポートを進める必要があります。また、妊娠から子育て期まで各段階に応じた経済的支援、相談支援、子育て支援等を実施していますが、さらに充実させることや個人の状況に応じたきめ細かいサポートをし、安心して出産、子育てができる支援が必要です。

【地域で子育てと子どもを支える環境づくり】

神栖市は鹿島臨海工業地帯という地域の特徴から転勤者やその家族が多く、引っ越してきたばかりの子育て家庭は、いわゆる「孤育て」になりやすい状況です。子育て家庭や子どもが地域とつながりあい、必要な支援を受けながら安心して子育てできる環境づくりが必要です。

神栖市では、転入してきた親子などを対象に、子育てコンシェルジュが市の子育て支援施設や支援サービスを紹介するとともに育児不安の軽減やイベントによる保護者・子ども同士の交流を図っています。また、ファミリーサポートセンターをはじめ、民生委員・児童委員、地域コミュニティ協議会等、地域のつながりや子育てをサポートする事業や活動が実施されていますが、新住民を含めより多くの市民が参加しやすい事業手法の模索やその周知、また地域の担い手を確保する取り組みが必要です。

ニーズ調査では、児童館や地域子育て支援センターを利用して、保護者同士、地域のつながりを深めている様子もうかがえますが、「保護者や子ども同士のトラブルが心配」、「利用する子どもの年齢に差があり、遊びが合わない」、「利用の仕方やイベント内容がよくわからない」などの意見もありました。児童館等では、年齢に応じた遊びの提供やイベントを開催していますが、今後も工夫を凝らした事業や周知を図る必要があります。

また、PTA活動や子ども会活動について満足度が低いと回答する保護者が多く見られました。学校や保護者、地域のつながり、また、子どもたちの健やかな成長を図るため、活動継続が望まれている中、保護者の状況や意見を踏まえ、支援していく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

第1 計画の基本理念

この計画は、「第3次神栖市総合計画」が示す将来像「魅力ある誇れる神栖市を目指して」を実現するため、重点プロジェクトの一つに設定された「安心して出産・子育てができる環境をつくる」に取り組むものです。

こども基本法に基づく「こども大綱」が目指す、すべてのこども・若者が、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活をおくることができる「こどもまんなか社会」と呼応し、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるとともに、親自身が地域や行政等の様々な支援を受けながら、子育てを経験する中で親として成長する「親育ち」の過程を支援し、各家庭における理想の家庭を築き上げられるよう、良質で適切な内容と水準が保たれる子育て支援に取り組めます。

第2 計画の構成

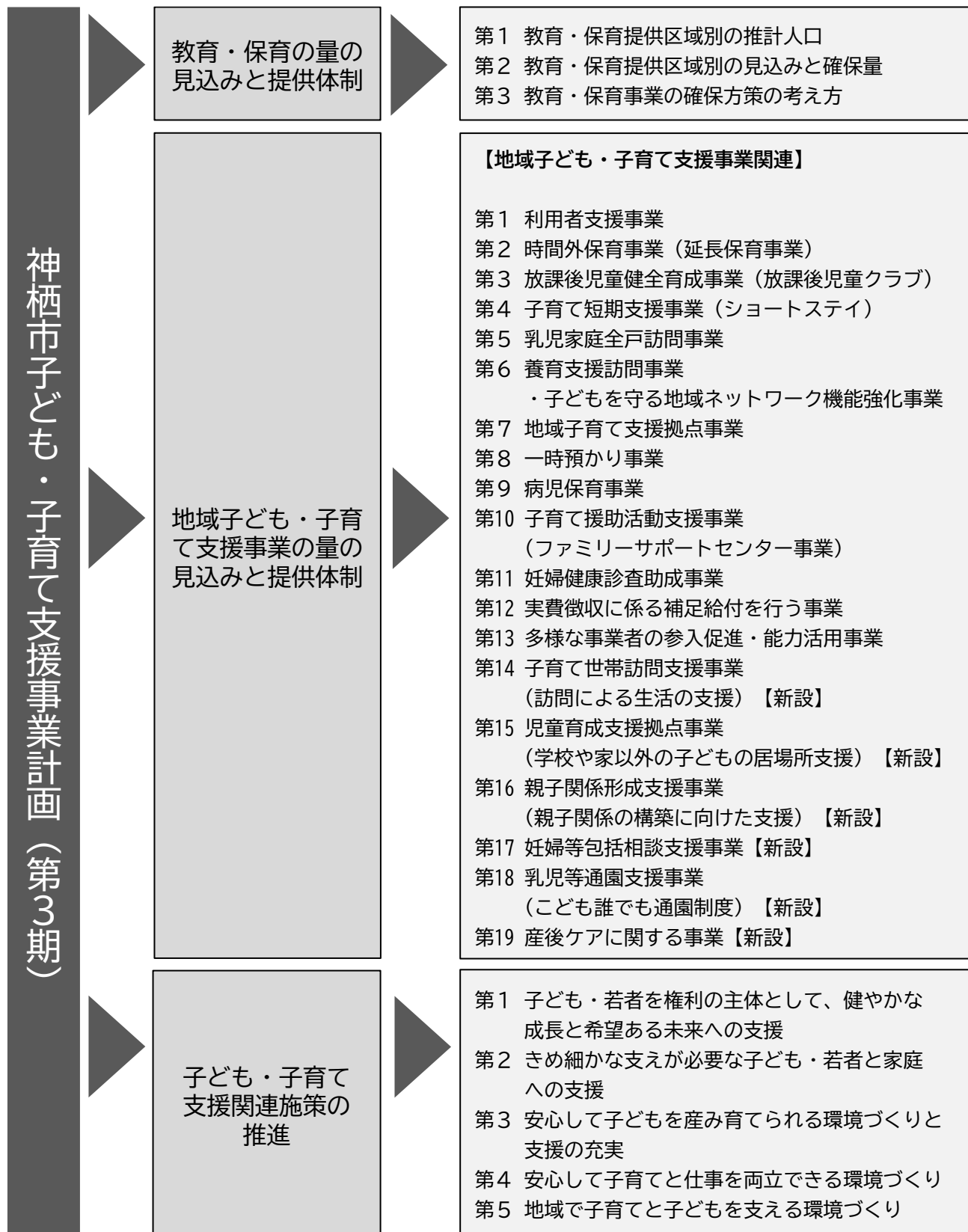
本計画の構成は、次の図のようになります。

この中で、教育・保育事業では、就学前児童を対象とした利用希望把握調査において、保護者の就労状況および今後の就労意向、認定こども園、幼稚園、保育所等の利用状況および利用希望、人口推計結果等から、総合的に今後の「量の見込み」を算定し、今後の目標として「利用定員」および「確保方策」を定めています。

また、地域子ども・子育て支援事業は、すべての子育て家庭を支援する事業であり、子ども・子育て支援制度により市が地域の実情に応じて実施するもので、各事業の「量の見込み」および「確保方策」を定めたものです。

さらに、基本理念を踏まえ、子ども・子育て支援の関連施策の推進に、子どもの貧困対策や少子化対策等も盛り込んだものとしています。

■計画の構成



第4章 教育・保育提供区域の設定

第1 教育・保育提供区域の考え方

教育・保育提供区域は、地理的条件や人口などの社会的条件を始め、教育・保育の利用状況や施設整備状況等を総合的に勘案して定めるものです。

また、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育事業の量の見込み、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを設定するとともに、提供体制の確保の内容を示す区域となるものです。

第2 教育・保育事業の提供区域

本市は、南北に細長い形状であり、通園時間、通勤等の利便性などから、教育・保育事業の利用は北部の神栖区域、南部の波崎区域のそれぞれの居住地区域において、おおむね利用されている状況です。

また、神栖区域は波崎区域に比べ待機児童が発生しやすい傾向にあり、神栖区域、波崎区域において保育ニーズの性格が異なっています。

これらのことから、教育・保育事業の提供区域は、地域性を考慮し、「神栖区域」「波崎区域」の2区域を設定します。

■教育・保育事業の提供区域



■「神栖区域」の教育・保育施設

幼稚園

- ①うずも幼稚園 ②石神幼稚園 ③大野原幼稚園

幼保連携型 認定こども園

- ④萬徳寺保育園 ⑤深芝保育園 ⑥平泉幼稚園 ⑦神栖第二あおぞら園

保育所

- ⑧大野原保育所 ⑨白十字保育園 ⑩軽野保育園 ⑪神栖あおぞら園
 ⑫ぴよぴよ保育園 ⑬ささき保育園 ⑭こばと保育園 ⑮まゆ保育園
 ⑯神栖ベビーランド ⑰すずの丘保育園 ⑱うずも保育園 ⑲第二こばと保育園
 ⑳Coco・nursery

小規模保育施設

- ㉑ライフガーデン
・神栖ベビールーム ㉒おひさま保育園 ㉓ベビールーム
みどり園 ㉔Dear・nursery
 ㉕ベビールーム
第二みどり園 ㉖日川保育園 ㉗オークビレッジ
ベビールーム

家庭的保育施設

- ㉘あおぞらベビーハウス

認可外保育施設（企業主導型保育事業）

- ㉙みつはこどもえん ㉚みつはこどもえん（ひだまり広場） ㉛Craft kid's 神栖店



■「波崎区域」の教育・保育施設

幼稚園

③須田幼稚園

幼保連携型 認定こども園

③波崎こども園

③土合こども園

保育所

③柳川保育園

③波崎ひかり保育園

③太田保育園

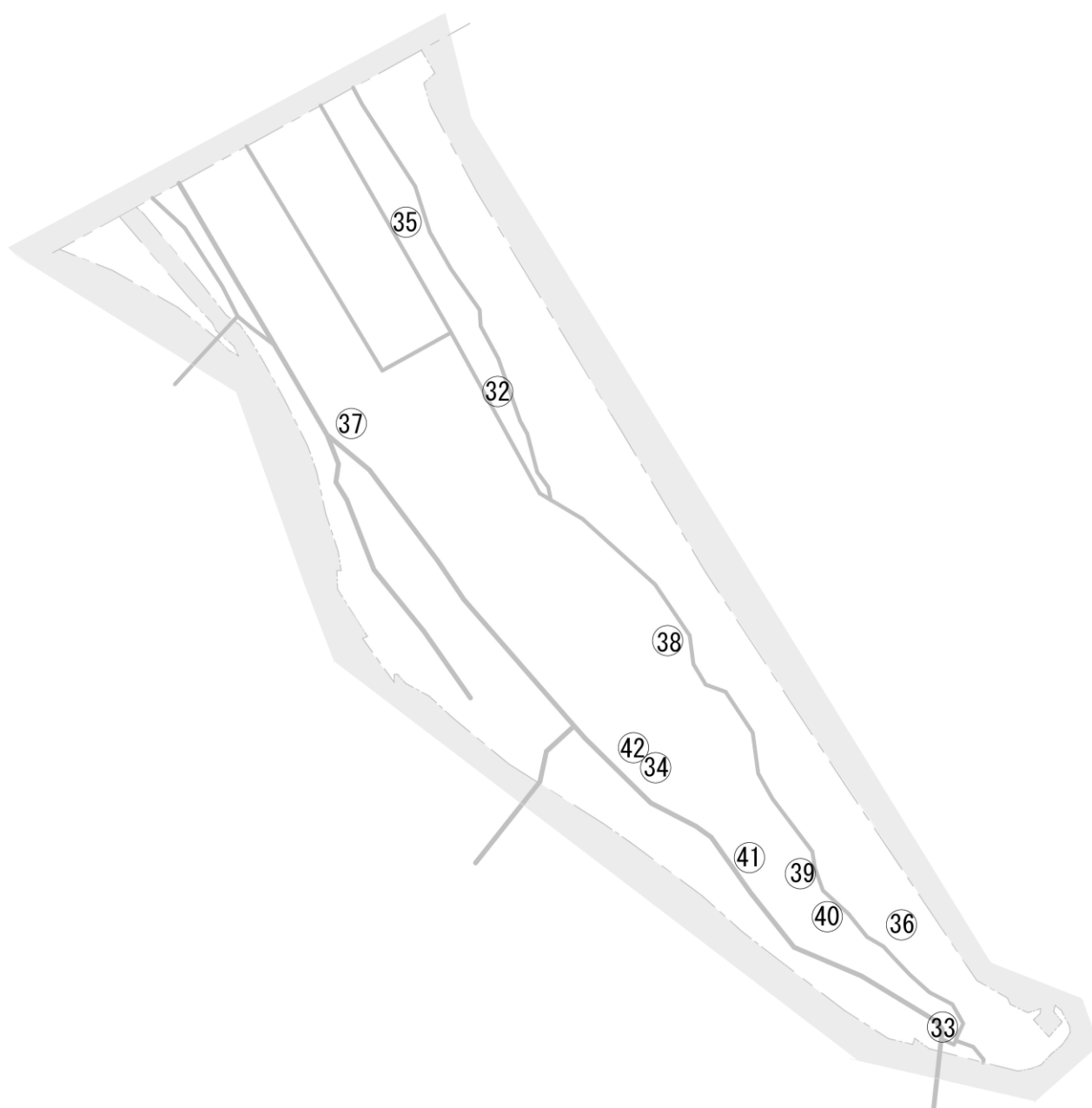
③矢田部保育園

③舎利保育園

④みだ保育園

④あすなろ保育園

④土合舎利保育園



第3 地域子ども・子育て支援事業の提供区域

放課後児童クラブは「小学校区単位」、その他の事業については「全市」で1区域とします。

第5章 教育・保育の量の見込みと提供体制

第1 教育・保育提供区域別の推計人口

(1) 神栖区域

令和6年4月の0歳から5歳の人口は2,791人で、令和2年4月から535人減少し、今後の5年間ににおいても256人の減少が予測されます。

令和6年4月の6歳から11歳の人口は3,106人で、令和2年4月から346人減少し、今後の5年間ににおいても528人の減少が予測されます。

単位：人

各年4月1日現在（実績値）

区 分	実 績 値					推 測 値				
	令和 2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	7 年	8 年	9 年	10 年	11 年
0 歳	539	507	464	472	453	457	451	446	441	435
1 歳	564	530	493	474	455	464	458	451	447	441
2 歳	540	544	503	482	446	456	456	450	443	439
3 歳	550	528	522	497	468	417	418	418	412	406
4 歳	546	549	520	497	490	463	413	414	414	408
5 歳	587	549	531	517	479	478	454	405	406	406
0 歳～5 歳 計	3,326	3,207	3,033	2,939	2,791	2,737	2,650	2,585	2,563	2,535
6 歳	515	587	533	523	504	476	466	443	394	396
7 歳	523	506	576	531	515	518	485	476	451	402
8 歳	583	521	505	571	520	481	482	451	442	419
9 歳	607	563	519	501	553	533	490	491	459	449
10 歳	616	607	567	518	503	557	529	486	486	455
11 歳	608	605	606	563	511	473	524	498	457	458
6 歳～11 歳 計	3,452	3,389	3,306	3,207	3,106	3,038	2,976	2,843	2,690	2,578
0 歳～11 歳 計	6,778	6,596	6,339	6,146	5,897	5,775	5,627	5,428	5,253	5,113

推計方法：令和7年以降の推計人口については、コーホート変化率法によって推計した市内全域の推計値を、令和6年における人口実績値の各年齢区域別の比率を割り出し按分しています。按分にあたっては、小数点以下第1位で四捨五入しているため、各歳の人数の合計と表の合計値が合わない場合があります。

(2) 波崎区域

令和6年4月の0歳から5歳の人口は1,170人で、令和2年4月から331人減少し、今後の5年間においても115人の減少が予測されます。

令和6年4月の6歳から11歳の人口は1,601人で、令和2年4月から198人減少し、今後の5年間においても267人の減少が予測されます。

単位：人

各年4月1日現在（実績値）

区 分	実 績 値					推 測 値				
	令和 2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年
0歳	213	205	163	164	168	170	167	166	163	161
1歳	231	233	215	166	174	178	175	173	171	169
2歳	249	229	230	217	165	169	169	166	164	162
3歳	230	255	225	224	217	194	194	194	191	188
4歳	290	228	252	225	222	210	187	188	188	185
5歳	288	289	232	248	224	224	213	189	190	190
0歳～5歳 計	1,501	1,439	1,317	1,244	1,170	1,143	1,105	1,075	1,067	1,055
6歳	264	285	286	232	246	232	228	216	193	193
7歳	308	264	287	284	230	232	217	212	202	179
8歳	301	308	264	282	285	264	264	247	242	230
9歳	286	298	312	261	279	269	247	247	231	227
10歳	299	281	294	308	257	284	270	248	249	232
11歳	341	296	281	299	304	281	312	296	272	272
6歳～11歳 計	1,799	1,732	1,724	1,666	1,601	1,562	1,538	1,468	1,388	1,334
0歳～11歳 計	3,300	3,171	3,041	2,910	2,771	2,705	2,642	2,543	2,455	2,389

推計方法：令和7年以降の推計人口については、コーホート変化率法によって推計した市内全域の推計値を、令和6年における人口実績値の各年齢区域別の比率を割り出し、按分しています。按分にあたっては、小数点以下第1位で四捨五入しているため、各歳の人数の合計と表の合計値が合わない場合があります。

第2 教育・保育提供区域別の量の見込みと確保量

(1) 神栖区域

単位：人

認定区分	項 目	令和 7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
1 号	量の見込み①	288	272	262	261	258
	確保量②	816	816	816	816	816
	過不足②－①	528	544	554	555	558
2 号	量の見込み①	959	907	873	870	861
	確保量②	1,020	1,020	1,020	985	985
	過不足②－①	61	113	147	115	124
3 号 (0 歳)	量の見込み①	193	190	189	186	184
	確保量②	203	203	203	203	203
	過不足②－①	10	13	14	17	19
3 号 (1 歳)	量の見込み①	299	294	290	287	284
	確保量②	312	312	312	317	317
	過不足②－①	13	18	22	30	33
3 号 (2 歳)	量の見込み①	311	311	307	302	299
	確保量②	330	330	330	330	330
	過不足②－①	19	19	23	28	31

(2) 波崎区域

単位：人

認定区分	項 目	令和 7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
1 号	量の見込み①	133	126	121	120	119
	確保量②	205	205	205	205	205
	過不足②－①	72	79	84	85	86
2 号	量の見込み①	443	419	403	401	397
	確保量②	498	498	479	470	470
	過不足②－①	55	79	76	69	73
3 号 (0 歳)	量の見込み①	72	71	70	69	68
	確保量②	72	72	71	71	71
	過不足②－①	0	1	1	2	3
3 号 (1 歳)	量の見込み①	114	113	111	110	108
	確保量②	120	120	120	120	120
	過不足②－①	6	7	9	10	12
3 号 (2 歳)	量の見込み①	115	115	113	112	111
	確保量②	140	140	140	139	139
	過不足②－①	25	25	27	27	28

(3) 市全体

単位：人

認定区分	項 目	令和 7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
1 号	量の見込み①	421	398	383	381	377
	確保量②	1,021	1,021	1,021	1,021	1,021
	過不足②－①	600	623	638	640	644
2 号	量の見込み①	1,402	1,326	1,276	1,271	1,258
	確保量②	1,518	1,518	1,499	1,455	1,455
	過不足②－①	116	192	223	184	197
3 号 (0 歳)	量の見込み①	265	261	259	255	252
	確保量②	275	275	274	274	274
	過不足②－①	10	14	15	19	22
3 号 (1 歳)	量の見込み①	413	407	401	397	392
	確保量②	432	432	432	437	437
	過不足②－①	19	25	31	40	45
3 号 (2 歳)	量の見込み①	426	426	420	414	410
	確保量②	470	470	470	469	469
	過不足②－①	44	44	50	55	59

第3 教育・保育事業の確保方策の考え方

教育・保育事業の確保方策については「量の見込み」に対応できる量を確保できていますが、今後においても教育・保育提供の実態や課題を把握するとともに、教育・保育環境の充実を図り、保育需要に対する適切な確保方策を実施します。

第6章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援制度により市町村が地域の実情に応じて実施するもので、すべての子育て家庭を支援する事業です。

地域子ども・子育て支援事業

- 1 利用者支援事業
- 2 時間外保育事業（延長保育事業）
- 3 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- 4 子育て短期支援事業（ショートステイ）
- 5 乳児家庭全戸訪問事業
- 6 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- 7 地域子育て支援拠点事業
- 8 一時預かり事業
- 9 病児保育事業
- 10 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）
- 11 妊婦健康診査助成事業
- 12 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 13 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- 14 子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）
- 15 児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）
- 16 親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）
- 17 妊婦等包括相談支援事業
- 18 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
- 19 産後ケアに関する事業

第1 利用者支援事業

こども家庭センター、はさき・保健交流センターと児童館の3か所で実施します。

(1) 基本型

子どもおよびその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、地域子育て支援拠点等の身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施する事業です。

専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置します。

(2) 特定型

主として市の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における各種の保育サービスや子育て支援に関する情報提供および利用に向けての支援などを行う事業です。

(3) こども家庭センター型

母子保健と児童福祉に関する相談や支援を一体的に行う機関で、すべての妊産婦や子育て世帯、子どもに対して切れ目のない支援を行う事業です。

(4) 地域子育て相談機関

子育て世帯が日常的に相談でき、必要に応じ、より専門的なこども家庭センターにつなげます。

単位：実施か所（か所）

年 度	令和 7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
量の見込み	3	3	3	3	3
基本型	1	1	1	1	1
特定型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
地域子育て相談機関	0	0	0	0	0
確保量	3	3	3	3	3
基本型	1	1	1	1	1
特定型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
地域子育て相談機関	0	0	0	0	0

第2 時間外保育事業（延長保育事業）

ニーズ調査の結果と実績から見込まれる利用者数（実人数）です。

認定こども園、保育所の34施設で実施し、「量の見込み」に対応できると見込まれます。

単位：利用者数（人）

年 度	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み①	521	504	492	488	482
確保量②	521	504	492	488	482
過不足②－①	0	0	0	0	0

第3 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

利用希望把握調査の結果や実績および入学予定者数から見込まれる利用者数（実人数）です。

小学校区	区分		令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
息栖小	量の見込み（人）	低学年	133	133	133	133	133
		高学年	57	57	57	57	57
	確保量（人）		200	200	200	200	200
	クラス数（支援の単位）		4	4	4	4	4
深芝小	量の見込み（人）	低学年	98	98	98	98	98
		高学年	53	53	53	53	53
	確保量（人）		150	150	150	150	150
	クラス数（支援の単位）		4	4	4	4	4
大野原小	量の見込み（人）	低学年	120	120	120	120	120
		高学年	44	44	44	44	44
	確保量（人）		195	195	195	195	195
	クラス数（支援の単位）		5	5	5	5	5
大野原西小	量の見込み（人）	低学年	102	102	102	102	102
		高学年	44	44	44	44	44
	確保量（人）		140	140	140	140	140
	クラス数（支援の単位）		3	3	3	3	3
軽野小	量の見込み（人）	低学年	93	93	93	93	93
		高学年	32	32	32	32	32
	確保量（人）		125	125	125	125	125
	クラス数（支援の単位）		4	4	4	4	4
横瀬小	量の見込み（人）	低学年	125	125	125	125	125
		高学年	78	78	78	78	78
	確保量（人）		185	185	185	185	185
	クラス数（支援の単位）		4	4	4	4	4

小学校区	区分		令和 7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
軽野東小	量の見込み (人)	低学年	34	34	34	34	34
		高学年	20	20	20	20	20
	確保量(人)		65	65	65	65	65
	クラス数(支援の単位)		2	2	2	2	2
太田小	量の見込み (人)	低学年	32	32	32	32	32
		高学年	12	12	12	12	12
	確保量(人)		75	75	75	75	75
	クラス数(支援の単位)		2	2	2	2	2
柳川小	量の見込み (人)	低学年	27	27	27	27	27
		高学年	21	21	21	21	21
	確保量(人)		70	70	70	70	70
	クラス数(支援の単位)		2	2	2	2	2
須田小	量の見込み (人)	低学年	66	66	66	66	66
		高学年	18	18	18	18	18
	確保量(人)		90	90	90	90	90
	クラス数(支援の単位)		3	3	3	3	3
やたべ土合小	量の見込み (人)	低学年	61	61	61	61	61
		高学年	23	23	23	23	23
	確保量(人)		90	90	90	90	90
	クラス数(支援の単位)		2	2	2	2	2
植松小	量の見込み (人)	低学年	106	106	106	106	106
		高学年	30	30	30	30	30
	確保量(人)		150	150	150	150	150
	クラス数(支援の単位)		4	4	4	4	4
波崎西小	量の見込み (人)	低学年	31	31	31	31	31
		高学年	23	23	23	23	23
	確保量(人)		70	70	70	70	70
	クラス数(支援の単位)		2	2	2	2	2
波崎小	量の見込み (人)	低学年	49	49	49	49	49
		高学年	22	22	22	22	22
	確保量(人)		70	70	70	70	70
	クラス数(支援の単位)		2	2	2	2	2
計	量の見込み (人)①	低学年	1,077	1,077	1,077	1,077	1,077
		高学年	477	477	477	477	477
	確保量(人)②		1,675	1,675	1,675	1,675	1,675
	過不足②－①		121	121	121	121	121
	クラス数(支援の単位)		43	43	43	43	43

第4 子育て短期支援事業（ショートステイ）

受け入れ先となる児童養護施設および里親等の提供体制の維持および新規受け入れ先の確保に努め、引き続き市民が安心して子育てできる環境づくりを目指します。

単位：延べ利用人数（人）

年 度	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み	10	10	10	10	10
確保量	10	10	10	10	10

第5 乳児家庭全戸訪問事業

生後2か月頃の乳児のいるすべての家庭に対し、保健師等が訪問し、育児に関して個別に相談に応じ、必要な助言を行います。

単位：訪問実人数（人）

年 度	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み	627	618	612	604	596
確保量	627	618	612	604	596

第6 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

今後も継続して、健康増進課等の関係部署および調整機関職員や関係機関構成員間の連携強化を図り、ニーズをもれなく把握して必要な支援につなげていきます。

単位：養育支援訪問実人数（人）

年 度	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保量	1	1	1	1	1

第7 地域子育て支援拠点事業

ニーズ調査の結果と実績から見込まれる延べ利用人数です。

単位：延べ利用人数（人）、実施施設数（施設）

年 度	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み	12,503	12,385	12,231	12,076	11,931
確保量	延べ利用人数	12,503	12,385	12,231	12,076
	実施施設数	16	16	16	16

第8 一時預かり事業

(1) 一時預かり事業（幼稚園型）

実績と令和2年度から4年度の3歳から5歳の人口平均伸び率から推定値を算出しました。

10施設で実施し、「量の見込み」に対応できると見込まれます。

単位：延べ利用人数（人）

年 度	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み①	12,752	12,064	11,609	11,564	11,449
確保量②	12,752	12,064	11,609	11,564	11,449
幼稚園	6,600	6,244	6,009	5,985	5,926
認定こども園	6,152	5,820	5,600	5,579	5,523
過不足②－①	0	0	0	0	0

(2) 一時預かり事業（幼稚園型を除く）

実績から見込まれる延べ利用人数です。

保育所4施設、ファミリーサポートセンター（本部1、支部1）で実施し、「量の見込み」に対応できると見込まれます。

単位：延べ利用人数（人）

年 度	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み①	1,456	1,447	1,440	1,438	1,435
確保量②	4,107	4,083	4,119	4,095	4,131
一時預かり （一般型）	2,952	2,928	2,964	2,940	2,976
ファミリーサポート センター（未就学児）	1,155	1,155	1,155	1,155	1,155
過不足②－①	2,651	2,636	2,679	2,657	2,696

第9 病児保育事業

ニーズ調査の結果と実績から見込まれる延べ利用人数です。

病児対応型並びに病後児対応型については定員×開設日数で、体調不良児対応型については過去の実績により、確保方策の設定根拠としています。

(1) 病児対応型

児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペースまたは本事業のための専用施設で一時的に保育する事業です。

(2) 病後児対応型

児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペースまたは本事業のための専用施設で一時的に保育する事業です。

(3) 体調不良児対応型

児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所における緊急的な対応を図る事業および保育所に通所する児童に対して保健的な対応等を図る事業です。

単位：延べ利用人数（人）、施設数（か所）

年 度		令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み①（延べ利用人数）		395	383	372	368	365
確保量②（延べ利用人数）		2,799	2,774	2,805	2,782	2,814
病児 対応型	延べ利用人数	1,230	1,220	1,235	1,225	1,240
	施設数	1	1	1	1	1
病後児 対応型	延べ利用人数	1,476	1,464	1,482	1,470	1,488
	施設数	2	2	2	2	2
体調不良 児対応型	延べ利用人数	93	90	88	87	86
	施設数	3	3	3	3	3
過不足②－①（延べ利用人数）		2,404	2,391	2,433	2,414	2,449

第10 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）

ニーズ調査の結果と実績から見込まれる延べ利用人数です。

2施設（本部1か所、支部1か所）で実施し、「量の見込み」に対応できると見込まれます。

単位：延べ利用人数（人）

年 度	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み①	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
確保量②	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
過不足②－①	0	0	0	0	0

第11 妊婦健康診査助成事業

0歳人口推計×妊婦健康診査受診票枚数（14枚）×妊婦健康診査直近受診率で量の見込みを算出しています。

妊婦健康診査にかかる費用を一部助成し、経済的負担の軽減を図ります。また、こども家庭センターと連携し、妊婦健康診査の必要性について周知、受診勧奨をすることにより母子の健康支援を図ります。

単位：延べ受診回数（回）

年 度	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み	7,332	7,172	7,044	6,927	6,802
確保量	7,332	7,172	7,044	6,927	6,802

第12 実費徴収に係る補足給付を行う事業

新制度に移行していない幼稚園においては、食事の提供に要する費用について、低所得世帯や多子世帯を対象に費用の一部を補助します。

第13 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

今後の供給体制整備の必要性に応じて事業を実施します。

第14 子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）【新設】

家事、育児等に対して不安や負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅に訪問支援員が訪問し、家事、育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐための事業です。

単位：延べ利用人数（人）

年 度	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み	12	12	12	12	12
確保量	12	12	12	12	12

第15 児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）【新設】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童およびその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

現在、本事業の実施予定はありません。既存の事業等により、支援が必要な児童やその家庭の把握に努め、必要な支援につなげていきます。

第16 親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）【新設】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、子どもに分かりやすく具体的で効果的な対応を学び、保護者同士が相互に不安や悩みを共有し、情報交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

単位：実人数（人）

年 度	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み	5	5	5	5	5
確保量	5	5	5	5	5

第17 妊婦等包括相談支援事業【新設】

妊婦・その配偶者等に対して、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図る事業です。

単位：延べ利用回数（回）

年 度		令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み		2,250	2,250	2,250	2,250	2,250
確保量	こども家庭センター	2,250	2,250	2,250	2,250	2,250
	上記以外	0	0	0	0	0

第18 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新設】

すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる事業です。

単位：延べ利用人数（人日）

年 度		令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
0歳児	量の見込み	0	29	28	28	27
	確保量	0	29	28	28	27
1歳児	量の見込み	0	13	13	13	13
	確保量	0	13	13	13	13
2歳児	量の見込み	0	11	11	11	11
	確保量	0	11	11	11	11

第19 産後ケアに関する事業【新設】

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施し、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

単位：延べ利用人数（人日）

年 度		令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み		426	420	416	410	405
確保量		426	420	416	410	405

第7章 子ども・子育て支援関連施策の推進

本計画の基本理念を実現するため、子ども・子育て支援関連施策について、次の5項目を掲げ推進していきます。

項目		取り組みの方向性
1	子ども・若者を権利の主体として、健やかな成長と希望ある未来への支援	(1)児童虐待の未然防止・早期対応の体制強化 (2)個性と生きる力を育む教育の推進 (3)子ども・若者が安心して過ごせる環境づくり (4)若者の選択が広がり、希望が実現するための支援
2	きめ細かな支えが必要な子ども・若者と家庭への支援	(1)障がいのある子ども・若者と家庭への支援 (2)貧困・困難な状況にある子ども・若者と家庭への支援 (3)様々な支援が必要な子ども・若者と家庭への支援
3	安心して子どもを産み育てられる環境づくりと支援の充実	(1)妊娠期から子育て期にわたる伴走型相談支援 (2)母子保健の充実 (3)子育て家庭への経済的支援 (4)医療体制の強化
4	安心して子育てと仕事を両立できる環境づくり	(1)子どもを安心して預けられる環境づくり (2)ワーク・ライフ・バランスと男女共同参画の推進
5	地域で子育てと子どもを支える環境づくり	(1)子育て世代間および地域との交流促進 (2)地域で育て・育つ、お互いに支え合う環境づくり

第1 子ども・若者を権利の主体として、健やかな成長と希望ある未来への支援

(1) 児童虐待の未然防止・早期対応の体制強化

取り組み	内容	担当課等
虐待の未然防止・早期対応の体制強化	・「子どもを虐待から守る条例」に基づき、児童相談所などと連携し、子育て家庭が孤立しないよう相談、支援体制を強化し、未然防止・早期発見・早期対応に取り組みます。	こども家庭課
要保護児童対策地域協議会	・医療・保健・教育・警察など地域の関係機関の連携により虐待の未然防止・早期発見・早期対応に努めるとともに児童虐待防止対策を強化します。	こども家庭課
虐待の予防	・ペアレントトレーニングを開催し、子育てに関する知識の普及啓発を行い、子育てに関する不安の軽減、親子間における適切な関係性の構築を図ります。	こども家庭課
ヤングケアラーへの支援	・家事や家族の世話などを過度に行っている子ども・若者に対して、福祉、教育等の関係機関が情報共有・連携して、実情を把握し、必要な支援につなげていきます。	こども家庭課 教育指導課

(2) 個性と生きる力を育む教育の推進

取り組み	内容	担当課等
学力向上	・学習指導補助員、学習指導補助教員、図書館指導補助員などの配置等により、きめ細やかな学習支援を実施します。 ・英語、情報、キャリア教育等を推進し、急速に変化する時代に対応できる力を育みます。 ・意欲的に学び、協調して考え、豊かな学び合いがある授業を実践する神栖市授業スタイルを進めます。	教育指導課
児童生徒の指導体制と心の教育の充実	・いじめや不登校等について、家庭、関係機関と連携し、児童生徒指導を適切に行い解決に取り組みます。 ・発達段階に応じた体験活動や交流活動などを実施し、「心の育成」に努めます。 ・いじめや不登校等の課題に対応するため、登校支援教室やスクールカウンセラー等、児童生徒の支援体制の充実を図ります。	教育指導課
市内高校包括連携協定	・市内県立高等学校3校と連携しながら、学校の魅力づくりを支援し、未来を担う人材を地域で育みます。	政策企画課
医療教育	・医療教育を通じ、医療への関心を高めるとともに、命の尊さを知り、弱者を思いやる心のかん養を図り、少子高齢化社会を支えていく青少年を育成します。	地域医療推進課

(3) 子ども・若者が安心して過ごせる環境づくり

取り組み	内容	担当課等
交通安全の強化	・交通事故を未然に防止するため、通学路や危険な交差点等における交通安全施設の整備を推進します。 ・交通安全意識の向上を目的に、交通安全教室や交通安全キャンペーン等の啓発活動を実施します。	防災安全課
防犯体制の強化・防犯対策の充実	・警察、学校、関係団体、各地区等と連携し、地域の防犯体制の強化を図るとともに、子どもへの犯罪被害を防止するため、防犯キャンペーンや青色防犯パトロール車による見回り活動を実施します。 ・犯罪を抑止し、生活の安全を確保するため、通学路等への防犯灯や街頭防犯カメラの設置を推進します。	防災安全課
公園の維持管理	・公園の管理について、パトロール等を定期的に行うとともに、公園施設長寿命化計画に基づき、効率的な維持管理と公園施設の改築や更新を行い、公園利用者の安全と安心の確保に努めます。	施設管理課
学びと遊び場の充実・居場所づくり	・放課後こども教室において、児童に安全安心な居場所を設け、学習支援のほか、工作などの体験やスポーツ、地域の方との交流を行い、児童が心豊かで健やかに成長する活動を提供します。 ・児童館の活動推進を図り、子どもたちが遊びを通して心身共に健やかに成長できる取り組みを実施します。 ・子どもと子育て家庭の身近な地域の居場所として、安全・安心な環境整備ができるよう神栖市公共施設総合管理計画や神栖市児童館長寿命化計画に基づき、財政状況や老朽度を踏まえ市内7か所の児童館の計画的な大規模改修や修繕、設備の更新等を進めていきます。 ・市民団体等が行う「こども食堂」の周知を図り、居場所づくりの活動を促進します。	教育指導課 こども家庭課
学びと交流の場の提供	・趣味や教養を充実させる定期講座等を開催し、学習機会を提供します。子ども・若者が参加しやすいように、休日や夜間も講座を開催し、生涯学習を通じて仲間づくりや仲間との交流を促進します。	中央公民館 矢田部公民館 若松公民館 はさき生涯学習センター
スポーツ・レクリエーション活動の活発化	・地域スポーツクラブでの各種スポーツ教室やスポーツ少年団、民間によるスポーツプログラム、愛好サークルによるスポーツ活動等、様々な主体や機会の活動を促進し、スポーツ・レクリエーションを楽しめる環境づくりを推進します。	文化スポーツ課

(4) 若者の選択が広がり、希望が実現するための支援

取り組み	内容	担当課等
就労支援	・就職希望者や学生の就労を支援するため、関係機関と協力し、企業PRや就職イベントを実施するなど、就労を支援します。	企業港湾商工課
医療関連の修学資金貸与	・将来、市内にある医療機関で医師や看護師として勤務を希望する学生に対し、修学資金を貸与します。	地域医療推進課
結婚活動支援	・結婚を希望する若者に対し、出会いの場の提供をし、結婚活動を支援します。	こども政策課

第2 きめ細かな支援が必要な子ども・若者と家庭への支援

(1) 障がいのある子ども・若者と家庭への支援

取り組み	内容	担当課等
療育・発達相談支援体制の充実	・障がいの軽減に向けて言語訓練、療育相談、機能回復訓練事業等を実施します。 ・幼児の相談教室「おはなしひろば」において発達相談を行い、より良い成長へつなげます。 ・各種健康診査を実施し、医療機関等と連携しながら、障がいの早期発見、早期治療を進めます。 ・関係機関と連携および協力を図りつつ、保護者に対する個別の相談・支援を行うことに努めます。	障がい福祉課 教育指導課 健康増進課 学務課 こども政策課 こども家庭課
児童発達支援の推進	・民間事業者と連携して、児童発達支援の充実に努めます。	障がい福祉課
障がい児保育の充実	・障がいのある子どもの保育ニーズに対応できるよう適正な職員配置や保育環境の整備を図ります。	こども政策課 学務課
障がい児の放課後対策	・民間事業者と連携して、放課後等デイサービスの充実に努めます。	障がい福祉課
教育支援・環境の充実	・誰もが使いやすい学校施設となるよう、バリアフリー化を推進します。 ・障がいや発達の状況に応じ、生徒・児童に寄り添った指導を実施します。 ・茨城県と連携し、特別支援教育の充実に取り組みます。	教育総務課 教育指導課
社会参加への支援	・精神に障がいのある人の相互交流と社会参加を促すため、精神障がい者デイケアを社会福祉協議会に委託し、社会復帰への支援に努めます。	障がい福祉課
就労支援の体制づくり	・企業等で就労することが困難な障がいがある方に対して、就労継続支援、就労移行支援、就労定着支援の体制を確保します。	障がい福祉課

(2) 貧困・困難な状況にある子ども・若者と家庭への支援

取り組み	内容	担当課等
相談・指導体制の充実 自立の促進	・生活困窮等に関する総合的な相談対応を行い、各家庭等における生活困窮の理由や状態に応じて、各種制度をご案内します。 ・就労希望に応じた支援方針に基づき、自立に向けた指導・支援を関係機関と連携を図りながら行います。	社会福祉課
ひとり親家庭の自立支援	・ひとり親家庭が抱えている様々な悩みに対し、母子・父子自立支援員が、必要な情報提供やアドバイスを行い、自立への手助けを行います。 ・ひとり親が就職に有利で生活の安定に役立つ資格の取得を促進し、生活の負担軽減を図るために給付金を支給します。	こども家庭課
就学支援	・経済的に就学困難な児童生徒の保護者に対し、就学に必要な経費の一部を援助します。	学務課

(3) 様々な支援が必要な子ども・若者と家庭への支援

取り組み	内容	担当課等
多文化共生の促進	・外国につながる子どもや日本語を母語としない方へ、日本語習得の機会を提供します。 ・市から提供する情報について、ルビ付き記載ややさしい日本語での表記、また多言語併記等し、伝わりやすい情報提供に努めます。 ・生活に必要な情報入手先を掲載した「かみす生活サポートカード」を配布します。 ・外国につながる児童生徒および保護者への支援として、進路ガイダンスの周知を図るとともに、各種面談や家庭訪問時等に通訳者を派遣します。 ・多様なルーツを持つ市民が、同じ地域に住む住民同士として知り合い、相互に理解を深めるきっかけとなるような各種交流機会を創出します。	教育指導課 政策企画課
ジェンダーへの理解促進	・ジェンダーに関する理解を深めるため、心身の発達に応じた教育や市民への広報活動等を行います。	教育指導課 市民協働課

第3 安心して子どもを産み育てられる環境づくりと支援の充実

(1) 妊娠期から子育て期にわたる伴走型相談支援

取り組み	内容	担当課等
母子健康手帳の交付・情報提供	・母子健康手帳交付時に専門の職員が、母子の健康管理および育児支援について必要な情報とセルフプランを提供し、妊娠から出産まで切れ目のないサポートをします。	こども家庭課 はさき保健・交流センター
子育て応援アプリの提供	・子どもの年齢や成長に合わせた子育て関連情報やイベントが簡単に検索でき、市からの情報や予防接種予定がプッシュ通知で届くスマートフォン用の子育て応援アプリを提供します。	こども家庭課
相談支援	・妊娠・出産・子育てについて、専門的な知識を持つ職員が様々な相談に対応し、家庭に寄り添った、きめ細かい支援を行います。	こども家庭課 はさき保健・交流センター

(2) 母子保健の充実

取り組み	内容	担当課等
妊娠・出産・育児セミナーの開催	・妊婦やその家族に対して、育児方法などの知識の普及、妊婦間の交流がもてる各種教室を開催します。	健康増進課
産婦健康診査費用の助成	・産婦の健康保持や産後うつなどの早期発見を行うため、産婦健康診査の費用の一部を助成します。	健康増進課
乳幼児健康診査等の実施	・乳幼児健康診査、訪問指導、相談事業等により、子どもの発育・発達の状態を確認し、必要に応じた育児支援を実施します。	健康増進課 はさき保健・交流センター
不妊・不育症治療費の助成	・不妊・不育症に悩む夫婦を支援するため、一般不妊治療費・不育症治療費の一部を助成します。	健康増進課

(3) 子育て家庭への経済的支援

取り組み	内容	担当課等
妊産婦および小児医療費助成	・ 県制度の医療費助成制度「マル福」に加え、市独自の「神福」制度により、妊産婦、小児医療費の助成を実施します。	国保年金課
予防接種費用の助成	・ 感染症予防のため接種奨励および予防接種費用の助成を実施します。	保健予防課
出産・子育て応援給付金の支給	・ 妊娠、出産期の経済的支援として、母子健康手帳の交付時に出産応援給付金、出産後の2か月児家庭訪問事業後に子育て応援給付金を支給します。	こども家庭課
子育て応援ギフトカタログの贈呈	・ 妊娠 32 週以降に保健指導等支援を受けた妊婦または出生届を提出した保護者を対象に、経済的支援として、育児等の補助となるものを選べるギフトカタログを贈呈します。	こども家庭課
子育て応援券の支給	・ 就学児童をもつ家庭の経済的支援として、市内協賛店で使用できるギフト券を支給します。	こども政策課
住宅取得費の助成	・ 子育て世帯または親同居世帯が住宅を新築・購入する際の住宅取得費について給付金を支給します。	住宅政策課
校外学習費・給食費の助成	・ 小・中学生の修学旅行等校外学習費の一部、給食費の助成をし、教育にかかる経済的負担を軽減します。	学務課

(4) 医療体制の強化

取り組み	内容	担当課等
夜間・休日救急診療	・ 休日、夜間など急に病気になったときでも、医療機関等と連携し、診療が受けられる体制を確保します。	地域医療推進課
医療機関の誘致	・ 小児・周産期医療を担う医療体制の充実強化を図るとともに、医療機関の誘致にも努めます。	地域医療推進課
地域小児救急センターの支援	・ 地域小児救急センターである神栖済生会病院を支援し、入院を必要とする重症小児患者の受入体制を確保します。	地域医療推進課
健康相談	・ 病気、健康について不安や悩みに 24 時間年中無休で医師や看護師等に電話相談できる体制を確保します。	保健予防課

第4 安心して子育てと仕事を両立できる環境づくり

(1) 子どもを安心して預けられる環境づくり

取り組み	内容	担当課等
保育サービスの充実	・待機児童数ゼロを継続します。 ・地域の保育ニーズを把握し、延長保育や地域子育て支援センター、一時預かり保育、病児保育等、多様な保育サービスを提供します。 ・私立保育所等への支援を行い、保育環境の充実を図ります。	こども政策課
保育所の認定こども園化	・既存の私立保育所について、教育・保育ニーズに対応する認定こども園への移行を支援します。	こども政策課
こども誰でも通園制度の実施	・保護者の就労の有無に関わらず、月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位で柔軟に保育園等を利用できる「こども誰でも通園制度」が創設されました。令和7年度は準備を進め、令和8年度から本格実施します。	こども政策課
保育人材の確保	・保育人材を確保するため、市内の私立保育所等に対し、保育士等の処遇改善手当や保育補助者の雇い上げ支援等の各種補助事業を実施します。 ・保育士等人材バンクを設置し、市内の私立保育所等に人材バンク登録情報を提供します。 ・市内の保育施設で勤務する保育士等の子どもの市内保育施設等への優先入所を実施します。	こども政策課
放課後児童対策	・放課後や長期休暇中、就労等により保護者が家庭にいない児童に放課後の居場所を提供し、遊びなどを通じて児童の自主性・社会性を高め、児童の健全育成を図ります。 ・放課後児童の保護および健全な育成を行う場所として、安全・安心な環境整備ができるよう神栖市公共施設総合管理計画や神栖市放課後児童クラブ室長寿命化計画に基づき、財政状況や老朽度を踏まえ市内5か所の児童クラブ室の計画的な大規模改修や修繕、設備の更新等を進めていきます。 ・息栖小児童クラブは、施設の老朽化のため児童クラブ室の新築を検討していきます。	こども家庭課 教育指導課
利用者支援事業の実施	・多様な教育・保育サービス、一時預かりなど、適切なサービスを円滑に利用できるよう保護者への相談支援および情報発信を行います。	こども家庭課 はさき保健・交流センター

(2) ワーク・ライフ・バランスと男女共同参画の推進

取り組み	内容	担当課等
ワーク・ライフ・バランスの推進	・相互に協力し、仕事と他の活動を両立するワーク・ライフ・バランスの意識醸成を、個人や事業者等に対して図ります。 ・ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、職場環境の整備や有給休暇の取得推進など、事業者や団体への働きかけを進めます。	市民協働課 企業港湾商工課
男女共同参画の推進	・男女共同参画に関する情報を発信し、意識啓発につながるセミナーなどを通して、男女共同参画の推進に努めます。	市民協働課

第5 地域で子育てと子どもを支える環境づくり

(1) 子育て世代間および地域との交流促進

取り組み	内容	担当課等
子育て世代への交流の場の提供	・乳幼児と保護者が気軽に利用できる遊び場の提供や育児相談を実施している「地域子育て支援センター」の周知を図り、保護者・子ども同士の交流を促進します。 ・初めて育児をするパパ・ママをはじめ、子育て世代や転入してきた親子に対し、市の子育て支援施設や子育て支援サービスを紹介するとともに、子育てに関するセミナーや保護者・子ども同士の交流を促進する事業を実施します。 ・児童館において、乳幼児と保護者が気軽に集まり、育児相談や情報交換ができる「子育て広場」をはじめとする子育て支援事業を開催し、保護者・子ども同士の交流を深めます。 ・児童館において、ベビーグッズ製作、セルフ骨盤ケアやベビーマッサージなど、妊娠期の方が参加できる講座を開催し、仲間づくりの場を提供します。	こども政策課 こども家庭課
地域との交流促進	・地域コミュニティ協議会の活動を支援し、地域コミュニティ協議会が開催するイベント、交通安全や防災教室の開催を通じて、地域住民の交流を深め、安心して暮らせる住み良いまちづくりを進めていきます。	市民協働課

(2) 地域で育て・育つ、お互いに支え合う環境づくり

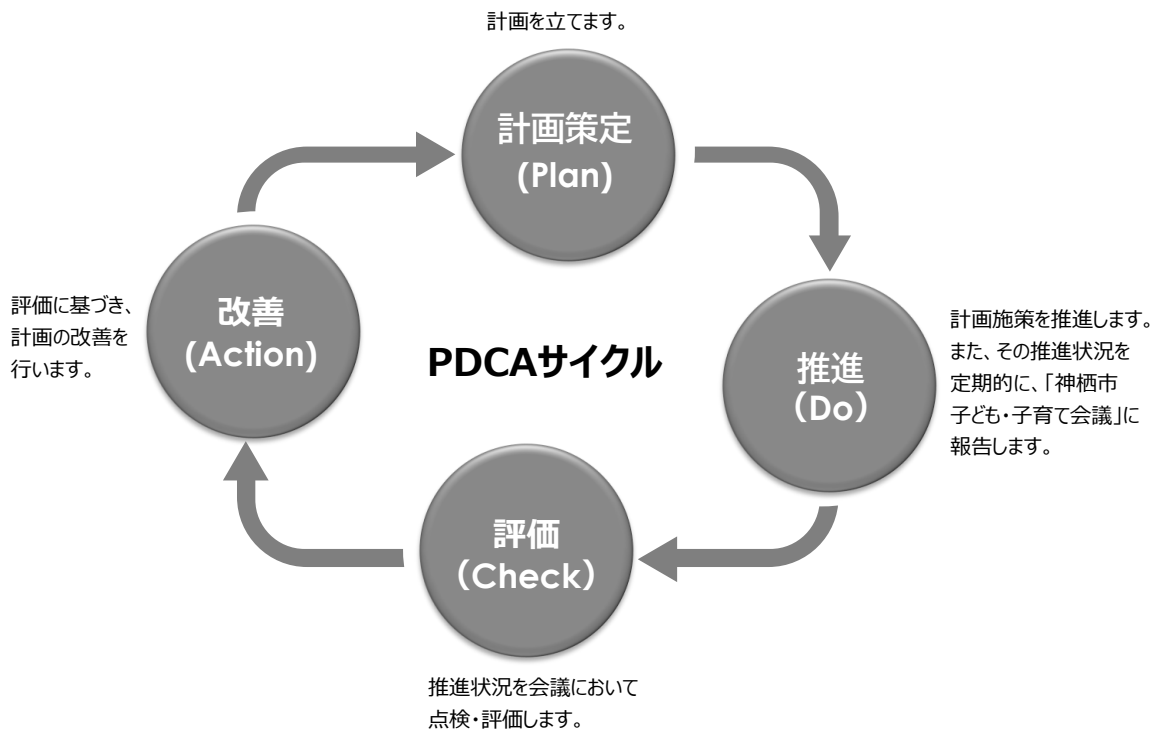
取り組み	内容	担当課等
ファミリーサポートセンターの充実	・育児の援助を受けたい方（利用会員）と援助を行いたい方（協力会員）を会員として組織化し、相互の援助活動を行うファミリーサポートセンター事業を実施し、地域による子育て支援の充実を図ります。	こども家庭課
民生委員・児童委員の活動支援	・子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を円滑に実施するため、各種研修の実施、情報提供、活動の協力を行うとともに、関係機関との連携を強化します。	社会福祉課
P T A ・ こども会・地域クラブ活動の支援	・P T A 活動、地域クラブ活動の支援を実施し、子どもたちの健全な成長のため、保護者・教職員・地域の連携を促進します。 ・青少年の豊かな心や協調性、郷土愛を育むため、子ども会活動の支援を行います。	教育指導課 文化スポーツ課

第8章 計画の推進

本計画の実効性を高めるため、毎年、担当部署は各施策の推進状況を、市民、有識者、関係団体からなる「神栖市子ども・子育て会議」に報告し、その実績について点検・評価を受け、次年度への取り組みに反映していく、「PDCAサイクル」による進行管理を行います。

なお、「教育・保育の量の見込みと提供と確保量」については、年度ごとに進捗状況を管理するとともに、利用者の動向等を鑑みながら、翌年度の事業展開に活かしていきます。

計画を推進するにあたり、国や県、関係団体等と連携を深め課題等に取り組んでいきます。また、地域の方々に参加、協力、理解していただくため、積極的に情報提供等し、市と地域、市民一人ひとりが一体となって「こどもまんなか社会」の実現に向けた取り組みが行われるよう本計画を推進していきます。



資料編

第1 策定経過

年 月 日	内 容
令和6年2月6日	令和5年度第2回神栖市子ども・子育て会議 (1) 既存保育施設の認可定員および利用定員の設定について (2) 神栖市子ども・子育て支援事業計画（第3期）の策定について
令和6年2月～3月	「ニーズ（アンケート調査）」の実施
令和6年6月～7月	「関係団体等意向調査」の実施
令和6年7月19日	令和6年度第1回神栖市子ども・子育て会議 (1) 令和6年度認定こども園、幼稚園および保育所の状況について (2) 神栖市子ども・子育て支援事業計画（第2期）の令和5年度実績報告 (3) 神栖市子ども・子育て支援事業計画（第3期）にかかるアンケート調査の結果報告
令和6年10月22日	令和6年度第2回神栖市子ども・子育て会議 (1) 神栖市子ども・子育て支援事業計画（第3期）骨子案について
令和6年11月20日	令和6年度第3回神栖市子ども・子育て会議 (1) 神栖市子ども・子育て支援事業計画（第3期）素案について
令和6年12月15日 ～令和7年1月17日	パブリックコメントの実施
令和7年2月12日	令和6年度第4回神栖市子ども・子育て会議 (1) 神栖市子ども・子育て支援事業計画（第3期）（案）にかかるパブリックコメントの結果について (2) 神栖市子ども・子育て支援事業計画（第3期）の策定について
令和7年3月	神栖市子ども・子育て支援事業計画（第3期）策定

第2 神栖市子ども・子育て会議設置条例

平成25年9月27日

神栖市条例第18号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、神栖市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 子育て会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 委員長は、子育て会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、子ども・子育て主管課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

付 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

付 則（令和5年条例第10号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

第3 神栖市子ども・子育て会議委員名簿

(任期：令和6年10月1日～令和8年9月30日)

関係機関等		氏名	備考
1	子どもの保護者	浅田 清美	
2		増田 真理子	
3	子ども会育成連合会 代表	石川 伸也	
4	P T A連絡協議会 代表	飯田 等	
5	私立認定こども園 代表	細田 峰彰	
6	私立保育園 代表	安藤 伸泰	副委員長
7	企業 代表	山田 正人	
8	商工会 代表	岸根 裕太	
9	民生委員主任児童委員 代表	平島 幸子	委員長
10		安藤 美穂	
11	N P O法人あすなろ会 代表	柳 舘 勝美	
12	児童館母親クラブ 代表	土井 みゆき	
13		田谷 知子	
14	子育て支援団体 代表	本山 一江	
15		澤田 直子	
16	小・中学校 代表	大里 恵	
17		高倉 紀行	
18	福祉事務所	浅野 明海	

第4 用語説明

行	用 語	説 明
あ	1号認定	満3歳以上の教育認定。お子さんが満3歳以上で教育を希望する場合。
	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。
	医療的ケア児	医師の指導のもと、保護者や看護師が日常的・応急的に行う経管栄養やたんの吸引などの医療行為（医療的ケア）を必要とする児童。
か	家庭的保育	市町村または民間事業者等が、保育者の居宅、その他の場所・施設において、3歳未満の低年齢の子どもを対象に、小人数（1人から5人まで）の定員で、きめ細やかな保育を行う事業。
	神福	「マル福」に該当しない人を対象として保険診療による自己負担分を一部助成する神栖市独自の制度。
	居宅訪問型保育	障がい・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅において1対1で保育を行う事業。
	合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。1人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定したときの子ども数に相当する。
	子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）	預かりなど育児の援助を受けたい人（利用会員）と、援助を行いたい人（子育てサポーター＝協力会員）がそれぞれ会員登録し、相互援助活動を行う会員組織（ファミリーサポートセンター）を設け、利用希望がある場合に会員間の連絡・調整を行う事業。
	子育てコンシェルジュ	子育てに関する相談への対応や情報提供を行う専門職。神栖市では、保健・福祉会館のこども家庭センター、児童館、はさき保健・交流センターに配置されている。
	子育て世帯訪問支援事業	家事、子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭および妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事、子育て等の支援を行い、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業。
	子育て短期支援事業	疾病、産前産後、出張、育児疲れなどの保護者の都合により、子どもの養育が一時的に困難になった場合に、里親や児童養護施設等で子どもを預かる事業。
	こども家庭センター	母子保健と児童福祉について専門的な知識を有する職員が連携・協力し、市内すべての子どもや妊産婦、子育て家庭を対象に、一体的支援を行う機関。令和6年4月に施行された改正児童福祉法に基づき設置された。
	こども基本法	こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行された法律。
	こども食堂	経済的問題や様々な家庭の事情を抱える子どもたちに、無料または低料金で食事を提供する社会活動のこと。家族や地域住民とのコミュニティ形成の場としても機能する。
	こども大綱	こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定めた大綱。令和5年12月に閣議決定された。

	用 語	解 説
か	こども未来戦略	「若い世代の所得を増やす」、「社会全体の構造・意識を変える」、「すべてのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する」を基本理念とし、若い世代が希望どおり結婚しこどもを持ち安心して子育てができる社会、また、こどもたちが笑顔で暮らせる社会を目指すための指針。
	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員や関係機関構成員の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業。
さ	3号認定	満3歳未満の保育認定。お子さんが満3歳未満で「保育の必要な事由」に該当し、保育所などでの保育を希望する場合。
	ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別がある一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別をジェンダーという。
	時間外保育事業（延長保育事業）	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日および利用時間以外の日および時間に、認定こども園・保育所等において、保育を実施する事業。
	事業所内保育	会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する事業。
	施設型給付	認定こども園・幼稚園・保育所の3施設（教育・保育施設）を通じた共通の給付。
	施設等利用給付	3歳から5歳までの子どもおよび住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子どもが次の施設等を利用した際に要する費用に対する給付。 ① 新制度未移行の幼稚園 ② 特別支援学校 ③ 預かり保育事業 ④ 認可外保育施設 ⑤ 一時預かり事業 ⑥ 病児保育事業 ⑦ ファミリーサポートセンター事業
	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業。
	小規模保育	3歳未満の低年齢の子どもを対象に、定員6人から19人の少人数で、家庭的保育に近い雰囲気の下で、きめ細やかな保育を実施する。
た	多様な事業者の参入促進・能力活用事業 （多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業）	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業。
	地域型保育給付	小規模保育や家庭的保育等の地域型保育事業に対する給付。
	地域型保育事業	小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の4つの事業類型のこと。市町村による認可事業（地域型保育事業）として児童福祉法に位置づけたうえで、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとなっている。
	地域子育て支援拠点事業	公共施設や保育所など、地域の身近なところで乳幼児およびその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

	用 語	解 説
た	地域子ども・子育て支援事業	すべての子どもの健やかな成長のために、適切な環境が等しく確保されるよう、国もしくは地方公共団体または地域における子育ての支援を行う者が実施する子どもおよび子どもの保護者への支援として、次の事業がある。 ① 利用者支援事業 ② 時間外保育事業（延長保育事業） ③ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） ④ 子育て短期支援事業（ショートステイ） ⑤ 乳児家庭全戸訪問事業 ⑥ 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業） ⑦ 地域子育て支援拠点事業 ⑧ 一時預かり事業 ⑨ 病児保育事業 ⑩ 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業） ⑪ 妊婦健康診査助成事業 ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 ⑭ 子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援） ⑮ 児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援） ⑯ 親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援） ⑰ 妊婦等包括相談支援事業 ⑱ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） ⑲ 産後ケアに関する事業
	特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付の支給対象施設として確認する「教育・保育施設」をいう。施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。
な	2号認定	満3歳以上の保育認定。お子さんが満3歳以上で「保育の必要な事由」に該当し、保育所などでの保育を希望する場合。
	乳児家庭全戸訪問事業	生後2か月頃の乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する不安や悩みの相談や養育環境等の把握を行い、養育等の支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供につなげる事業。
	認可外保育	都道府県知事、政令指定都市や中核市市長の認可を受けていない保育施設において、乳幼児の保育を行うこと。
	妊婦健康診査助成事業	妊婦の健康の保持および増進を図るため、妊婦健康診査14回分の費用を一部助成し、受診の勧奨を行い、安全・安心な出産を迎えられよう支援する事業。
	認定こども園	保護者が働いているかどうかに関わらず、小学校就学前の子どもに教育・保育を一体的に提供する機能と、地域における子育て支援として相談活動や親子の集いの場の提供などを行う機能を併せ持つ施設。
は	パブリックコメント	公的な機関が規則等の制定に先立ち、意見、情報、改善案など（コメント）を求める手続き。市民の意見を聴取し、その結果を反映させることにより、よりよい行政を目指すもの。
	病児保育事業	子ども・子育て家庭を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施することとされており、病児対応型、病後児対応型、体調不良児対応型、非施設型（訪問型）の4つの事業類型に分かれる。
	ペアレントトレーニング	保護者が子どもの行動に対し適切に対応するためのスキルや知識を習得するためのプログラム。
	放課後こども教室	小学校の施設を活用し、地域の大人の参画を得て、子どもたちに安全で安心な活動場所を提供する放課後対策事業。子どもたちの自主的な活動をとおして相互の関係を広げ、豊かな放課後の環境づくりを推進することを目的としている。
	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	就労等により、保護者が日中家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊びおよび生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。

	用 語	解 説
ま	マル福	病気やけがで医療機関を利用した場合に、保険診療による医療費の自己負担分(1割～3割の部分)を助成する県の制度。
や	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。
	ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども・若者。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出ることがある。
ら	利用者支援事業	子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供および必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。
	ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和。幸福で豊かな人生を送るために、自分の価値観や状況に応じた働き方の選択や、仕事と家庭、両者の充実を実現させようという考え方。

神栖市子ども・子育て支援事業計画（第3期）

発行／神栖市

発行日／令和7年3月

編集／神栖市福祉部福祉事務所こども政策課

〒 314-0121 茨城県神栖市溝口1746番地1

電 話 0299-77-7011

FAX 0299-77-5844